

令和3年9月定例会運営日割

月 日	曜	時 間	会 議 名	備 考
9月 1日	水	9:30	議会運営委員会	議案等上程説明聴取
		10:00	本 会 議	
		本会議終了後	広報広聴委員会	
2日	木			休 会 (議案等質疑通告正午まで)
3日	金	9:30	議会運営委員会	議案等質疑
		10:00	本 会 議	一部議決 委員会付託
		本会議終了後	藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会	
4日	土			休 会
5日	日			休 会
6日	月	9:30	建設経済常任委員会	
7日	火	9:30	厚生環境常任委員会	
8日	水	9:30	子ども文教常任委員会	
9日	木	9:30	総務常任委員会	
10日	金	9:30	補正予算常任委員会	
11日	土			休 会
12日	日			休 会
13日	月	9:30	議会運営委員会	議会運営委員会 終了後
			議会改革推進会議	
14日	火			休 会
15日	水	9:30	議会運営委員会	常任委員会等報告 議決
		10:00	本 会 議	一般質問
16日	木	9:30	議会運営委員会	一般質問
		10:00	本 会 議	
17日	金	9:30	議会運営委員会	一般質問
		10:00	本 会 議	
18日	土			休 会
19日	日			休 会
20日	月			休 会 (敬老の日)

21日	火	9:30	議会運営委員会	一般質問
		10:00	本 会 議	
22日	水	9:30	議会運営委員会	一般質問 令和2年度決算上程説明・出資法人 経営状況報告聴取
		10:00	本 会 議	
23日	木			休 会 (秋分の日)
24日	金			休 会 (決算・出資法人経営状況質 疑通告正午まで)
25日	土			休 会
26日	日			休 会
27日	月	9:30	議会運営委員会	決算・出資法人経営状況質疑 決算特別委員会設置・付託 追加議案上程説明 委員会付託 常任委員会報告 議決
		10:00	本 会 議	
		本会議休憩中	補正予算常任委員会	
		本会議終了後	決算特別委員会	
		決算特別委員会 終了後	議会史編さん委員会	
28日	火	9:30	決算特別委員会	
29日	水	9:30	決算特別委員会	
30日	木	9:30	決算特別委員会	
10月 1日	金	13:30	決算特別委員会	(令和3年度藤沢市表彰式)
2日	土			休 会
3日	日			休 会
4日	月	9:30	決算特別委員会	
5日	火	9:30	決算特別委員会	
6日	水			休 会
7日	木	9:30	議会運営委員会	決算特別委員会報告・議決 追加議案上程説明・議決
		10:00	本 会 議	
		本会議終了後	広報広聴委員会	

会

期

9月 1日～10月7日

37日間

子ども文教常任委員会日程

日時 令和3年9月8日（水）

午前9時30分

場所 第1議会委員会室

- 1 議案 第45号 藤沢市公民館条例の一部改正について（生涯学習部）
- 2 報告（1） 村岡公民館等再整備事業の進捗状況について（生涯学習部）
 - （2） 藤沢市スポーツ推進計画の改定について（中間報告）
（生涯学習部）
 - （3） 生涯学習ふじさわプランの改定について（中間報告）
（生涯学習部）
 - （4） 藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針
（素案）について（教育部）
 - （5） 中学校夜間学級に係る広域的な仕組みへの参画について（教育部）

村岡公民館等再整備事業の進捗状況について

村岡公民館等再整備事業については、藤沢市公共施設再整備基本方針及び藤沢市公共施設再整備プランに基づき、公民館施設に地域包括支援センター等を含めた複合施設として移転による再整備を計画しております。本年6月市議会定例会子ども文教常任委員会で、昨年9月に着手した設計業務の進捗状況として、基本設計における浸水対策及び配置計画等についてご報告させていただいた後、8月には地区全体説明会を開催し地域の皆様へご報告するとともに、ご意見をいただく機会を設けてまいりました。

今回は、これまで進めてきた基本設計の概要として、諸室等の配置、建物外観等の検討状況について報告するものです。

1 これまでの取組について

- 令和3年 6月 子ども文教常任委員会において事業の進捗状況について報告
- 7月 リーフレット「村岡公民館の再整備について」を地区内全戸配布
第15回村岡公民館再整備建設検討委員会を開催
- 8月 村岡公民館再整備地区全体説明会を開催
公民館利用サークル及び公民館評議員へ基本設計検討状況の説明

2 村岡公民館再整備地区全体説明会について

- 日時 令和3年8月8日（日） 午前10時から11時まで
- 会場 村岡公民館 1階 ホール
- 参加者 17人（事前申込22人）
- 内容 ・これまでの経緯
・基本設計の進捗状況について 等

3 基本設計の概要について

（1）公民館

ア 諸室等の配置について [資料2（2）]

基本構想時に検討した諸室や機能の相関関係による配置を踏まえるとともに、既に確認している諸室面積をもとに、各階の諸室を配置しました。

- 1階** 公民館事務室、学習室、村岡市民図書室、村岡地域包括支援センター、村岡地区福祉ボランティアセンター、防災倉庫等

2階 体育室，談話室2室，実習室，調理室，和室，子ども室，団体活動室，サークルロ
ッカー等

3階 談話室1室，多目的ホール，音楽室等

屋上 空調等設備スペース

その他，駐車・駐輪スペースとして，敷地西側の一般利用者用駐車場（32台分）に加え
て，ピロティ部分に車いす利用者及び公用車用駐車場を計6台分，駐輪スペース24台分，
バイク置き場17台分，建物南側に駐輪スペース40台分を計画しています。

イ 立面計画について [資料2 (3) ~ (6)]

外観につきましては，基本構想の基本理念「みんなが気軽に訪れ 支え合い 絆を育む
安全・安心で明るい公民館」を踏まえたデザインとしました。

建物の形は，コスト，メンテナンス，耐震性等を考慮し直方体の整形を基本とし，天井の
高さを必要とする体育室，多目的室の屋根は緩やかな勾配屋根とすることで近隣への日影・
圧迫感の軽減に配慮した計画とします。

色彩計画については，白を基調とした明るい色調の外観とします。また，環境負荷低減と
デザイン性を考慮し部分的にルーバーを採用することを計画しています。

(2) 消防団第6分団器具置場について [資料2 (7)]

1階 車庫，倉庫等

2階 和室，更衣室等

(3) 工事費について

基本構想では，公民館及び第6分団器具置場の建設工事費及び既存施設の解体費等も合
わせた概算工事費として約32~36億円と想定していましたが，現時点においては約
30億円となる見込みです。建設工事費の詳細については，今後，実施設計を進める中で精
査していきます。

4 今後のスケジュールについて

【令和3年度】 10月 実施設計業務着手（令和4年9月まで）

【令和4年度】 7月以降 建設工事費等予算計上

【令和5年度】 建設工事着手（予定）

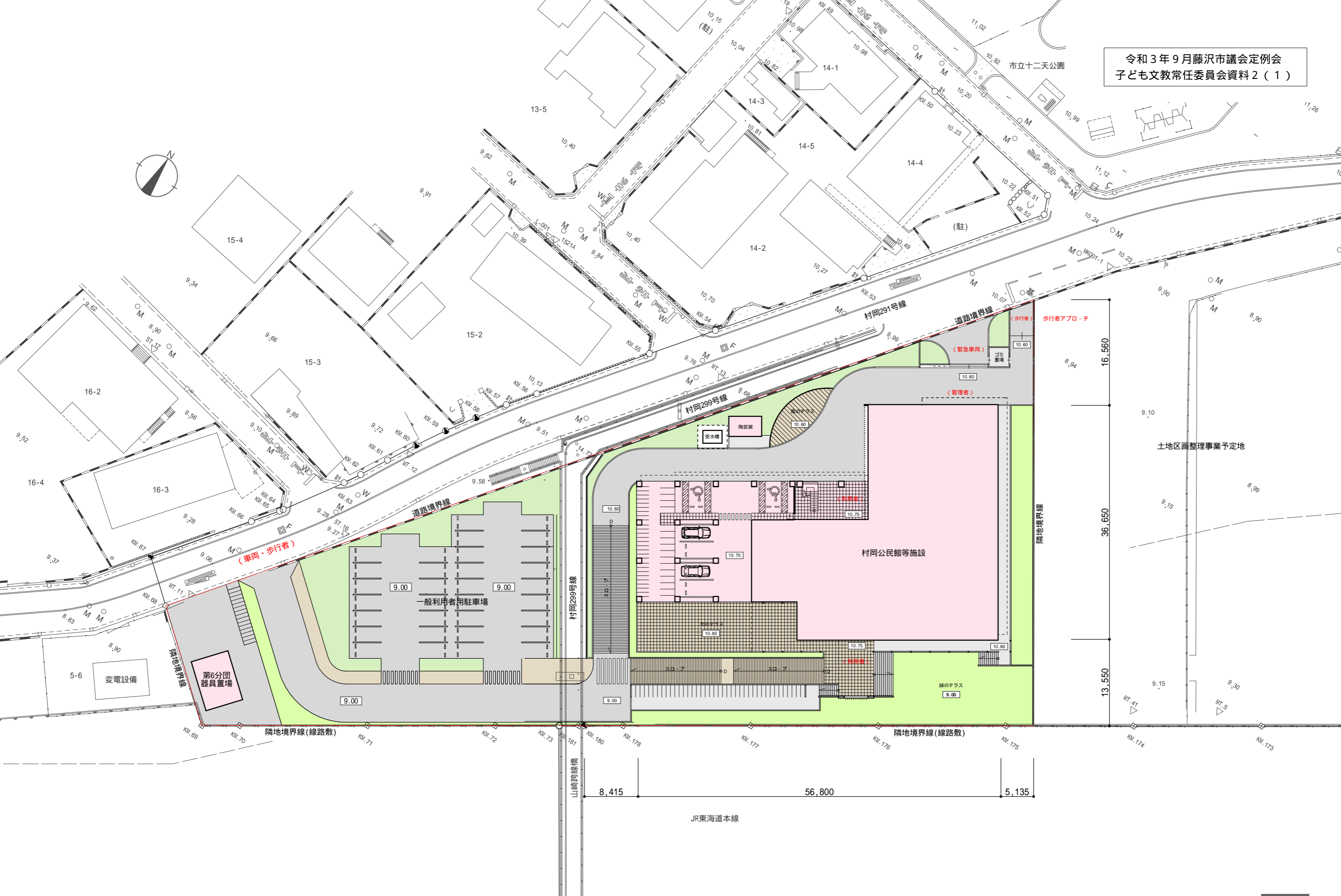
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基本設計(13カ月)		実施設計(12カ月)			
議会等報告期間(4カ月)		予算調整，工事発注，議会承認等		建築工事(予定)	

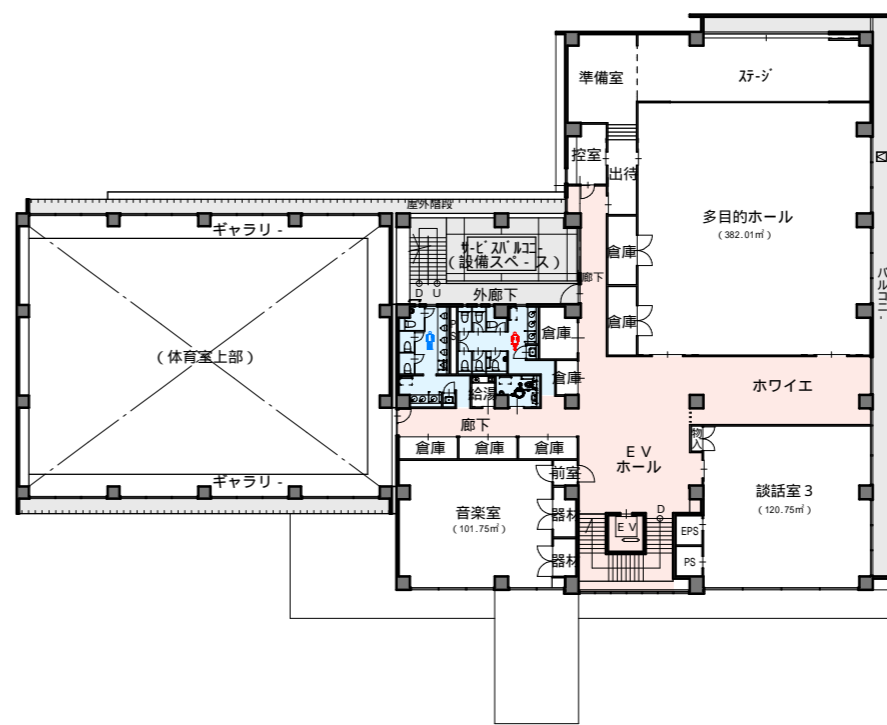
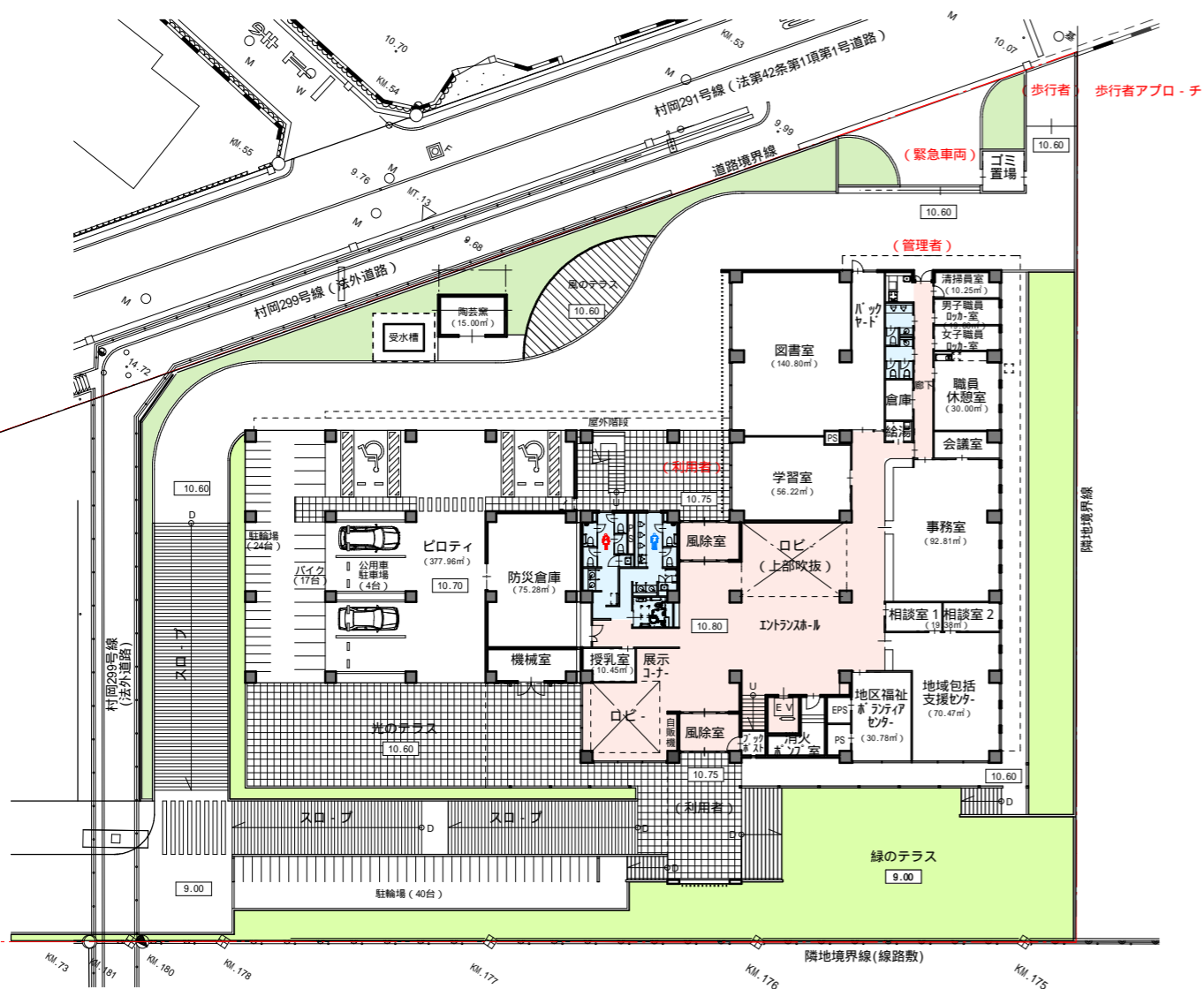
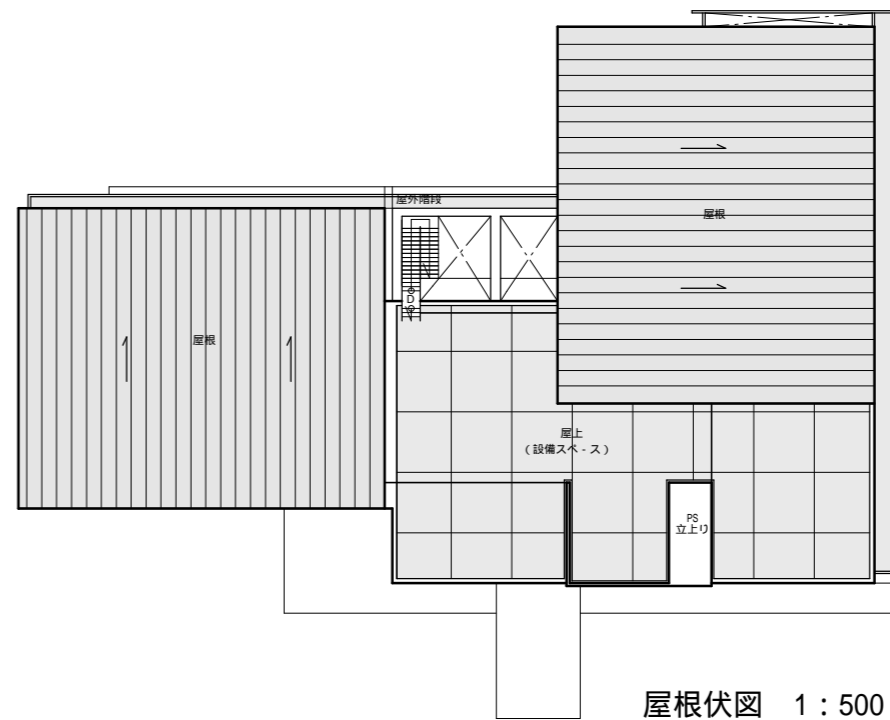
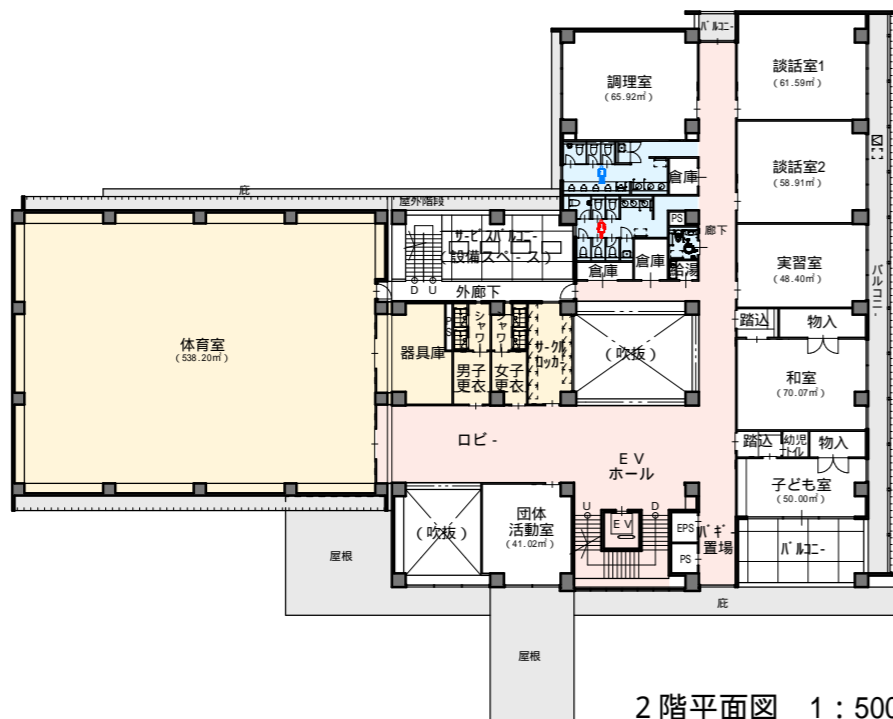
以上

【事務担当】生涯学習部 生涯学習総務課 村岡公民館

村岡公民館等再整備事業の進捗状況について

(事業全体配置図・公民館 配置兼平面図・公民館 立面図・公民館 断面図・公民館 外観イメージパース・第6分団 平面図兼立面図)



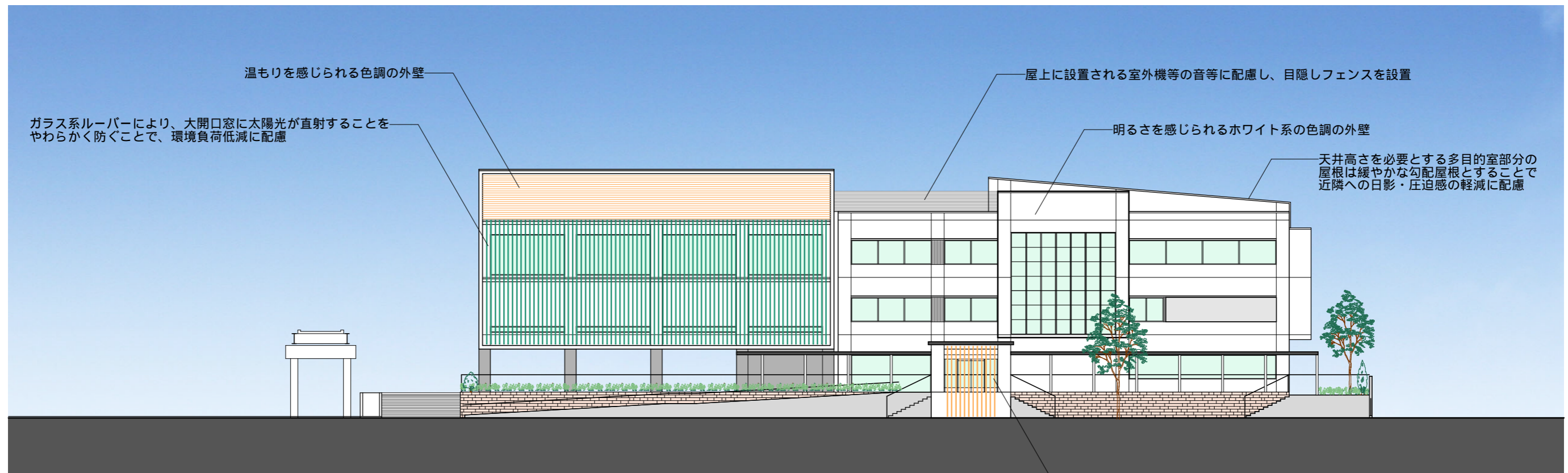


外観デザイン

基本理念「**みんなが気軽に訪れ 支え合い 絆を育む 安全・安心で明るい公民館**」を踏まえ、全体的に明るい建物となる色彩計画とします。

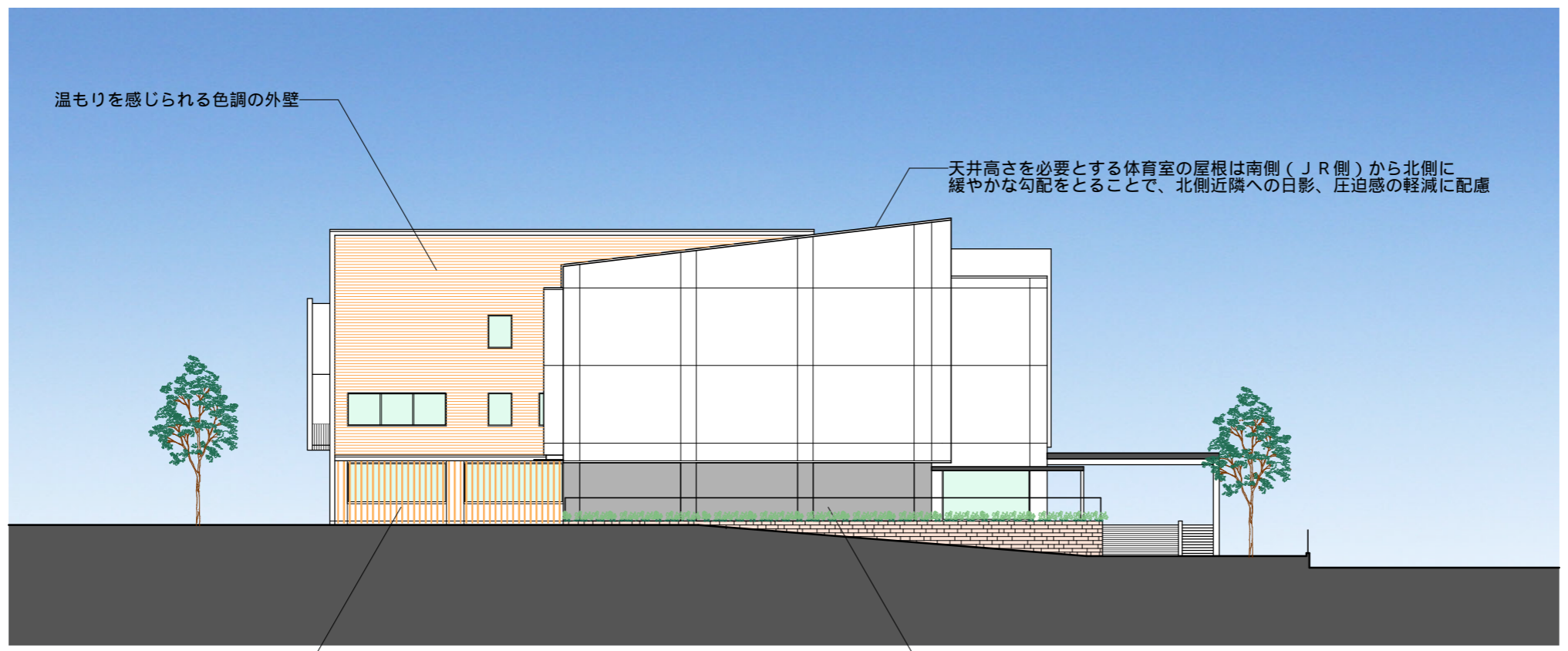


東立面図 1:300



南立面図 1:300

基本設計における色彩計画であり、今後の景観協議や実施設計において多少の変更はあります。



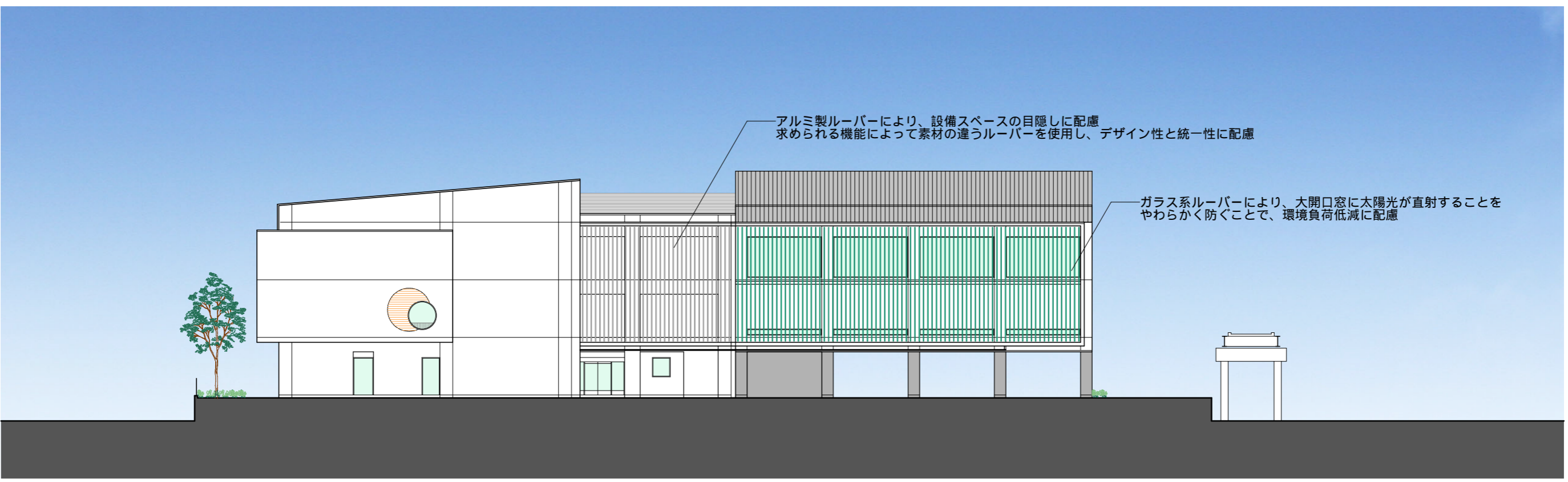
温もりを感じられる色調の外壁

天井高さを必要とする体育室の屋根は南側（JR側）から北側に緩やかな勾配をとることで、北側近隣への日影、圧迫感の軽減に配慮

温もりや安心感を感じられる木質系ルーバーを設置

堅牢で安全なイメージのあるコンクリート打放しを部分的に採用

西立面図 1:300

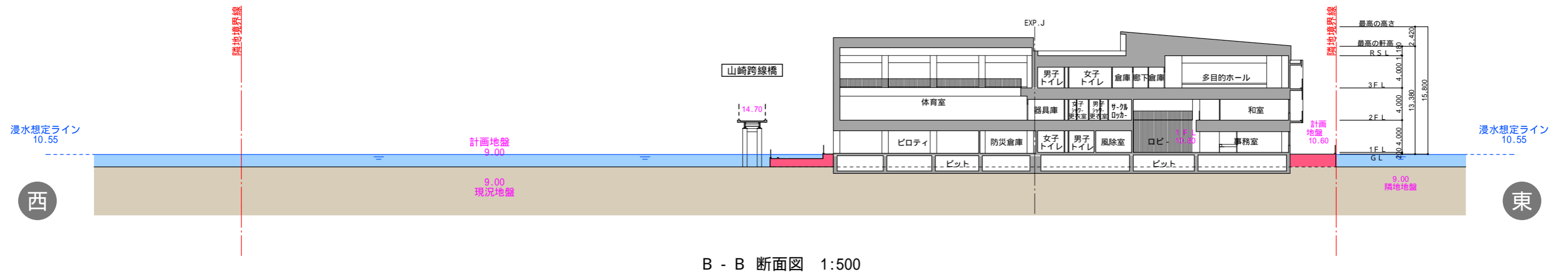
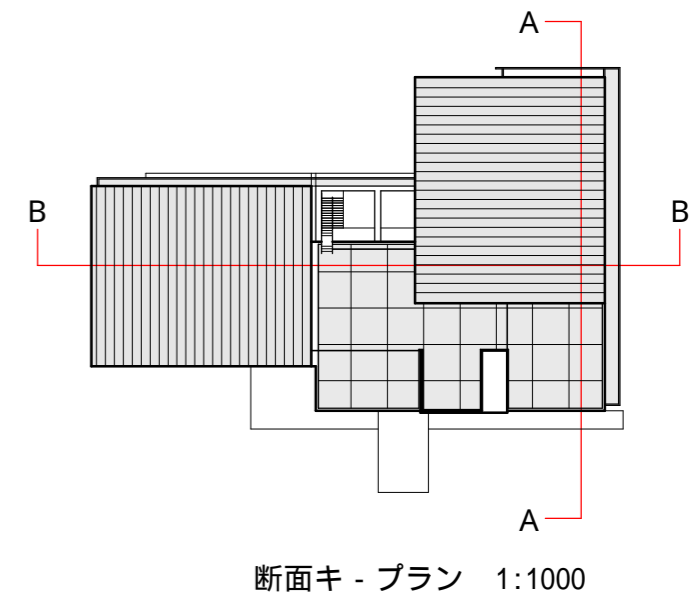
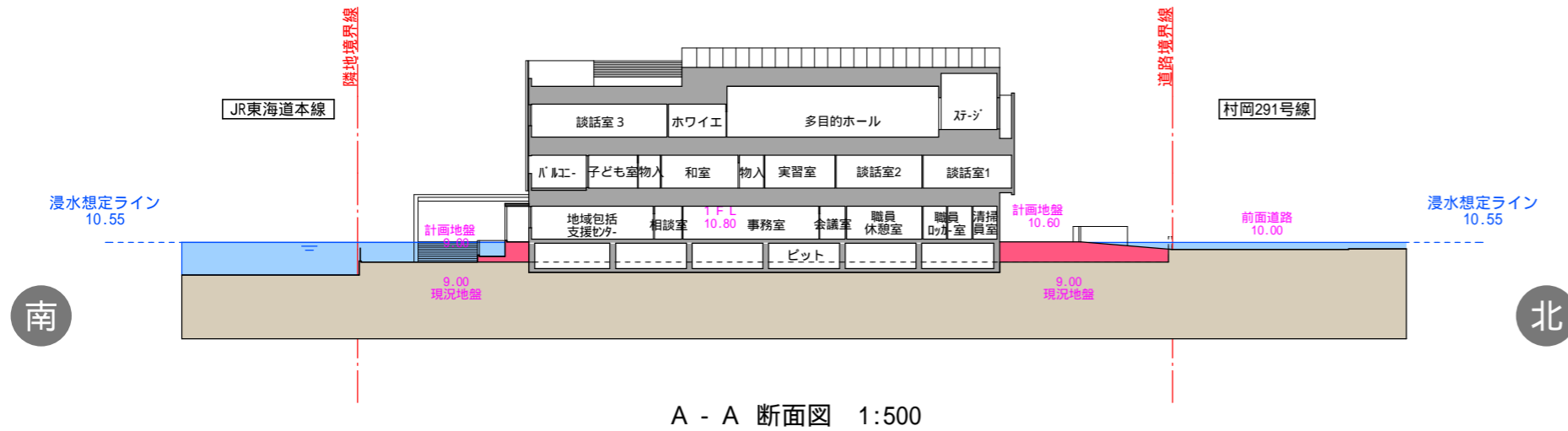


アルミ製ルーバーにより、設備スペースの目隠しに配慮
求められる機能によって素材の違うルーバーを使用し、デザイン性と統一性に配慮

ガラス系ルーバーにより、大開口窓に太陽光が直射することをやわらかく防ぐことで、環境負荷低減に配慮

北立面図 1:300

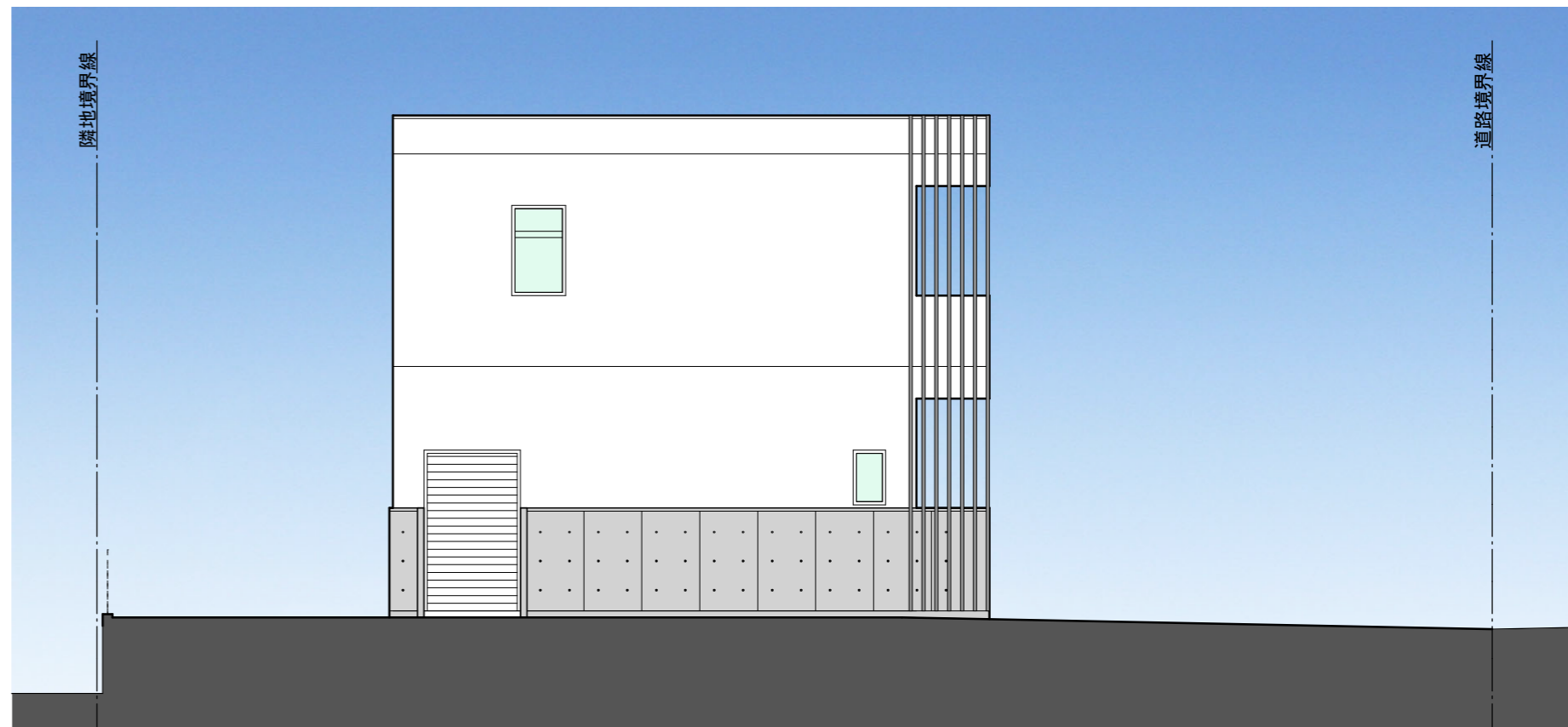
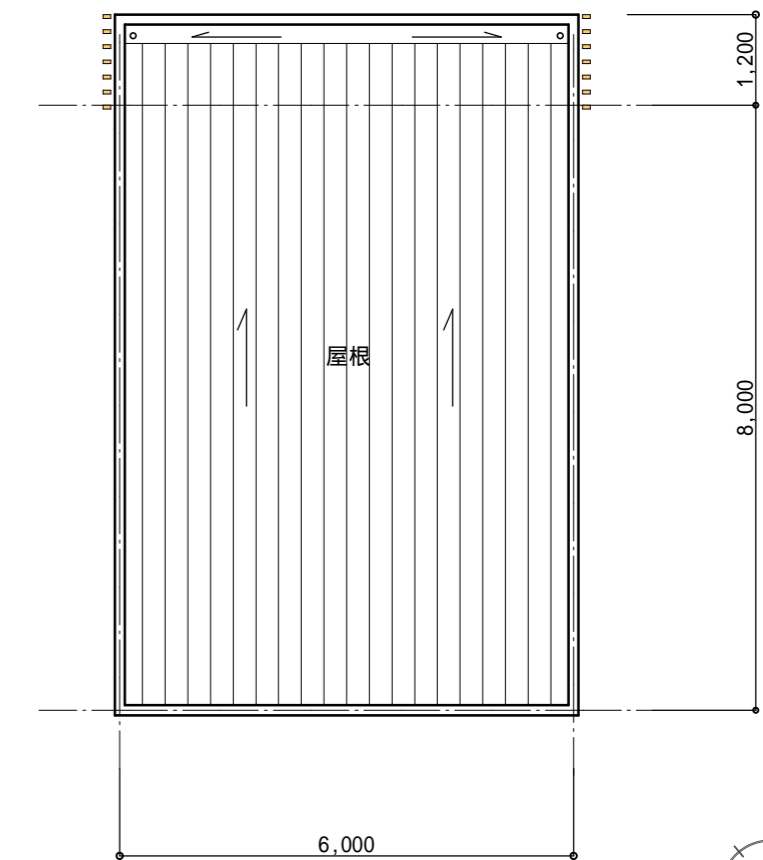
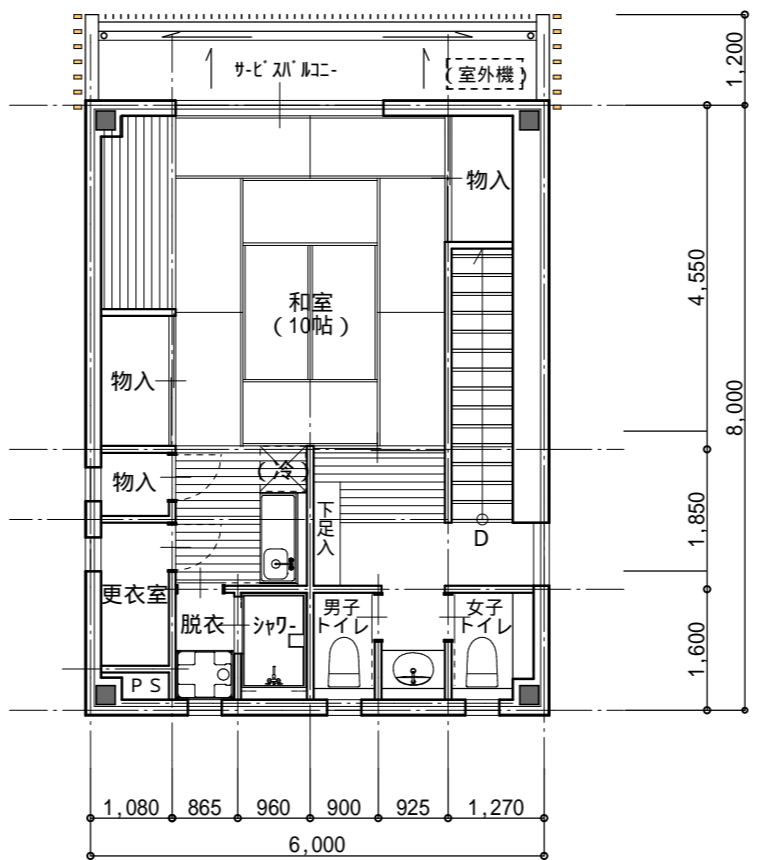
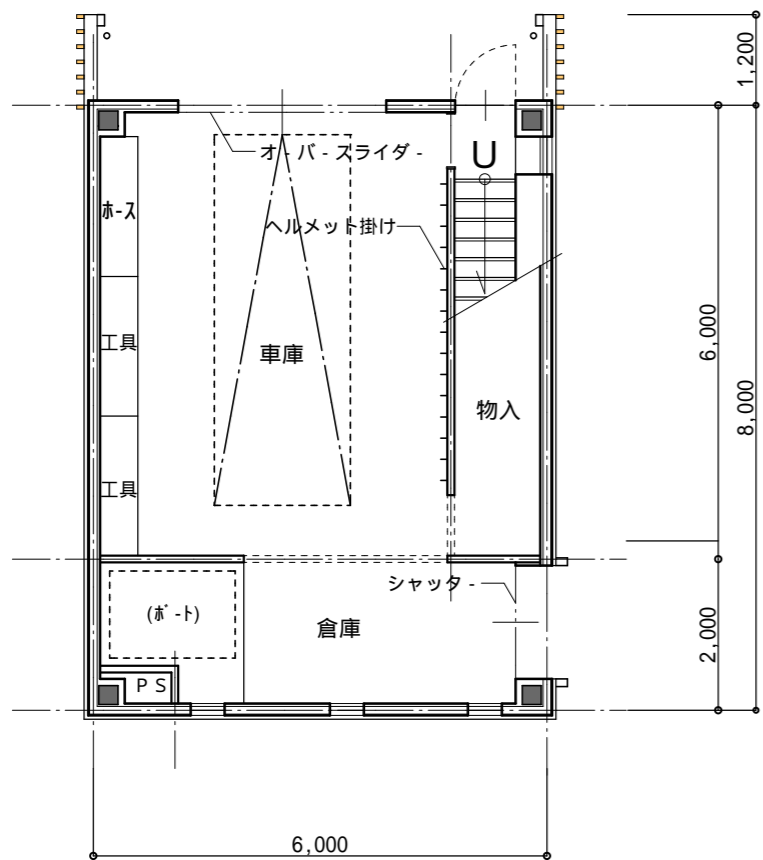
基本設計における色彩計画であり、今後の景観協議や実施設計において多少の変更はあります。



- : 盛土を示す
- : 現況地盤を示す
- : 浸水時の状況を示す (標高10.55まで浸水)

浸水想定ラインは「国土交通省 地点別浸水シミュレーション検索システム(浸水ナビ)」による
基本設計段階のものであり、今後の許認可等で多少の変更となる場合があります





藤沢市スポーツ推進計画の改定について（中間報告）

本市では、「スポーツ基本法」に基づき、市民一人ひとりが「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」スポーツを楽しみ、健康で豊かなスポーツライフの確立をめざして、平成15年3月に藤沢市スポーツ振興基本計画「ふじさわスポーツ元気プラン」、平成23年3月に藤沢市スポーツ振興基本計画「ふじさわスポーツ元気プラン2020」、平成27年3月に藤沢市スポーツ推進計画「みらいふじさわスポーツ元気プラン」を策定しております。

現行計画の期間が令和3年度末に終了するため、令和4年度から令和11年度までを計画期間とする次期スポーツ推進計画の策定に向け、見直し作業を現在進めているところです。

1 現行計画について

現行計画では、「文化・スポーツを盛んにする」ことを基本目標の一つに掲げる「藤沢市市政運営の総合指針2016」や、「藤沢市教育振興基本計画」など関連する計画を踏まえるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催をはじめとする社会情勢やスポーツを取り巻く環境の変化に対応し、藤沢のまちがスポーツを楽しむ元気な市民であふれ、生き生きとしたまちになるよう、スポーツの推進に関する施策を展開してきました。

2 計画改定の背景

スポーツを取り巻く状況は年々変化しており、ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は記憶に新しく、大きな感動を生み、改めてスポーツの素晴らしさを感じた市民が多くいたことと思います。また、全国健康福祉祭（ねんりんピック）の開催も控え、市民のスポーツに対する関心は高まっています。

このタイミングを好機と捉え、スポーツに対する意義や価値の浸透、オリンピックレガシーを未来に繋ぐため、「藤沢市スポーツ都市宣言」を制定し、本市がスポーツ施策に明確な目標を持って取り組んでいくことを表明することは大変意義のあることと考えています。

こうしたスポーツに対する関心・期待を一過性のものにせず、生涯にわたってスポーツを楽しみ、健康で笑顔あふれる藤沢を実現できるよう、次期スポーツ推進計画を策定するものです。

3 改定の考え方

スポーツ推進計画については、本市のスポーツ行政を推進していく上で根幹となる考え方を示し、理想を実現するための指標となります。

次期スポーツ推進計画については、現計画の考え方を継承しつつ、時代に即した内容に変化させていく必要があります、これまで掲げてきた「いつでも・

どこでも・だれでも・いつまでも」のスローガンのもと、都市宣言の4つの理念を踏まえ「健康寿命日本一」「スポーツ活動の充実」「共生社会の推進」「まちのにぎわいの創出」を新たな施策の柱としてまいります。

4 改定計画の体系図（案）

3ページ「体系図（案）」のとおり

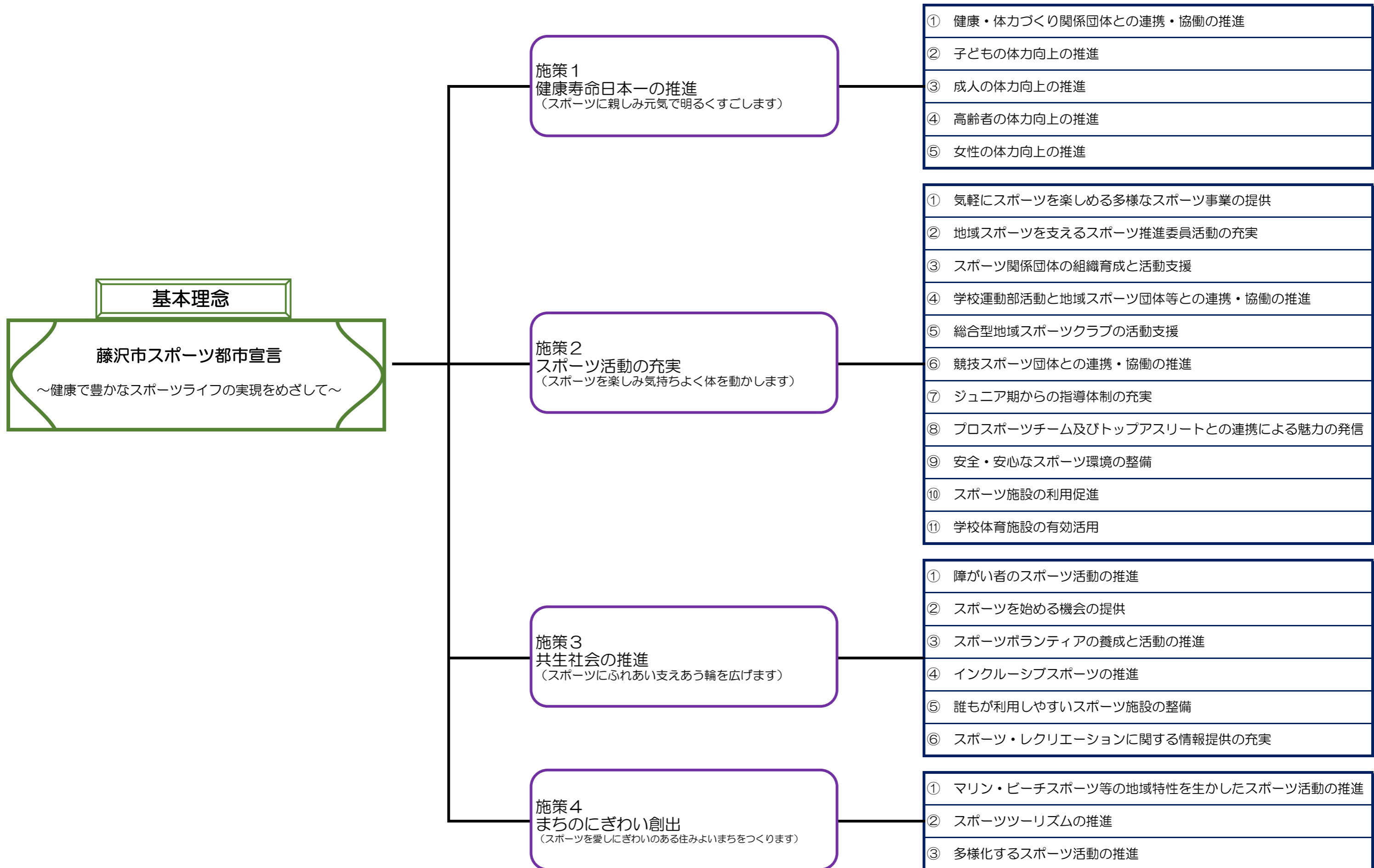
5 今後のスケジュール

令和3年	11月	スポーツ推進審議会を経て素案作成
	11月	パブリックコメントの実施
	12月	スポーツ推進計画見直し検討部会にて最終確認
令和4年	2月	市議会2月定例会子ども文教常任委員会にて最終報告
	4月	改定計画スタート

以 上

（事務担当 生涯学習部 スポーツ推進課）

藤沢市スポーツ推進計画 改定計画の体系図（案）



生涯学習ふじさわプランの改定について（中間報告）

1 趣旨

本市では、生涯学習社会の構築を目指し、学習環境の諸整備を図ることを目的に、平成29年3月に「生涯学習ふじさわプラン2021」（以下「現行計画」という。）を策定し、生涯学習の推進に努めてきました。

現行計画の期間が令和3年度で終了することから、国の動向（「第3期教育振興基本計画」、「中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」）をもとに、今後の生涯学習施策の方向性を見据え、新たな取組に向けた計画へと改定するものです。

2 プラン改定に向けたこれまでの経過

令和2年10月～令和3年5月

「社会教育委員会議」（学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育関係者及び学識経験者で構成）において、現行計画の検証及び次期プラン策定に向けた提言書の作成（7回開催）

令和3年6月

「社会教育委員会議」より提言書「藤沢市の生涯学習施策のあり方について～（仮称）生涯学習ふじさわプラン2026の策定に向けて」が市に提出

令和3年7月

「藤沢市生涯学習推進本部会議」（担当副市長及び関連部長で構成）での検討及び調整

3 プラン改定のポイント

次期プランは、現行計画の考え方や方策を基本にしつつ、社会教育委員会議から提出された提言書を踏まえ、以下の視点に基づき、生涯学習を取り巻く社会情勢の変化に対応できる具体的な取組を進めることで、藤沢の未来に繋げていくことを目指します。

- (1) 人生100年時代を見据えた学習機会の充実（学び直し・リカレント教育）
- (2) デジタル社会に対応した学習情報の提供と学習環境の整備（ICTの活用）
- (3) 地域を活性化する学びの推進（勤労世代・保護者世代の取込）
- (4) 共生社会の学びの支援（配慮が必要な学び～インクルーシブ）
- (5) 現代的・社会的課題に応える学習機会の提供（SDGs, 命を守る学び）

4 次期プランの概要

(1) 位置づけ

本プランは、本市の生涯学習施策を総合的に体系化して推進するための計画として位置づけ、藤沢市市政運営の総合指針、ふじさわ教育大綱、藤沢市教育振興基本計画等、関連する諸計画との整合性を図ります。

(2) 構成

現行計画同様、基本構想と基本計画の二層構成とし、今後の生涯学習施策の方向性に沿った事業を位置づけます。

(3) 期間

期間については、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。なお、この間大幅な制度改正や社会情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

(4) 推進体制

本プランを確実に、また効果的に推進していくためには、庁内各課が横断的に取り組むとともに、市内の教育機関や市民活動団体、民間事業者等とも連携していく必要があります。また、藤沢市生涯学習推進本部会議と社会教育委員会が連携し、進捗管理体制の充実を図ります。

5 「（仮称）生涯学習ふじさわプラン2026」素案

資料2のとおり

6 今後のスケジュール

令和3年11月	パブリックコメント実施（～12月）
令和4年 2月	市議会2月定例会 子ども文教常任委員会 最終報告
4月	「（仮称）生涯学習ふじさわプラン2026」スタート

以 上

（事務担当 生涯学習部 生涯学習総務課）

「（仮称）生涯学習ふじさわプラン 2026」素案

（藤沢市生涯学習推進基本構想・基本計画）

目 次

第1章 プランの策定にあたって	1
1 プラン策定の趣旨	
2 プランの位置づけ	
3 プランの期間	
第2章 藤沢市の生涯学習を取り巻く現状と課題	5
1 生涯学習をめぐる情勢	
2 「生涯学習ふじさわプラン 2021」の進捗管理から	
3 社会教育委員会議提言書「藤沢市の生涯学習施策のあり方について」から	
第3章 プランの基本的な考え方	17
1 基本構想	
2 基本計画	
3 施策の体系	
4 施策の展開	



第 1 章

プランの策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

藤沢市では、生涯学習社会の構築を目指し、学習環境の諸整備を図ることを目的に、これまで以下の計画を策定してきました。

- 1999年(平成11年) 生涯学習ふじさわプラン—藤沢市生涯学習推進基本構想・基本計画
- 2001年(平成13年) 生涯学習ふじさわプラン—実施計画(10年計画)
- 2011年(平成23年) 生涯学習ふじさわプラン2016—藤沢市生涯学習推進基本構想・
基本計画・実施計画(6年計画)
- 2017年(平成29年) 生涯学習ふじさわプラン2021—藤沢市生涯学習推進基本構想・
基本計画(5年計画)

人生100年時代という超長寿社会を迎え、人々が活力をもって生きていくには、「いつでも・どこでも・だれでも」学びたいことを学ぶことができる社会を構築するとともに、ライフステージやライフスタイルに応じた、多様な学習の機会を提供することが必要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症により、私たちの日常生活は大きく変化し、生涯学習活動にもその影響は及んでいます。新しい生活様式に留意した「ウィズコロナ・アフターコロナにおける活動のあり方」を改めて考える機会が多くなり、普段当たり前のように行われてきたこと(直接対面して場を共にすることや会話等)が、地域住民同士の交流やつながりを維持するための重要な機会であることに気づききっかけにもなりました。

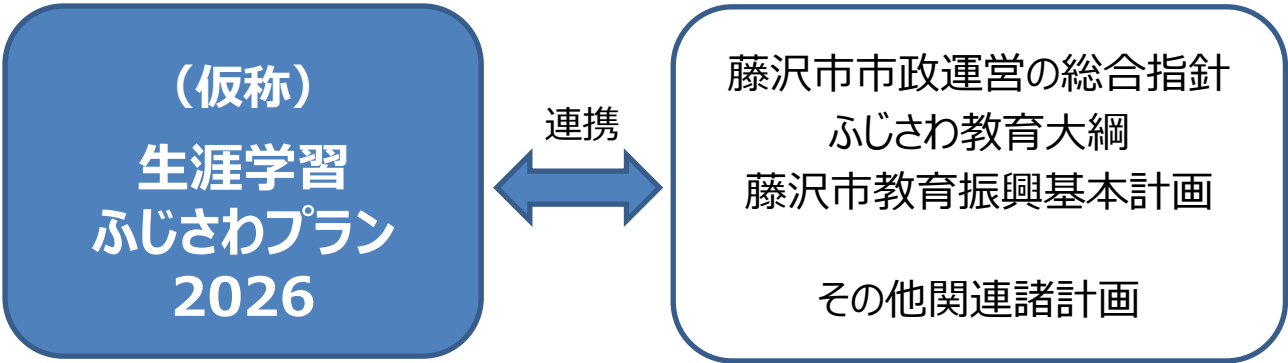
コロナ禍も相まって、学びのあり方が時間的・空間的な制約を超えたものになっていくに従い、新しい技術を活用した学びを取り入れるとともに、SDGsの第4のゴールである、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことを念頭に置いた施策を推進していくことが求められています。

本市においては、社会教育行政に市民の意見を反映させ、本市の社会教育事業を推進することを目的として設置している「藤沢市社会教育委員会」から、社会状況や生活様式が著しく変化中での本市の生涯学習施策の〈継承と発展〉についてまとめた提言書「藤沢市の生涯学習施策のあり方について～(仮称)生涯学習ふじさわプラン2026の策定に向けて」が、2021年(令和3年)6月に提出されました。

こうした状況及び提言を踏まえ、多様化している市民ニーズに対応できる学びの提供や、学習した成果を主体的な活動へとつなげるための支援等、今後の5年間にわたる生涯学習施策の方向性と展開を示すために新たなプランを策定するものです。

2 プランの位置づけ

本プランは、本市の生涯学習施策を総合的に体系化して推進するための計画として位置づけられます。なお、藤沢市市政運営の総合指針、ふじさわ教育大綱、藤沢市教育振興基本計画、その他関連諸計画との整合性を図ります。



3 プランの期間

本プランの期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。なお、この間大幅な制度改正や社会情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

年 度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
(仮称)生涯学習ふじさわプラン2026			(5年)				
市政運営の総合指針2024		(4年)					
第3期藤沢市教育振興基本計画	(5年)						



第2章

藤沢市の生涯学習を
取り巻く現状と課題

1 生涯学習をめぐる情勢

(1) 国の動向

2020年(令和2年)9月に出された第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理において、生涯学習・社会教育をめぐる現状課題として、「社会包摂の実現」「人生100年時代に必要な資質・能力等の更新」「Society5.0に向けたこれからの学び」「地域活性化の推進」「子供・若者の地域・社会への主体的な参画と多世代交流の推進」が挙げられています。

こうした課題を解決するには、様々な背景を有する多様な世代の人たちがつながり、共に学びあうことが必要であり、そのことにより新たなアイデアが生まれ、他者理解が進み、共生社会の実現につながっていきます。さらには、ICTをはじめとした新しい技術を活用することで、誰もが学べる環境が整い、誰一人として取り残すことなく生きがいを感じることもできる、包括的な社会の実現に大きく近づくこととなります。

また、教育基本法に基づき、2018年(平成30年)6月に閣議決定された「第3期教育振興基本計画」において、人生100年時代を見据えた生涯学習の推進が教育政策の目標とされており、全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できるようになることが掲げられています。教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化し、若年期に身につけた知識や技能だけでなく、時代の変化に応じたスキルを獲得できるよう、社会人の学び直し(リカレント教育)の機運をこれまで以上に醸成することとしています。

(2) 市の動向

本市では市民ニーズに基づいた課題の緊急性・重要性を踏まえ、重点的かつ確実に実施する施策を位置づける「藤沢市市政運営の総合指針」が、2021年(令和3年)4月に改定されました。今回の改定では、藤沢らしさを時代の変化に応じて発展させ、未来に引き継げるようSDGsの視点を取り入れた3つのまちづくりコンセプト(サステナブル藤沢・インクルーシブ藤沢・スマート藤沢)を新たに位置づけ、持続可能なまちづくりへの転換を図ろうとしています。

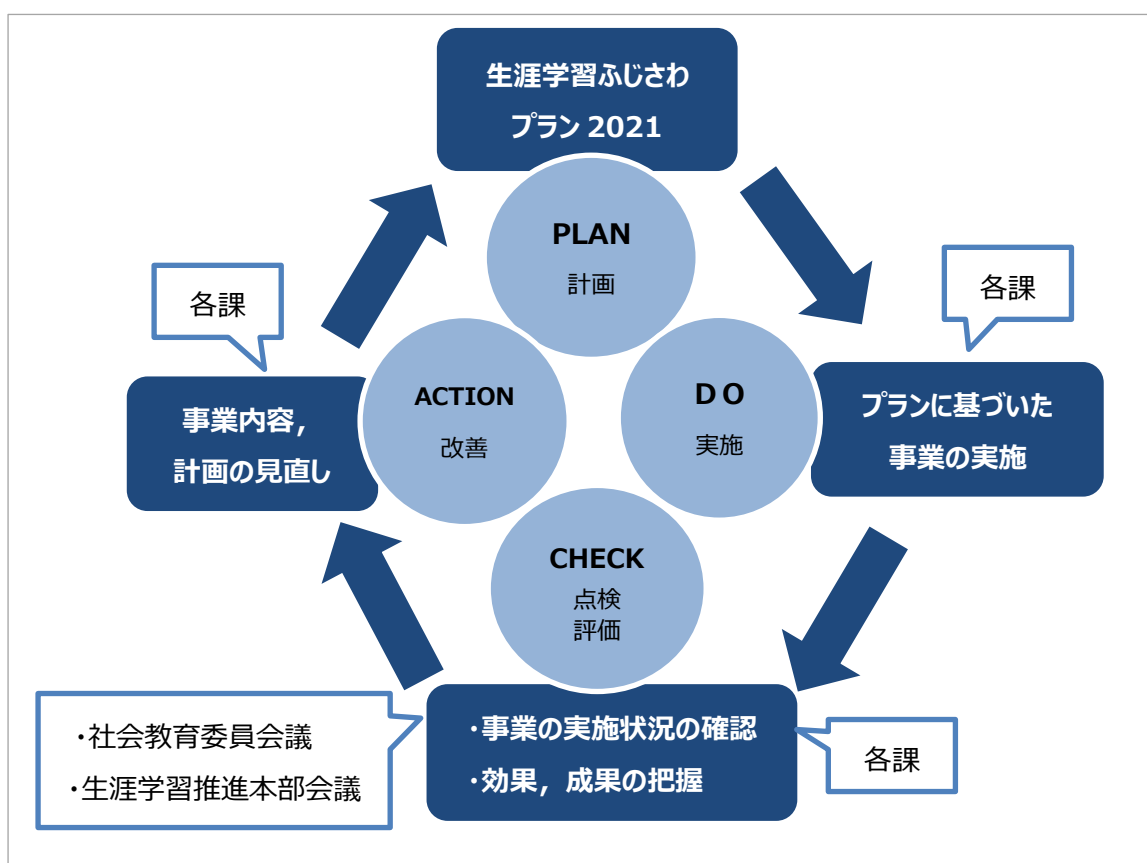
指針の基本目標のひとつに「文化・スポーツを盛んにする」を掲げています。ライフスタイルの多様化や価値観の変化に伴い、「豊かさ」の尺度が経済的価値から生活の質的価値へと変わっていることを踏まえ、日頃から文化・スポーツを楽しみ、歴史や文化を大切にすることで、郷土への誇りや愛着を高め、市民力・地域力を発揮できる都市づくりへとつなげることを目指しています。

また、本市の教育に関する総合的な中期計画である「第3期藤沢市教育振興基本計画」では、目標に「多様な学びをつなげる生涯学習ネットワークを構築する」を据えています。市民一人ひとりが生涯にわたって学びを重ねることで「学びの環」が広がり、「学び」と「活動」の循環を形成でき

るよう、多様な主体との連携による学習活動を推進しています。

2 「生涯学習ふじさわプラン 2021」の進捗管理から

プランに位置付ける事業について、各課が行った実績報告と事後評価をもとに、社会教育委員会会議及び生涯学習推進本部会議において進捗管理を行っています。毎年 CHECK(点検・評価)を行い、事業を振り返ることで、翌年の ACTION(改善)につなげています。



各課	事業における「成果目標」を設け、事業効果を明確にする。また、PDCAサイクルのA（ACTION）へつなげられるよう「課題に関する改善点」を分析し、翌年につなげる。
社会教育委員会会議	事業を抽出しヒアリングや視察を行うことで、事業の成り立ちから経過・今後の課題等を理解し、評価の客観性を高める。
生涯学習推進本部会議	事業課による自己評価及び社会教育委員会会議の評価について、確認を行う。

内部評価及び外部評価によるプラン2021の成果と課題については、以下のとおりです。

(1) 内部評価（各課）

各事業の担当課は、毎年自己評価を行っています。全体の平均評価はほとんどの年度が「3.0」で、成果は上がっているものの、向上の余地がある事業が多いことがわかりました。

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、未実施の事業が多かったため、評価が低くなっています

総事業数				事後評価				
R2年度	R1年度	H30年度	H29年度		R2年度	R1年度	H30年度	H29年度
95	95	95	95	平均評価	2.7	3.0	3.0	3.0
				(内訳)				
				4 十分成果があがっている	4	9	8	13
				3 成果が上がっているが成果向上の余地がある	67	77	78	73
				2 一部成果があがっているが成果向上の余地が大いにある	12	6	8	9
1 未実施もしくは見直しが必要	12	3	1	0				

【基本目標 1 学びたいことがかなう環境を整える】

様々な学習機会は提供できたものの、市民が集う場づくりについては、より一層充実させる必要があります。

施策の方向	施策の方向の事業数				施策	施策の事業数				事後評価			
	R2年度	R1年度	H30年度	H29年度		R2年度	R1年度	H30年度	H29年度	R2年度	R1年度	H30年度	H29年度
1 学びへ向かうきっかけづくりとなる学習支援	17	17	17	17	1 学習情報の提供・学習相談機能の充実	8	8	8	8	2.8	3.0	3.0	2.9
					2 学びへの気づきや捉え直しの機会の提供	4	4	4	4	3.0	3.0	3.0	3.0
					3 居場所機能の充実	5	5	5	5	2.8	2.8	3.0	2.8
2 多様な学びに応じた学習支援	10	10	10	10	1 ライフステージに応じた学習機会の充実	6	6	6	6	2.8	3.2	3.2	3.2
					2 個々の学習スタイルに応じた学習機会の提供	4	4	4	4	3.3	3.3	3.0	3.0

【基本目標 2 市民の学びが生きる環境を整える】

学習成果を披露する場や多様な主体との連携・協働については、一定の成果が上がっていますが、学習成果を活動につなぐ機会をつくること、継続した課題となっています。

施策の方向	施策の方向 の事業数				施策	施策の 事業数				事後評価			
	R2 年度	R1 年度	H30 年度	H29 年度		R2 年度	R1 年度	H30 年度	H29 年度	R2 年度	R1 年度	H30 年度	H29 年度
1 学習成果を共有するための環境づくり	19	19	19	19	1 学習成果を活動につなぐ機会づくり	14	14	14	14	2.4	2.8	2.7	3.0
					2 学習成果の発表等の場づくり	3	3	3	3	3.0	3.0	3.0	3.3
					3 学習成果の情報ネットワーク化の推進	2	2	2	2	1.5	3.0	3.0	3.0
2 学習成果を活用するための環境づくり	9	9	9	9	1 多様な主体との連携による学習活動の推進	5	5	5	5	3.0	3.0	2.8	3.0
					2 市民や団体同士の交流・情報交換・協働の場の設置	4	4	4	4	2.3	3.0	3.0	2.8

【基本目標 3 藤沢の生涯学習社会を広げ支える】

本市を取り巻く社会的課題に対する学びや、市民の学習に対するモチベーションを高める仕組みづくりについては、成果が上がっている事業があるものの、人材を育成し活用するシステム整備については、さらなる方策の検討が必要です。

施策の方向	施策の方向 の事業数				施策	施策の 事業数				事後評価			
	R2 年度	R1 年度	H30 年度	H29 年度		R2 年度	R1 年度	H30 年度	H29 年度	R2 年度	R1 年度	H30 年度	H29 年度
1 藤沢を活性化する新たな学びの構築	22	22	22	22	1 社会的な課題に対する学びを通じた支援	6	6	6	6	3.2	3.3	3.3	3.3
					2 藤沢を知る学びの提供	12	12	12	12	2.3	2.8	3.0	3.0
					3 次世代を育成する活動の支援	4	4	4	4	2.8	3.0	3.0	3.3
2 生涯学習社会を支える人材の育成	9	9	9	9	1 地域人材・地域資源発掘システムの整備	6	6	6	6	2.5	2.8	2.8	3.0
					2 社会教育にかかわる人材のスキルアップ	3	3	3	3	2.3	2.3	3.0	3.0
3 未来への学びを推進する体制の充実	9	9	9	9	1 地域活動活性化に向けた支援の充実	2	2	2	2	2.0	3.5	3.0	3.5
					2 学習や活動の成果が評価される仕組みづくり	4	4	4	4	3.0	3.3	3.3	3.3
					3 社会教育活動の場の質的向上	3	3	3	3	3.0	3.0	3.0	3.0

(2) 外部評価（社会教育委員会議）

重点的取組に位置付けている事業を中心に毎年複数事業を抽出し、社会教育委員が該当事業の視察および担当課へのヒアリングを行っています。そして、事業による効果(目標)の達成度や課題認識及び課題への取組について評価を行い、事業担当課へフィードバックを行っています。

【基本目標 1 学びたいことがかなう環境を整える】

事業No.	事業名	担当課	重点的取組
21	図書館宅配サービス・点字図書館事業	総合市民図書館	
課題認識及び課題への取組に対する社会教育委員会議の意見			
<ul style="list-style-type: none"> ・宅配サービス事業については、①「<u>地域的な偏り</u>」がある。 ・点字図書館事業については、②「<u>制作時間</u>」がかかる。 ・人材(ボランティア) に支えられている側面が強い事業のため、今後の高齢化社会を見据えて③<u>ボランティアとどこまで協働できるか</u>。 			
課題に対する改善点			
<ul style="list-style-type: none"> ①現状の検証・分析による利用者及びボランティアの満足度の改善 ②ボランティア育成に対する長期的視点 ③長期活動ができる中年層以下のボランティアの確保 			

【基本目標 2 市民の学びが生きる環境を整える】

事業No.	事業名	担当課	重点的取組
27	オリンピック・パラリンピックボランティア養成事業	東京オリンピック・パラリンピック 開催準備室	イ
課題認識及び課題への取組に対する社会教育委員会議の意見			
<ul style="list-style-type: none"> ・①「<u>レガシーとしてのボランティア文化の定着</u>」を目指す部分は、他の部署（課や団体）との連携が欠かせない。 ・今後のボランティア文化発展のために、「子ども主体」の都市ボランティア体験等、②<u>幅広い年齢層を対象にした裾野拡大</u>のための取組を推進するべき。 ・活動についての③<u>情報発信</u>が重要。 			
課題に対する改善点			
<ul style="list-style-type: none"> ①庁内他部局職員の兼務をはじめ支援委員会や庁外の団体との情報共有や機能強化 ②藤沢ビッグウェーブ応援団を活用した企画の検討 ③市民からの提案や企画案を反映した効果的な周知 			

事業No.	事業名	担当課	重点的取組
30-②	健康づくりに関するボランティア養成事業	健康増進課	ア

課題認識及び課題への取組に対する社会教育委員会議の意見

- ・必要なサポーターの①在り方を明確にしてそれに沿った育成内容の見直しを実施すべき。
- ・サポーターの②自主性を助長する支援やサポーター同士が指導・助言し合う仕組みづくりが必要。
- ・医師会や包括支援センター、関連各課やみらい創造財団、あるいは、地域の大学などの③より一層の連携を推進するべき。

課題に対する改善点

- ①事業の目的の明確化及び到達点の再考
- ②市民の主体性の育成，自走する仕組みづくりの促進
- ③健康分野だけでなく他分野との連携を念頭に置いたさまざまな機関との連携

事業No.	事業名	担当課	重点的取組
33	生涯学習大学市民講師コース事業	生涯学習総務課	ア

課題認識及び課題への取組に対する社会教育委員会議の意見

- ・①「藤沢の良さ」も含めて講師のもつ力を伝える市民がいることは貴重な財産。
- ・生涯学習活動推進室という場を用い②市民講師間の情報交換や市民へのアピールを強化している方向性は評価に値する。
- ・短期間での成果を求めるには難しく、今後他課や学校、地域などと③連携を強めるなどさらなる工夫が期待される。
- ・企画講座やフェスタ等で、講師の④活躍の場をつくる必要がある。
- ・時代に応じた市民の学習要求とのマッチングが必須であることから、⑤制度自体を一度リセットしてリニューアルする等の大胆な再検討が必要。

課題に対する改善点

- ①「藤沢らしい」人材育成ビジョンの明確化
- ②市民講師同士の交流とつながりづくりの仕組みの構築
- ③「人材バンク制度」自体の認知度向上による他機関へのアプローチ
- ④生涯学習活動推進室における作品提示や市主催事業への登用
- ⑤現状の講師登録基準の見直し

【基本目標 3 藤沢の生涯学習社会を広げ支える】

事業No.	事業名	担当課	重点的取組
59	ふじさわ宿交流館事業	郷土歴史課	工
課題認識及び課題への取組に対する社会教育委員会議の意見			
<ul style="list-style-type: none"> ・集客を目的とするイベント開催や、①地域の活性化を視野に入れた地域商店街との連携に積極的に取り組んでいる。 ・現在の事業を継続しながら、②次世代への継承を考慮した事業にも展開があればよい。 			
課題に対する改善点			
<ul style="list-style-type: none"> ①展示室の定期的な入替，遊行寺との連携 ②小中学校，さらには高校を対象とした事業の充実 			

事業No.	事業名	担当課	重点的取組
60	藤澤浮世絵館事業	郷土歴史課	工
課題認識及び課題への取組に対する社会教育委員会議の意見			
<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な資料を多くの方々に見てもらうための事業だからこそ，講座やワークショップ，学芸員による見どころの解説等に工夫する余地がある。①受け身ではない積極的な活動が必要。 ・藤沢の歴史や文化に触れる機会として浮世絵館を活用してもらうために，他の関連機関との連携を図るという点では，②既存の告知方法だけに頼らず新しい方法を考えるべき。 			
課題に対する改善点			
<ul style="list-style-type: none"> ①教育の視点で求められていることへの的確な対応 ②新たな視点や学校との連携等による認知度の向上 			

事業No.	事業名	担当課	重点的取組
61	アートスペース事業	文化芸術課	工
課題認識及び課題への取組に対する社会教育委員会議の意見			
<ul style="list-style-type: none"> ・①若手芸術家の創作活動の支援を重要視していることで，身近な美術鑑賞機会の提供に寄与している。 ・「美術」を中心とする文化芸術のまちとしての新たな魅力を加え，②“文化芸術の創造，発信の拠点”としての発展を望む。 			
課題に対する改善点			
<ul style="list-style-type: none"> ①若手作家の支援策（クラウドファンディング・ふるさと納税等）の検討 ②著名な作家と若手支援との両輪による施設運営のPR 			

事業No.	事業名	担当課	重点的取組
68	地域人材育成・活用事業	六会市民センター・片瀬市民センター 長後市民センター・湘南台市民センター	ア
課題認識及び課題への取組に対する社会教育委員会議の意見			
<p>・各市民センターが掲げる「地域人材育成・活用事業」は大きな役割を有している。①「<u>どうやったら市民が参加しやすい機能を作り上げられるか</u>」を考え実施していくことは、大変重要な案件である。</p> <p>・②<u>住民の必要とする事柄と提供できる事柄のコーディネートが必要</u>であることから、コーディネートに関してのシステムの構築こそが最重要課題。</p>			
課題に対する改善点			
<p>①<u>学びの成果と地域のニーズのマッチングを図る仕組みの構築</u></p> <p>②<u>地域課題に対する職員の理解力向上</u></p>			

事業No.	事業名	担当課	重点的取組
78	公民館運営方針の検討	生涯学習総務課	ウ
課題認識及び課題への取組に対する社会教育委員会議の意見			
<p>・市の方針として生涯学習総務課が各公民館の活動にどう関与していくかを整理し、①<u>日々の実施活動の成果を改善</u>できるような事業課題にしていけることが必要。</p> <p>・成果目標は、表現が漠然として抽象的なため、②<u>具体的な指標や判断基準が示されると良い</u>。</p>			
課題に対する改善点			
<p>①<u>公民館運営審議会における公民館運営に関する検討事項の審議</u></p> <p>②<u>実績をはじめとした経年評価の記載内容の見直し及び成果目標との整合性を図ることによる明確な評価</u></p>			

3 社会教育委員会議提言書「藤沢市の生涯学習施策のあり方について」から

社会教育委員会議で毎年行っている「生涯学習ふじさわプラン2021」の進捗管理を踏まえ、2021年(令和3年)6月21日付で提言書「藤沢市の生涯学習施策のあり方について～(仮称)生涯学習ふじさわプラン2026の策定に向けて」が提出されました。

本市が行ってきた生涯学習施策の成果と課題を分析し、社会状況の変化を見据えたうえで、次期プランにおける鍵概念をもとに、新たな方向性を提言していただきました。





第3章

プランの基本的な考え方

1 基本構想

基本構想は、「基本理念」及び4つの「基本目標」から構成します。

(1) 基本理念（藤沢市の生涯学習が目指す姿）

多様な学びと学びあいから
地域の人がつながり
藤沢の未来を創造する

プラン2021では、基本理念を「一人ひとりの学びから 地域の人がつながり 藤沢の未来を創造する」として、学びを通じた個人の成長に着目してきましたが、ICT化の進展により、対面以外の学習形式も選択できるようになりました。一方では、人生100年時代を迎え、多様な価値観が生まれる中、他者と学びあい認めあうことの重要性がクローズアップされています。

学習を個人的な営みで終わらせず、多様な主体の連携・協働はもちろん、様々な背景を有する多様な世代の住民同士が共に学びあうことで、人と人とのつながりを育み、未来を創造するさらなる学びへと発展していくことを、本市の生涯学習の基本理念とします。

また、基本理念を実現するためには、持続可能な地域社会の構築に向けた多様な学びあいが必要となります。SDGsの目標を踏まえた生涯学習施策の推進に取り組みます。

【本プランにかかわりのある目標】



(2) 基本目標（基本理念を実現するための方向性）

基本理念を実現するために、4つの基本目標を定め、生涯学習社会の形成に向けた学習活動の推進を図ります。

基本目標は、「学び」を4段階で表現し、各ステップに応じてだれもが生涯学習に取り組める仕組みづくりを目指します。

基本目標 1

「学びたい思い」を支援する

関連するSDGsのゴール



学びの機会が多様化し、SNS を利用した情報発信も進んでいる今、生涯学習に関する情報量は多くなる傾向にあります。何かを学びたいと思いついた時に、関心のある学習分野について、自分に合った学習機会、学習場所、学習方法等の情報をリアルタイムで受け取ることができる環境を整えるとともに、その情報を十分活用するための相談機能の充実が、より一層必要となっています。

また、時間的制約から学習時間を割けず、参加が難しいといわれてきた若年世代や勤労世代に対して、「楽しさ」や「気軽さ」がベースとなった学びは、最初の一步を踏み出すにはとても有効です。きっかけがあれば学びたい、地域のために何かをしたい、と思っている人の気持ちに寄り添いながら、「学びたい思い」をしっかりとキャッチアップできるような支援を行います。

基本目標 2

「学べる機会」を提供する

関連するSDGsのゴール



「人生 100 年時代」や「Society5.0」など、社会は大きな転換期を迎え、新しい時代に即した生涯学習が求められていることに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応を契機に、Web 会議システムを活用した事業も多に行われ、対面型が主流だった学びが、オンライン型やハイブリッド型といった新たな形態へと変化しています。時間や場所に左右されない学習環境を整えると同時に、世代や地域の格差、経済的文化的格差によって、学びに差が生じないように十分留意することも、生涯学習が担う大きな役割のひとつです。

また、これまでの「教育—仕事—引退」という3つのステージから成る単線型の人生から、各ステージを並行・移行しながら生涯現役であり続けるマルチステージ型の生き方が志向されるようになっています。従来のような世代で区切ったライフステージに応じた学びから、各人の生活環境やキャリアの変化に即した学びへと切り替え、その人が必要としたときに受け取れるよう、柔軟性を重視した学習機会の提供を行っていくことが、これからの生涯学習を推進する上で重要な視点となります。

様々なツールを活用し、すべての人々が学びたいときに「学べる機会」を提供できるよう、学習内容の充実を図ります。

基本目標 3

「学びあい」を創出する

関連するSDGsのゴール



「学び」には、いわゆる学習活動だけではなく、経験や気づきといったことも含まれます。一人ひとりの学びが深まると、学びに対する主体性が生まれ、個人の学びから他者と学びを共有する「学びあい」へと段階が進んでいきます。

他者と共に学ぶことで、人とのつながりが生まれ、仲間意識や絆が強まることはもちろん、多様な主体と連携・協働することで、解決が容易ではない課題に対して、それぞれが持つ強みをシェアできれば、個人では獲得できなかった新しい視点を取り入れた学びが醸成されます。

学びをツールとした他者とのコミュニケーションが活発となる仕組みづくりを整えることで、新たな交流の場が地域の様々なところに生まれ、学びと活動が循環する「学びあい」の輪が広がっていくことを目指します。

基本目標 4

「学んだ成果」を生かしつなげる

関連するSDGsのゴール



より多様で複雑化する課題と向き合いながら、持続可能な社会づくりを目指していくためには、市民一人ひとりが地域づくりの主体となることが重要です。そのためには、現代的・社会的課題や市民ニーズに応じた学び、地域課題の解決に向けた行動や意識の変容につながる学びの機会を、さらに提供していく必要があります。

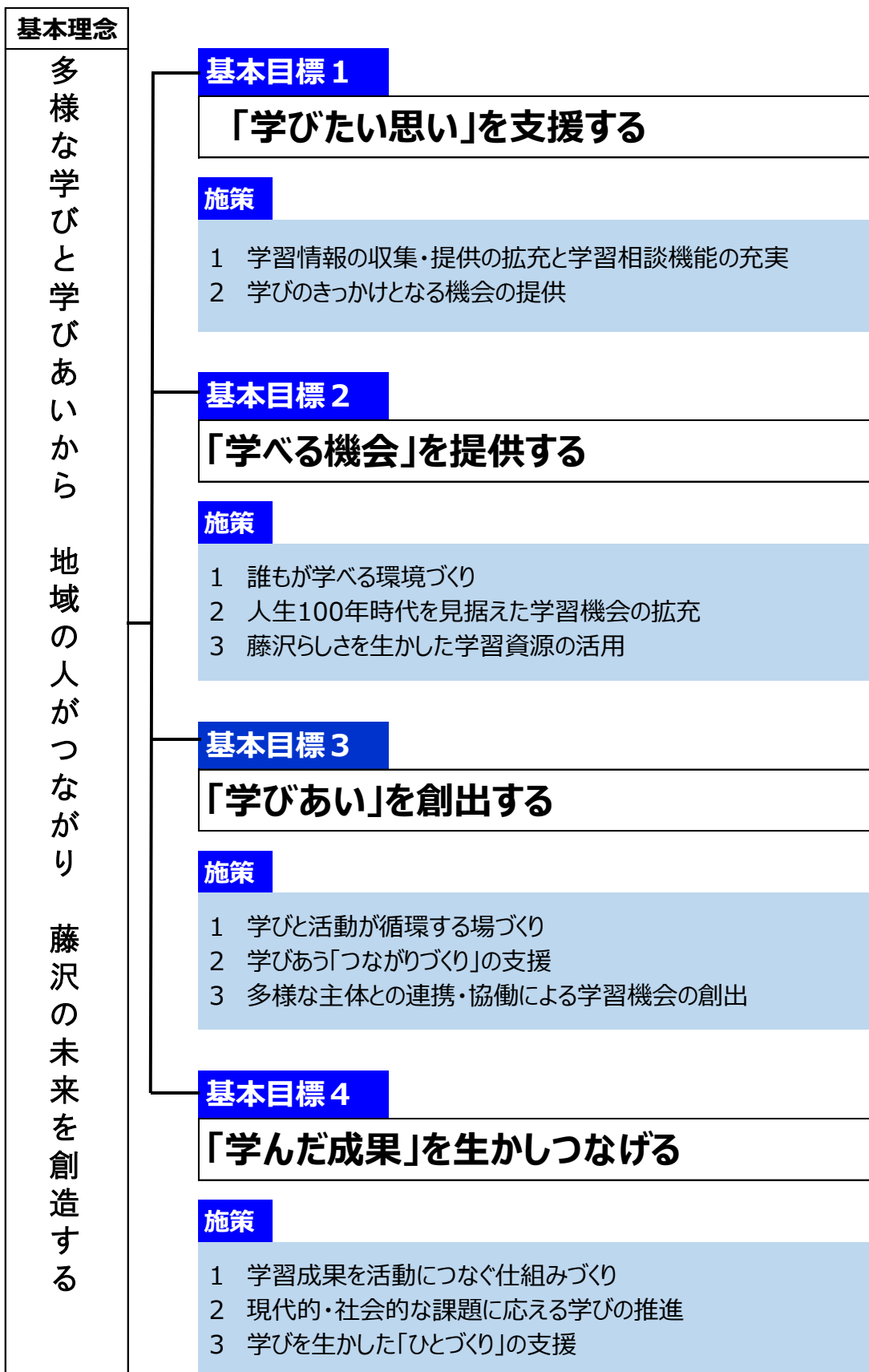
また、地域を支える人材については、高齢化が課題となっており、地域コミュニティを活性化していくためには、新たな担い手をどう見出し育成していくかが長年の課題となっています。本市のボリュームゾーンである40代から50代の勤労世代の中には、「地域のために何かをしたい」「地域に貢献したい」ということを潜在意識として有する市民も一定数いることから、地縁団体等のローカルコミュニティだけでなく、各人の興味・関心に基づいた地域のテーマコミュニティにも関わることができるアプローチの充実を図り、学びの成果を次世代につなげていく施策の推進に努めます。

2 基本計画

基本計画は、「施策」(基本目標を実現するための方向性)、「取組」(施策に位置づけられる具体的内容)、「事業」(取組に位置づけられる各課の業務)から構成します。

3 施策の体系

4つの基本目標に沿って施策を展開します。



4 施策の展開

基本目標1 「学びたい思い」を支援する

施策1 学習情報の収集・提供の拡充と学習相談機能の充実

取組	1 多様な媒体を活用した学習情報の提供
	2 学習相談・支援窓口の設置

施策2 学びのきっかけとなる機会の提供

取組	1 気軽に参加できる学習機会の提供
	2 学習情報が届きにくい市民に向けた学習機会の提供

基本目標2 「学べる機会」を提供する

施策1 誰もが学べる環境づくり

取組	1 ICTを活用した学習機会の提供
	2 学習に参加しやすい体制づくり

施策2 人生100年時代を見据えた学習機会の拡充

取組	1 社会人の学びなおしに関する学びの支援
	2 子育て・家庭教育に関する学びの支援
	3 健康づくりに関する学習機会の提供
	4 生きがいづくりにつながる学習機会の提供

施策3 藤沢らしさを生かした学習資源の活用

取組	1 資源を生かしたスポーツの普及
	2 歴史・文化を未来へつなげる学び

基本目標 3 「学びあい」を創出する

施策 1 学びと活動が循環する場づくり

取組	1 さまざまな世代が集える場の提供
	2 地域コミュニティの活性化に資する交流

施策 2 学びあう「つながりづくり」の支援

取組	1 つながりづくりの情報ネットワーク化
	2 グループ・サークル活動の支援

施策 3 多様な主体との連携・協働による学習機会の創出

取組	1 NPO・市民活動団体、企業との連携
	2 学校・家庭・地域との連携

基本目標 4 「学んだ成果」を生かしつなげる

施策 1 学習成果を活動につなぐ仕組みづくり

取組	1 ボランティアの養成・活用
	2 日頃の学びを披露する場の提供

施策 2 現代的・社会的な課題に応える学びの推進

取組	1 共生社会実現に向けた学び
	2 安全・安心に係る学び
	3 SDG sに係る学び

施策 3 学びを生かした「ひとづくり」の支援

取組	1 未来を担う人材の育成
	2 地域で活躍する人材の発掘
	3 コーディネート機能の充実

藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針（素案）について

藤沢市教育委員会では、子どもたちにとってより良い教育環境を整えるため、市立学校の適正規模・適正配置に向けた取組を進めているところです。

今回、市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方となる「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針（素案）」を作成しましたので、その内容を報告するものです。

1 これまでの経過

平成23年度から教育部内に学校適正配置検討部会を立ち上げ、市立小中学校の適正配置の検討を行ってきました。

この間、学級数の増が見込まれる場合は、特別教室を普通教室に転用する手法や仮設校舎を設置する手法により対応を図ってきましたが、現在、地域人口における増減差が生じ始め、一部の学校では人口集中により学校が過大規模化し、教室不足が切実な問題となっている一方、人口減少地域では、学校が小規模化しているなど、市内において学校規模にばらつきが生じています。

今後、少人数学級の段階的な実施による必要教室数の増加への対応や、白浜養護学校の教室不足、特別支援学級の全校設置に向けて、さらに対応を図る必要があります。

さらに、多くの学校において施設の老朽化が深刻な問題となっています。

これら様々な課題に対応するため、教育委員会では、将来を見据えた学校の適正規模・適正配置に向けた一定の方向性を示す必要があると考え、令和3年度に「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定することとし、今年度当初に「藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会」を設置し、基本方針の策定を進めてきました。

2 「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針（素案）」

（資料2参照）

主な記載項目については、次のとおりです。

（1）はじめに（資料2 P1）

- ・学校建設の変遷
- ・現在の課題及び取組

（2）学校に関する現状と課題（資料2 P2～）

- ・今後の児童生徒数の推移
- ・学校施設の老朽化の状況

（3）学校適正規模・適正配置の基準（資料2 P16～）

- ・学校規模（小中学校ともに12学級以上24学級以下）
- ・通学距離（小学校 片道2km以内，中学校 片道3km以内）
- ・通学区域（安全性の考慮，境界の明確化，自治会・町内会の考慮，13地区行政区割りの考慮）

（4）学校適正規模・適正配置を検討する際の留意点（資料2 P21～）

- ・学校規模，通学距離，通学区域
- ・支援教育の推進（特別支援学校の教室不足への対応，特別支援学級の全校設置，支援が必要な児童生徒への環境整備）
- ・小中一貫教育の検討
- ・地域との連携（地域コミュニティにおける学校の役割，地域団体との十分な協議）
- ・統合等を行う場合の検討事項（複合化の検討，学校施設統合後の活用方法の検討）

（5）学校適正規模・適正配置の取組方法（資料2 P24～）

- ・「実施計画」の策定
- ・「(仮)地域別検討協議会」の設置

（6）参考資料（資料2 P28～）

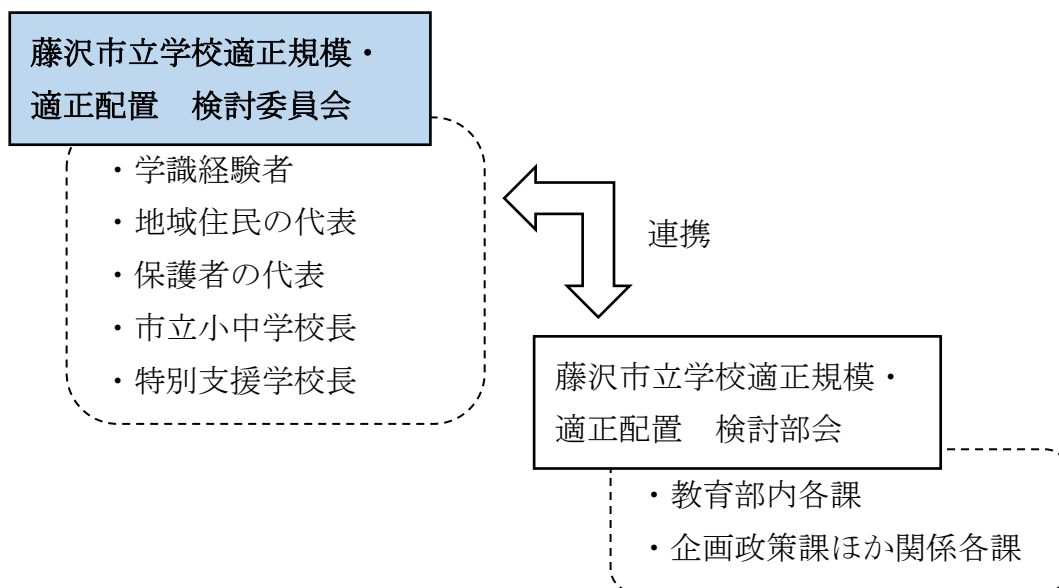
- ・学校規模に起因する特性
- ・各地区の将来人口推計，地区内の学校の状況

3 藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針の検討組織

藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針については、学識経験者や地域住民の代表、保護者の代表、学校関係者で構成する「藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会」を設置し検討を進めています。

また、検討委員会の下部組織として庁内関係各課で構成する「藤沢市立学校適正規模・適正配置検討部会」を設置して、検討委員会と連携して検討を進めています。

【検討組織図】



4 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|---------|--|
| 令和3年 9月 | 藤沢市議会定例会子ども文教常任委員会において
「基本方針（素案）」を報告 |
| 令和3年10月 | 「基本方針（素案）」に対するパブリックコメントの
実施 |
| 令和4年 2月 | 藤沢市議会定例会子ども文教常任委員会において
「基本方針（最終案）」を報告 |
| 令和4年 3月 | 藤沢市教育委員会定例会において議案を上程 |

以 上

（教育部 教育総務課，学務保健課）

藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針
(素案)

2021年（令和3年）9月

藤沢市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	学校に関する現状と課題	
(1)	児童生徒数の推移	2
(2)	学校施設の老朽化の状況	4
(3)	過大規模校・過小規模校の状況	5
(4)	支援教育の推進	
ア	白浜養護学校の教室不足	7
イ	特別支援学級の全校設置	8
ウ	不登校児童生徒への支援	10
(5)	少人数学級に向けた動向	11
(6)	小中一貫教育の制度	14
3	学校適正規模・適正配置の基準	
(1)	学校規模	16
(2)	通学距離	19
(3)	通学区域	20
4	学校適正規模・適正配置を検討する際の留意点	
(1)	学校規模	21
(2)	通学距離	21
(3)	通学区域	22
(4)	支援教育の推進	22
(5)	小中一貫教育の検討	22
(6)	地域との連携	23
(7)	統合等を行う場合の検討事項	23
5	学校適正規模・適正配置の取組方法	
(1)	基本方針の位置付け	24
(2)	実施計画の策定と位置付け	25
(3)	実施計画策定後の各地区における取組	25
(4)	基本方針等の見直し	27
	参考資料	28

1 はじめに

1970年（昭和45年）、本市には児童が約18,800人、生徒が約6,800人在籍し、市立小学校19校、市立中学校9校、市立特別支援学校1校の合計29校が設置されていました。

その後、全国的な都市部への人口集中の影響を受け、本市の児童生徒数は急増し、1980年（昭和55年）に児童数は約32,600人、市立小学校は29校となり、さらに1985年（昭和60年）に生徒数は約17,300人、市立中学校は18校に増えるなど、1970年代から1980年代にかけて市立学校の建設が続きました。

現在、本市において、児童生徒数の減少傾向は見られませんが、今後は数年のうちに、児童生徒数は徐々に減少していく見込みとなっています。

一方で、一部の地域においては、人口集中による過大規模校が存在し、仮設校舎の設置等により対応を図っていますが、数年が経過してもなお過大規模が解消されない学校があるほか、施設面では、老朽化が著しい状況です。

また、学習指導要領の改訂、小学校全学年において少人数学級の段階的实施、小中一貫教育の取組が可能になるなど、社会状況の変化に合わせて子どもたちの新しい時代の学びの環境に対応し、教育環境や学習環境を整備する必要があります。

こうした様々な課題を解決していくにあたり、教育委員会は、2021年（令和3年）5月に学識経験者、地域住民の代表、保護者の代表、学校関係者で構成する「藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置し、これからの藤沢市立小中学校における適正規模・適正配置について基本的な考え方を策定するため、検討委員会で協議するよう諮問しました。

検討委員会では、これからの時代に求められる教育内容を勘案しつつ、児童生徒数の減少や学校施設の老朽対策などの視点を踏まえ、学校規模の適正化への対応を図り、これからの藤沢市立学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方をとりまとめ、教育委員会に答申します。

教育委員会は、この答申に基づき「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定し、この基本方針に基づいた実施計画を策定・実行することにより、「えがおあふれる学校づくり」に向けて、子どもたちにとってより良い教育環境を整えるための取組を進めます。

2 学校に関する現状と課題

(1) 児童生徒数の推移

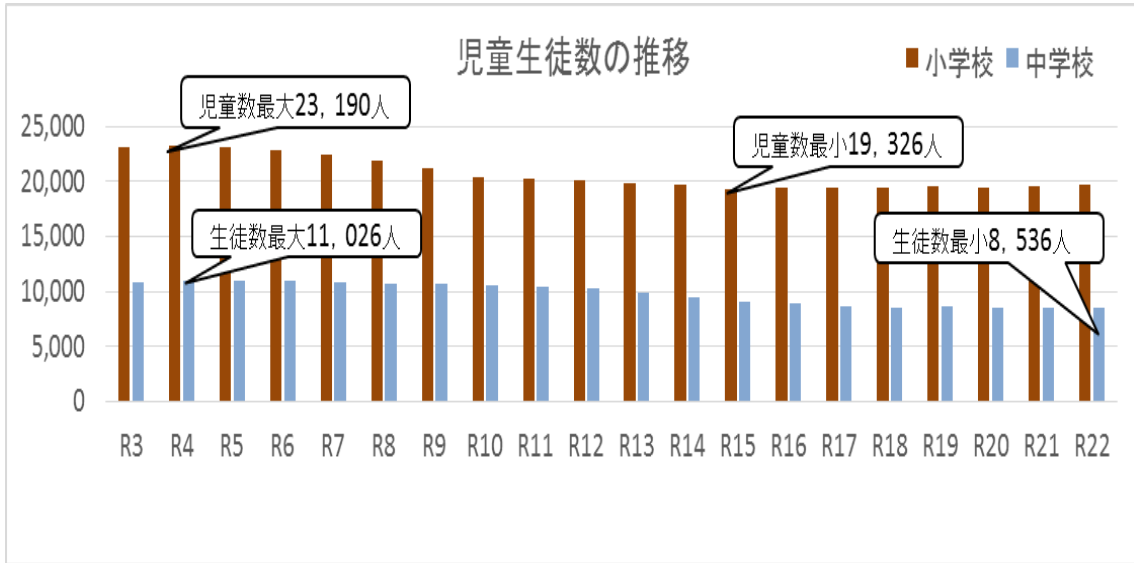
令和3年度における本市立小学校の児童数は23,135人で、今後の推計では、令和6年度まではほぼ横ばいで推移しますが、令和7年度から徐々に減少傾向に転じ、令和12年度(2030年)には約20,000人に、令和22年度(2040年)には約19,600人となる見込みで、令和37年度(2055年)には約19,400人となる見込みであり、令和3年度と比較して約3,700人(約16%)減少する見込みとなっています。

また、令和3年度における本市立中学校の生徒数は10,779人で、令和11年度まではほぼ横ばいで推移しますが、令和12年度から徐々に減少傾向に転じ、令和15年度(2033年)には約9,100人に、令和22年度(2040年)には約8,500人となる見込みで、その後、僅かな微増傾向に転じますが、令和37年度(2055年)には約8,700人となる見込みであり、令和3年度現在と比較して約2,100人(約19%)減少する見込みとなっています。

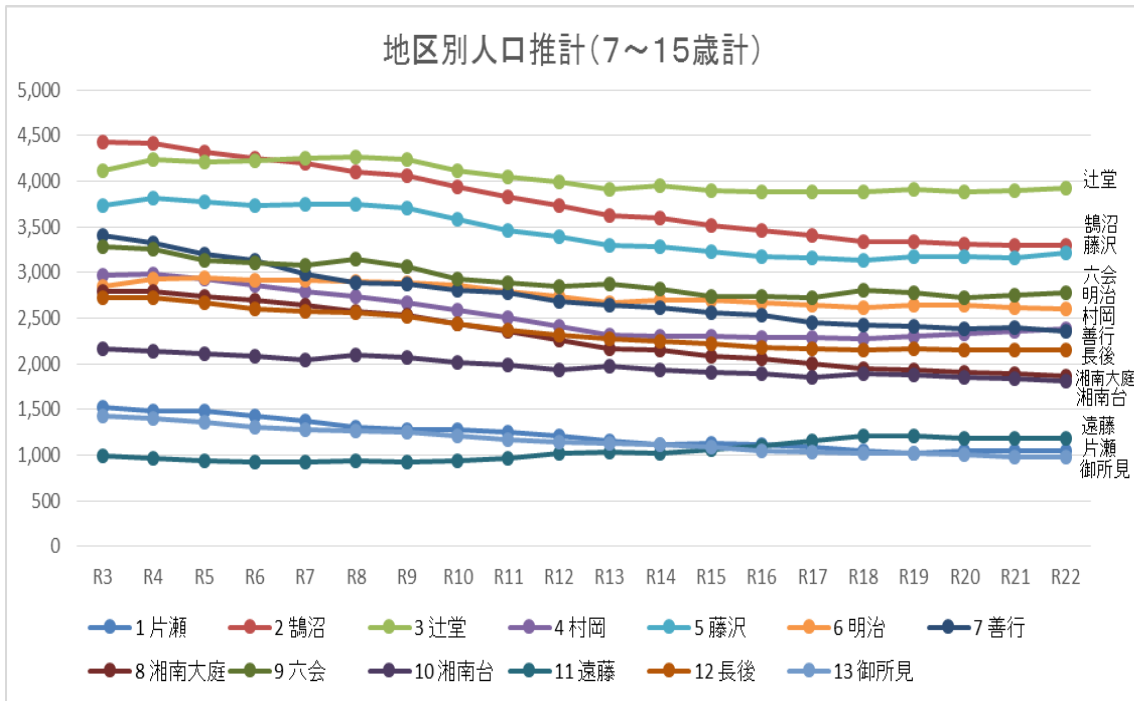
このように本市における児童生徒数を推計全体で見れば、児童数は令和7年度から、生徒数は令和12年度から減少傾向となりますが、令和3年度以降の地区ごとの推計を比較すると、小学校では、令和9年度の時点で、村岡、湘南台地区では増加しているのに対し、片瀬、湘南大庭、遠藤、御所見地区については2割以上減少する見込みであり、中学校では、令和15年度の時点で、村岡、湘南台地区では増加しているのに対し、善行地区で2割、湘南大庭、遠藤地区で3割、片瀬、御所見地区で4割程度減少する見込みとなるなど、地域によって状況に相違が生じることが予測されています。

なお、児童生徒数の見込み値は、小学校の令和9年度まで及び中学校の令和15年度までは、大規模開発などの社会増の要素も加味した「令和3年度児童・生徒数推計(以下「児童生徒数推計」という。)」値を用いたものであり、それ以降は、当該値に「2017年度藤沢市将来人口推計」(平成27年実施国勢調査に基づくもの)の地区別人口増減率を反映させたものになります。

【資料 1 : 児童生徒数の推移】



【資料 2 : 児童生徒数の推移】



(2021年度(令和3年)を100とした場合の各年度の割合)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
辻堂	100	103.0	102.2	102.8	103.4	103.7	103.0	100.0	98.3	96.9	95.1	95.9	94.6	94.3	94.5	94.3	95.1	94.3	94.7	95.4
鶴沼	100	99.9	97.7	96.1	94.8	92.8	91.9	88.9	86.7	84.5	82.0	81.3	79.4	78.2	77.1	75.6	75.5	74.7	74.5	74.4
藤沢	100	102.1	101.0	100.0	100.3	100.1	99.3	96.0	92.7	90.7	88.1	87.8	86.4	85.0	84.7	83.9	84.9	84.8	84.7	85.9
六会	100	99.0	95.5	94.6	93.8	95.7	93.5	89.4	88.1	86.5	87.5	86.1	83.5	83.3	83.1	85.3	84.7	83.0	83.9	84.8
明治	100	102.8	103.1	102.5	102.5	101.9	101.5	100.2	97.9	96.0	93.9	94.8	94.5	93.5	92.8	92.0	92.6	92.6	91.7	91.3
村岡	100	100.3	98.4	96.2	94.0	92.0	89.8	87.2	84.2	81.1	78.1	77.5	77.5	77.2	77.0	76.7	77.4	78.5	79.3	80.3
善行	100	97.6	93.9	92.0	87.5	85.0	84.3	82.3	81.6	78.8	77.7	76.8	75.1	74.6	72.1	71.3	70.9	70.2	70.6	69.2
長後	100	100.0	98.0	95.7	94.5	94.0	92.6	89.8	86.9	84.9	83.4	82.6	81.4	80.0	79.4	79.3	79.5	79.2	78.8	79.2
湘南大庭	100	100.3	98.1	96.6	94.6	92.4	90.8	87.3	84.5	81.3	77.8	77.1	74.9	73.6	71.8	70.0	69.6	68.5	68.0	67.0
湘南台	100	99.1	97.3	96.3	94.5	96.8	95.4	93.3	91.8	89.6	91.1	89.6	88.3	87.6	85.8	87.6	86.6	85.8	85.2	83.7
遠藤	100	97.2	95.1	93.8	93.6	94.7	93.2	94.4	97.3	102.9	104.0	103.5	106.6	111.4	117.2	121.9	121.7	119.9	119.1	120.0
片瀬	100	96.9	96.7	93.5	90.3	85.6	83.5	83.6	81.7	79.0	75.3	73.4	74.2	72.9	71.0	68.3	67.2	69.0	69.0	68.3
御所見	100	98.4	95.2	91.6	89.6	88.5	87.7	85.2	81.7	80.2	79.2	78.2	76.0	73.4	72.2	71.9	71.3	70.4	68.9	68.7

(2) 学校施設の老朽化の状況

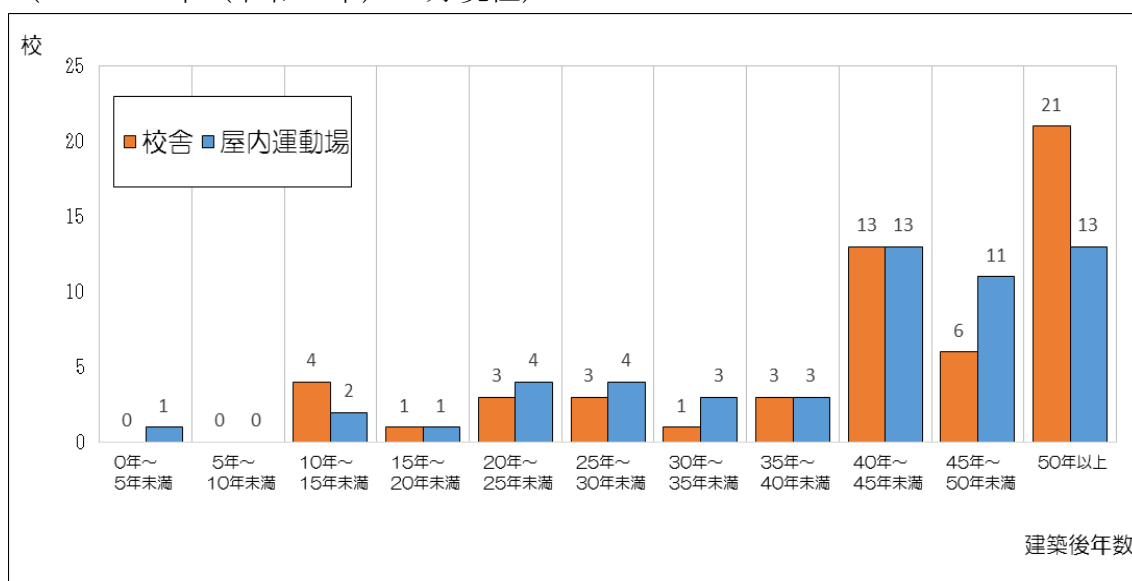
本市の学校施設の老朽化の状況としては、建築後50年を経過した校舎棟を保有する学校は21校、建築後40年では40校となっており、老朽化が著しい状況となっています。(資料3-1参照)

多くの学校の校舎棟は、児童生徒の急増の際に増築されるなど、一体の建物であっても建築年次が異なっており、耐震補強済みの旧耐震基準の建物と新耐震基準の建物が混在している学校も数多く存在します。

また、屋内運動場についても、建築後50年を経過した学校は13校、建築後40年では37校となっており、校舎棟と同様に老朽化が進んでいます。

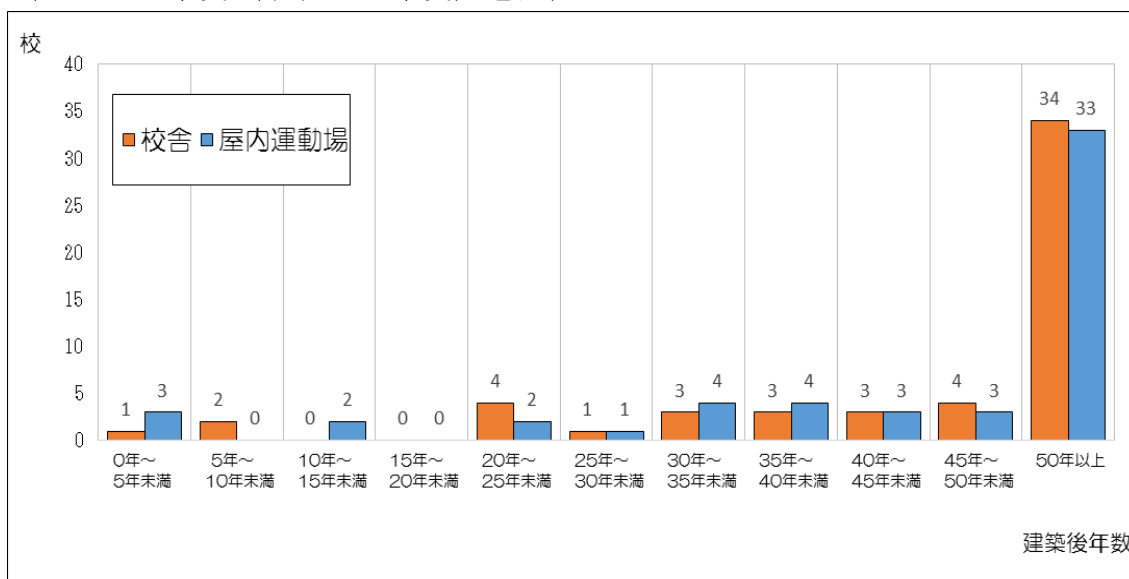
今後、学校施設の老朽解消の対策として、「学校施設再整備基本方針」及び「学校施設再整備実施計画」に基づき、改築や長寿命化改修といった再整備事業を計画的に進めていくことが必要となります。また、再整備事業の実施に当たっては、学校適正配置における方針や計画との整合を図りながら進めていく必要があります。

【資料3-1：最も古い校舎及び屋内運動場の建築後年数ごとの学校数】
(2021年(令和3年)4月現在)



【資料 3-2：最も古い校舎及び屋内運動場の建築後年数ごとの学校数
(10年後)】

(2031年度(令和13年度)想定)



※「藤沢市立学校施設再整備第2期実施計画」に基づく再整備事業を計画どおり実施した場合

(3) 過大規模校・過小規模校の状況

本市においては、令和3年5月時点で鵜洋小学校(35学級)と辻堂小学校(35学級)の2校が、31学級を超える規模の学校(以下「過大規模校」という。)となっています。

過大規模校については、クラス替えがしやすい、切磋琢磨する機会が多いなどの面もありますが、教室数の不足により、一部の児童については仮設校舎で授業を受けるなど、教育環境に支障をきたしている面があり、過大規模解消に向けた取組が求められています。

一方、小学校で5学級以下、中学校で2学級以下の小規模の学校(以下「過小規模校」という。)は、令和3年5月時点で、本市においては存在していないものの、将来的な少子化を見据え、今後の推移を注視していく必要があります。

【資料4：学校規模別一覧（特別支援学級を除く）】

令和3年5月現在

地区名	学校名	児童生徒数	学級数	学校規模
片瀬	片瀬小学校	741	23	適正規模
	片瀬中学校	445	12	適正規模
鶴沼	鶴沼小学校	909	27	大規模
	鶴洋小学校	1,215	35	過大規模
	鶴南小学校	524	18	適正規模
	鶴沼中学校	827	22	適正規模
辻堂	辻堂小学校	1,256	35	過大規模
	八松小学校	712	23	適正規模
	高砂小学校	566	18	適正規模
	浜見小学校	387	12	適正規模
	湘洋中学校	809	21	適正規模
	高浜中学校	410	12	適正規模
	白浜養護学校	145	41	—
村岡	村岡小学校	525	18	適正規模
	新林小学校	571	18	適正規模
	高谷小学校	884	25	大規模
	藤ヶ岡中学校	767	20	適正規模
	村岡中学校	613	16	適正規模
藤沢	藤沢小学校	582	19	適正規模
	本町小学校	802	25	大規模
	大道小学校	664	20	適正規模
	大鋸小学校	792	24	適正規模
	大清水小学校	334	12	適正規模
	第一中学校	742	20	適正規模
	大清水中学校	294	9	小規模
明治	明治小学校	792	24	適正規模
	羽鳥小学校	1,048	30	大規模
	明治中学校	609	18	適正規模
	羽鳥中学校	528	15	適正規模
善行	善行小学校	406	13	適正規模
	俣野小学校	289	12	適正規模
	大越小学校	613	19	適正規模
	善行中学校	430	12	適正規模
湘南大庭	大庭小学校	447	14	適正規模
	滝の沢小学校	573	19	適正規模
	駒寄小学校	514	18	適正規模
	小糸小学校	286	12	適正規模
	大庭中学校	544	14	適正規模
	滝の沢中学校	704	18	適正規模
六会	六会小学校	974	28	大規模
	亀井野小学校	635	19	適正規模
	天神小学校	505	17	適正規模
	石川小学校	630	20	適正規模
	六会中学校	804	21	適正規模
湘南台	湘南台小学校	770	24	適正規模
	湘南台中学校	561	15	適正規模
遠藤	秋葉台小学校	646	19	適正規模
	秋葉台中学校	362	10	小規模
長後	長後小学校	847	24	適正規模
	富士見台小学校	678	21	適正規模
	長後中学校	338	10	小規模
	高倉中学校	439	12	適正規模
御所見	御所見小学校	461	16	適正規模
	中里小学校	289	11	小規模
	御所見中学校	404	12	適正規模

(4) 支援教育の推進

ア 白浜養護学校の教室不足

白浜養護学校の現校舎については、平成9年に75名定員を想定して改築しましたが、令和3年5月の在籍者数は145名にのぼり、過大規模の状況になっています。

推計値では今後も児童生徒数が増え続け、令和10年度には現在と比較して13教室不足の見込みとなっているため、早急な対応が必要となっています。

資料5は白浜養護学校児童生徒数の推移です。令和元年度までは、小学部新1年生は多くて15人（平成28年度）、その後横ばい傾向で、高止まりが続いているように見えてましたが、令和2年度・令和3年度ともに小学部新1年生が20人となり、過大規模・過密化の状況が加速化しています。

このため、教室不足を解消する対策として、プレイルームや多目的ホール、教材室、美術室、音楽室、PC教室を普通教室に転用しており、これ以上転用可能な特別教室がない状況です。

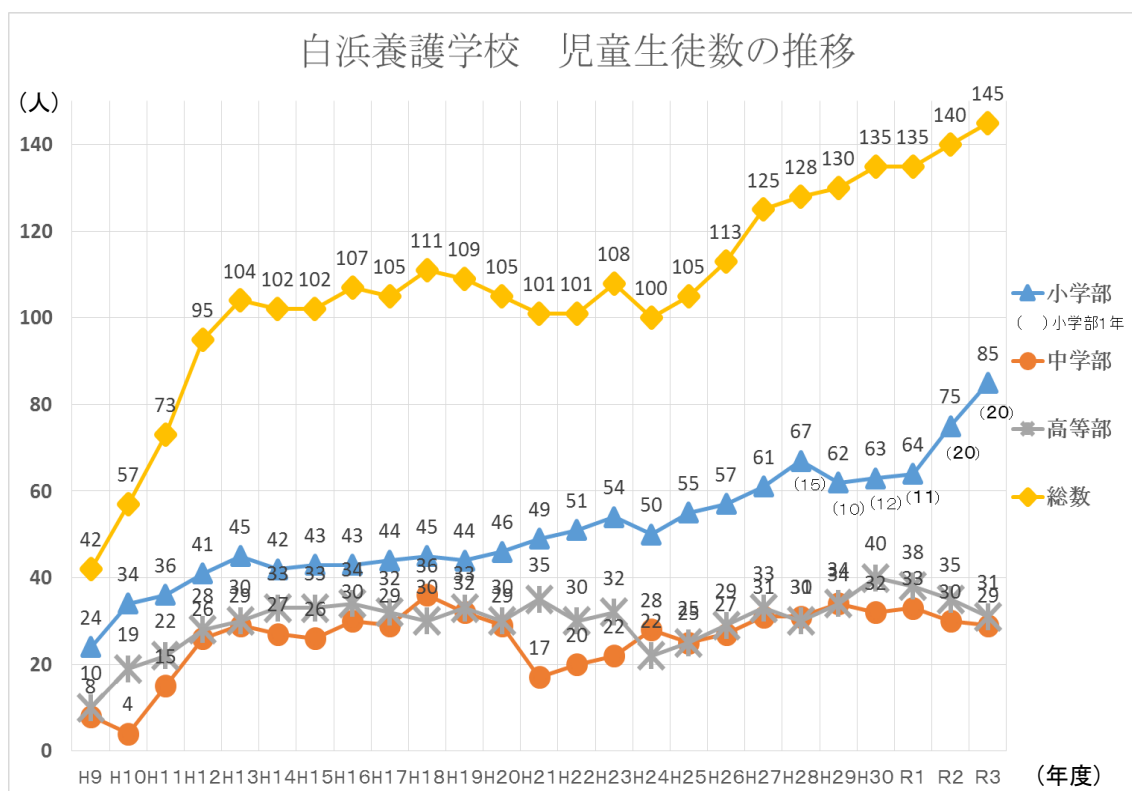
現在、こうした状況を解消するため、学校敷地内に仮設校舎を設置し、令和4年度より供用開始を予定しています。

また、令和3年3月に神奈川県教育委員会が作成した「かながわ特別支援教育推進指針（仮称）」（素案）では、湘南地域の整備の方向として、県立特別支援学校の受け入れ枠を拡大することが記されております。

今後、湘南地域にある知的障害教育部門の学校に肢体不自由教育部門が併置されること等によって県立特別支援学校の受け入れ枠が拡大されれば、白浜養護学校を含めた湘南地域にある特別支援学校の過大規模の解消につながることを期待されます。

引き続き、神奈川県と緊密に連携を図りながら、新たに設置される障がい種や学部、通学区域等の状況を踏まえ、白浜養護学校過大規模化に伴う教室不足の解消に向けて、長期的な対応案についても検討します。

【資料 5：白浜養護学校 児童生徒数の推移】



イ 特別支援学級の全校設置

教育委員会では、市立小中学校全54校に特別支援学級の設置を目指していますが、令和3年5月現在、小学校では15校、中学校では5校が未設置となっており、全校設置には至っていません。

一方、市内の特別支援学級に在籍する児童生徒の数は、学校教育法の一部改正により、特別支援教育を推進することが法律上明確にされた平成19年から比べると、およそ2倍に増えています。特別支援学級が未設置の学区に居住する児童生徒は、特別支援学級のある学区外の学校へ通学せざるを得ない状況から、早急にすべての小中学校に特別支援学級を設置していく必要があります。

特別支援学級を設置するためには、校内に最低でも2教室を必要とします。またプレイルームや多目的ホール、作業室といった特別教室や設備は豊かな教育活動には欠かすことができず、こうした環境整備は、藤沢市立学校適正規模・適正配置の考え方の中にしっかりと盛り込む必要があります。

なお、本市における特別支援学級の設置状況は、次のとおりです。

- ・「知的」「自閉症・情緒」学級設置校 (2021年(令和3年)5月現在)
 小学校…20校(全35校中)
 中学校…14校(全19校中)

特別支援学級未設置校

小学校(15校)				中学校(5校)	
藤沢	鶴沼	辻堂	鶴洋	明治	六会
八松	高砂	大越	羽鳥	湘洋	藤ヶ岡
新林	中里	大鋸	高谷	秋葉台	
小糸	大清水※1	石川			

※1・・・令和4年度開設校

- ・特別支援学級設置率
 県内 小学校96% 中学校96% (2020年(令和2年)5月現在)
 本市 // 57% // 74% (2021年(令和3年)5月現在)

【資料6：特別支援学級 児童生徒数の推移】

特別支援学級人数の集計【令和3年度 児童・生徒数推移(令和3年6月学務保健課)】

(単位:人)

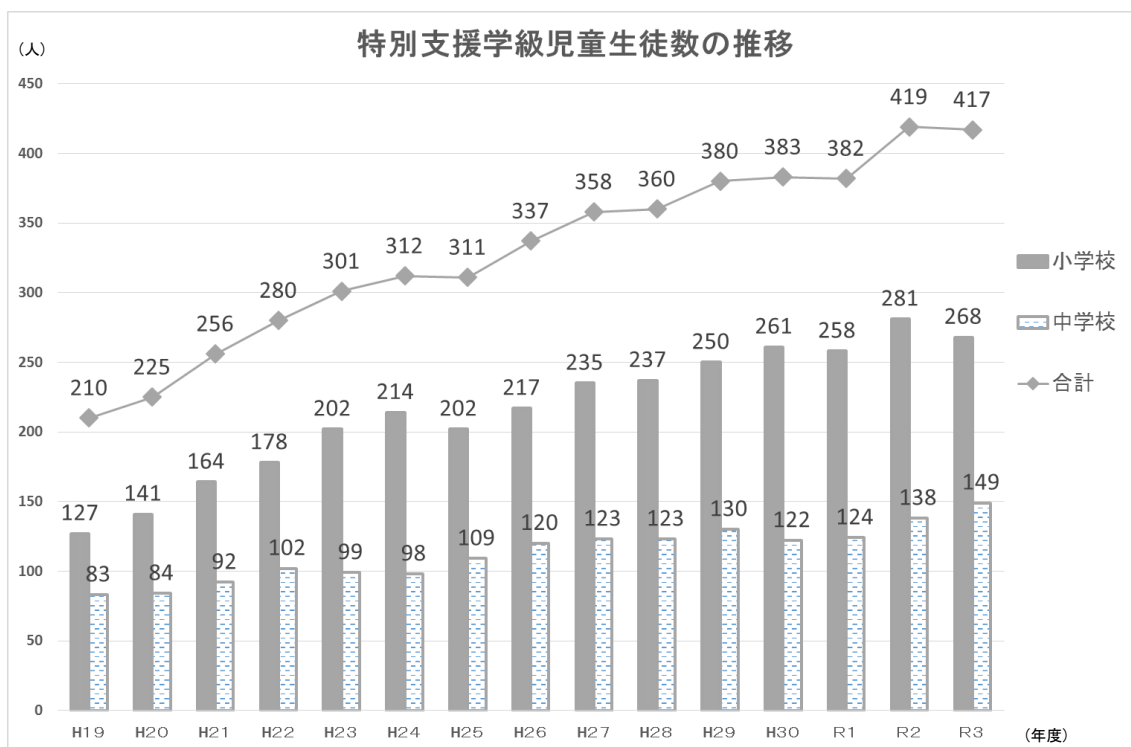
市立学校全体	H19	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校児童数	22,285	23,051	23,118	23,142	23,083	23,246	23,320	23,234	23,135
中学校生徒数	9,770	10,492	10,545	10,615	10,722	10,636	10,479	10,588	10,779
合計	32,055	33,543	33,663	33,757	33,805	33,882	33,799	33,822	33,914

(単位:人)

特別支援学級	H19	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校児童数	127	217	235	237	250	261	258	281	268
中学校生徒数	83	120	123	123	130	122	124	138	149
合計	210	337	358	360	380	383	382	419	417

(単位:%)

特別支援学級 児童生徒割合	H19	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	0.57	0.94	1.02	1.02	1.08	1.12	1.11	1.21	1.16
中学校	0.85	1.14	1.17	1.16	1.21	1.15	1.18	1.30	1.38
合計	0.66	1.00	1.06	1.07	1.12	1.13	1.13	1.24	1.23



ウ 不登校児童生徒への支援

本市の不登校児童生徒数は、平成29年度が574人、平成30年度が618人、令和元年度が696人と増加が続いており、児童生徒指導上の喫緊の課題となっています。

不登校はどの児童生徒にも起こり得ることとして捉え、不登校の児童生徒一人ひとりの状況に応じて、学校内外における多様な学びの機会を確保し、将来の社会的自立に向けた支援を充実させることが求められています。

各学校において、不登校を生じさせないような魅力あるより良い学校づくり、「心の居場所」としての学校づくりを進めるために、児童生徒の実態に配慮したきめ細かな支援・指導を行うことが可能となるよう、教育委員会としては教育条件等の整備が必要となります。

また、施設・設備面では、不登校児童生徒が安心して学習や相談支援を受けられるような別室等の環境整備や、情報通信機器の整備等が重要となります。

(5) 少人数学級に向けた動向

少人数学級を実施した場合、1学級あたりの児童生徒数が少人数となることにより、一人ひとりの理解度や興味・関心を踏まえた学習指導を充実させることが可能となるほか、児童生徒指導上の諸課題に即した、より効果的な支援や、きめ細やかな指導ができることが期待されます。

このような効果を背景に、国は、令和3年4月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、公立小学校について、令和3年度から5年間かけて、公立小学校全学年の1学級あたりの人数を段階的に35人までに引き下げることとしました。

さらに、同年6月には、国の教育再生実行会議が、小学校での取組状況の検証等を踏まえ、公立中学校についても望ましい指導体制のあり方について検討するよう提言をしており、現在は、少人数学級の拡充が焦点となっています。

そのため、本市の少人数学級の検討に当たり、こうした動向等を踏まえ、取組を進めていく必要があることから、本基本方針における学級数については、小学校については35人学級、中学校については現行の40人学級と将来的に実施の可能性がある35人学級の併記により作成することとします。

【資料 7 : 35 人学級への移行に伴う必要教室数の推移 (小学校)】

小学校	使用可能 教室数	特別支援 学級	2021年 R3	2022年 R4	2023年 R5	2024年 R6	2025年 R7	2030年 R12	2035年 R17	2040年 R22
	35人学級対象学年		1~2	1~3	1~4	1~5	1~6			
1 藤沢小	20		19	18	18	18	18	18	18	18
2 明治小	31	設置済	24	27	27	28	29	30	30	30
3 鶴沼小	31		27	29	30	32	32	30	30	30
4 本町小	25	設置済	25	25	25	25	25	18	18	18
5 村岡小	20	設置済	18	18	19	19	19	18	18	18
6 六会小	34	設置済	28	31	33	33	33	30	30	30
7 辻堂小	37		35	39	39	39	38	30	30	36
8 鶴洋小	36		35	35	36	37	36	30	30	30
9 片瀬小	27	設置済	23	22	22	22	22	18	18	18
10 大道小	23	設置済	20	20	21	22	23	24	24	24
11 秋葉台小	26	設置済	19	18	18	18	18	18	24	24
12 御所見小	22	設置済	16	14	13	13	13	12	12	12
13 長後小	29	設置済	24	25	26	27	27	24	24	24
14 八松小	23		23	24	25	25	26	24	24	24
15 高砂小	19		18	19	21	21	22	18	18	24
16 善行小	17	設置済	13	13	14	14	15	12	12	12
17 富士見台小	23	設置済	21	22	23	22	22	18	18	18
18 鶴南小	18	設置済	18	17	18	18	18	18	18	18
19 浜見小	16	設置済	12	12	12	12	12	12	12	12
20 俣野小	18	設置済	12	12	12	12	12	12	12	12
21 大越小	22		19	19	18	18	18	18	12	12
22 羽鳥小	30		30	30	30	29	28	24	24	24
23 湘南台小	27	設置済	24	24	25	25	25	24	24	24
24 大庭小	25	設置済	14	16	16	15	14	12	12	12
25 亀井野小	27	設置済	19	20	21	22	23	24	24	24
26 新林小	25		18	22	24	25	25	24	24	24
27 中里小	21		11	11	10	10	9	12	6	6
28 滝の沢小	28	設置済	19	19	18	18	17	12	12	12
29 大鋸小	24		24	25	25	24	24	18	18	18
30 天神小	20	設置済	17	16	17	17	17	18	18	18
31 駒寄小	20	設置済	18	17	17	16	16	12	12	12
32 高谷小	28		25	26	26	26	26	24	24	24
33 小糸小	23		12	12	12	12	12	12	6	6
34 大清水小	14		12	12	12	12	12	12	12	12
35 石川小	22		20	20	20	20	20	18	18	18
合計	851		712	729	743	746	746	678	666	678
2021年 (R3) 比			—	102.4%	104.4%	104.8%	104.8%	95.2%	93.5%	95.2%

【資料 8 : 40 人学級の必要教室数の推移 (中学校)】

中学校	使用可能教室数	特別支援学級	2021年 R3	2026年 R8	2027年 R9	2028年 R10	2029年 R11	2030年 R12	2035年 R17	2040年 R22
1 第一中	21	設置済	20	19	20	20	19	18	15	15
2 明治中	20		18	20	20	21	22	22	21	21
3 鶴沼中	28	設置済	22	25	26	25	25	25	21	18
4 六会中	24		21	21	21	21	21	20	18	18
5 片瀬中	18	設置済	12	11	11	11	11	10	9	6
6 御所見中	19	設置済	12	10	9	9	9	9	6	6
7 湘洋中	28		21	22	23	23	22	21	18	18
8 長後中	16	設置済	10	12	11	11	10	10	9	9
9 藤ヶ岡中	21		20	22	21	20	20	19	15	15
10 高浜中	16	設置済	12	12	13	13	13	12	12	12
11 善行中	22	設置済	12	12	11	11	11	12	9	9
12 秋葉台中	16		10	9	9	9	9	9	9	9
13 大庭中	22	設置済	14	15	14	14	13	13	9	9
14 村岡中	19	設置済	16	20	21	21	21	21	21	21
15 湘南台中	20	設置済	15	17	17	17	17	18	18	18
16 高倉中	17	設置済	12	11	10	10	11	11	9	9
17 滝の沢中	27	設置済	18	18	18	18	17	17	12	12
18 大清水中	15	設置済	9	9	9	9	9	9	9	9
19 羽島中	18	設置済	15	13	13	12	12	11	9	9
合計	387		289	298	297	295	292	287	249	243
2021年 (R3) 比			—	103.1%	102.8%	102.1%	101.0%	99.3%	86.2%	84.1%

【資料 9 : 35 人学級の必要教室数の推移 (中学校)】

中学校	使用可能教室数	特別支援学級	2021年 R3	2026年 R8	2027年 R9	2028年 R10	2029年 R11	2030年 R12	2035年 R17	2040年 R22
2026年度から35人学級を実施した場合の対象学年			—	1	1~2	1~3				
1 第一中	21	設置済	20	20	22	23	22	20	18	18
2 明治中	20		18	21	22	24	25	25	24	24
3 鶴沼中	28	設置済	22	27	29	29	28	28	21	21
4 六会中	24		21	22	23	24	23	22	21	21
5 片瀬中	18	設置済	12	11	11	12	12	11	9	9
6 御所見中	19	設置済	12	11	11	11	10	9	6	6
7 湘洋中	28		21	23	25	26	25	24	18	18
8 長後中	16	設置済	10	12	12	12	12	11	9	9
9 藤ヶ岡中	21		20	23	23	23	23	22	18	18
10 高浜中	16	設置済	12	12	13	13	14	13	12	12
11 善行中	22	設置済	12	13	13	13	12	12	12	9
12 秋葉台中	16		10	9	9	10	10	10	9	12
13 大庭中	22	設置済	14	15	15	15	15	14	9	9
14 村岡中	19	設置済	16	21	22	23	23	24	24	24
15 湘南台中	20	設置済	15	18	19	20	19	19	21	21
16 高倉中	17	設置済	12	11	11	11	12	12	12	9
17 滝の沢中	27	設置済	18	19	20	21	20	19	15	15
18 大清水中	15	設置済	9	9	9	9	9	9	9	9
19 羽島中	18	設置済	15	14	15	14	13	12	9	9
合計	387		289	311	324	333	327	316	276	273
2021年 (R3) 比			—	107.6%	112.1%	115.2%	113.1%	109.3%	95.5%	94.5%

(6) 小中一貫教育の制度

義務教育9年間を見通した計画的・継続的な学力・学習意欲の向上や、いわゆる「中1ギャップ」への対応といった観点から、地域の実情に応じた小中一貫教育の取組が全国的に進められる中、9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の制度となる「義務教育学校」の設置を可能とした改正学校教育法が成立し、2016年（平成28年）4月1日に施行されました。

小中一貫教育においては、一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で教育を行う形態（義務教育学校）と、組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態（小中一貫型小学校・中学校）の、大きく2つの形態が制度化されています。義務教育学校及び小中一貫型小学校・中学校のいずれも、施設一体型のほか施設隣接型、施設分離型といった施設形態に関わらず設置が可能とされています。

また、これらの学校においては、9年間の教育課程を「4－3－2」や「5－4」など、指導上の工夫により学年段階を区切ることが可能です。

なお、国では学校の標準規模を、義務教育学校については18学級以上27学級以下、小中一貫型小学校・中学校については、小学校・中学校それぞれ12学級以上18学級以下と定めていることから、本市が小中一貫教育の検討を行う際は、学校規模が過大になることで様々な問題が生じることのないよう、留意する必要があります。

【参考1 小中一貫教育制度について】

小中連携教育

小中学校段階の教職員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育

小中連携教育のうち、小中学校段階の教職員が、目指す子ども像を共有するとともに、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

義務教育学校

一人の校長のもと、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校

小中一貫型小学校・中学校

組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施すかたちでそれぞれに校長、教職員組織を有する学校

併設型小学校・中学校

同一の設置者

連携型小学校・中学校

異なる設置者

いずれの学校も施設形態（一体型、隣接型、分離型）は問わない

3 学校適正規模・適正配置の基準

学校は、基礎学力を身に付けるだけではなく、子ども同士が豊かな人間関係を築き、社会性を身に付ける場でもあります。また、様々な形態による効果的な学習を行うことや、集団の相互作用による思考力の育成を図るためにも、活動に応じて少人数のグループから大きな集団まで、適切な規模の集団を組み、多様な教育活動を展開する必要があります。（P 29～32 参考資料「1 学校規模に起因する特性」参照）

また、あわせて新型コロナウイルス感染症を踏まえ、教室に空間的ゆとりを確保しつつ、一人ひとりに寄り添った指導やケアを提供できる教育環境を確保することが求められています。

そこで、これらを踏まえ、多様な教育活動を展開しやすい学校規模を「適正規模」として、次のとおり基準を定めることとします。

なお、本市における「適正規模」以外の学校については、それぞれの規模に応じた教育活動を展開していることから、これらの学校規模が「不適正」ということではありません。

（1）学校規模

学校教育法施行規則及び文部科学省作成の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を踏まえ、次のとおり本市における学校規模の基準を定めます。

小学校、中学校ともに12学級以上24学級以下 とする。
これにより、小学校では、1学年あたり2学級から4学級
中学校では、1学年あたり4学級から8学級 となります。

<学校規模の目安>

小学校学級数	中学校学級数	状態
1～5学級	1～2学級	過小規模
6～11学級	3～11学級	小規模
12～24学級	12～24学級	適正規模
25～30学級	25～30学級	大規模
31学級～	31学級～	過大規模

【資料10：学級数の推移及び学校規模】

(小学校)

	2021年 R3	2025年 R7	2030年 R12	2035年 R17	2040年 R22	2040年 R22 の規模
藤沢小	19	18	18	18	18	適正規模
明治小	24	29	30	30	30	大規模
鵜沼小	27	32	30	30	30	大規模
本町小	25	25	18	18	18	適正規模
村岡小	18	19	18	18	18	適正規模
六会小	28	33	30	30	30	大規模
辻堂小	35	38	30	30	36	過大規模
鵜洋小	35	36	30	30	30	大規模
片瀬小	23	22	18	18	18	適正規模
大道小	20	23	24	24	24	適正規模
秋葉台小	19	18	18	24	24	適正規模
御所見小	16	13	12	12	12	適正規模
長後小	24	27	24	24	24	適正規模
八松小	23	26	24	24	24	適正規模
高砂小	18	22	18	18	24	適正規模
善行小	13	15	12	12	12	適正規模
富士見台小	21	22	18	18	18	適正規模
鵜南小	18	18	18	18	18	適正規模
浜見小	12	12	12	12	12	適正規模
俣野小	12	12	12	12	12	適正規模
大越小	19	18	18	12	12	適正規模
羽鳥小	30	28	24	24	24	適正規模
湘南台小	24	25	24	24	24	適正規模
大庭小	14	14	12	12	12	適正規模
亀井野小	19	23	24	24	24	適正規模
新林小	18	25	24	24	24	適正規模
中里小	11	9	12	6	6	小規模
滝の沢小	19	17	12	12	12	適正規模
大鋸小	24	24	18	18	18	適正規模
天神小	17	17	18	18	18	適正規模
駒寄小	18	16	12	12	12	適正規模
高谷小	25	26	24	24	24	適正規模
小糸小	12	12	12	6	6	小規模
大清水小	12	12	12	12	12	適正規模
石川小	20	20	18	18	18	適正規模

(中学校)

		2021年 R3	2025年 R7	2030年 R12	2035年 R17	2040年 R22	2040年 R22 の規模
第一中	40人学級	20	19	18	15	15	適正規模
	35人学級	—	—	20	18	18	適正規模
明治中	40人学級	18	20	22	21	21	適正規模
	35人学級	—	—	25	24	24	適正規模
鶴沼中	40人学級	22	25	25	21	18	適正規模
	35人学級	—	—	28	21	21	適正規模
六会中	40人学級	21	21	20	18	18	適正規模
	35人学級	—	—	22	21	21	適正規模
片瀬中	40人学級	12	11	10	9	6	小規模
	35人学級	—	—	11	9	9	小規模
御所見中	40人学級	12	11	9	6	6	小規模
	35人学級	—	—	9	6	6	小規模
湘洋中	40人学級	21	22	21	18	18	適正規模
	35人学級	—	—	24	18	18	適正規模
長後中	40人学級	10	11	10	9	9	小規模
	35人学級	—	—	11	9	9	小規模
藤ヶ岡中	40人学級	20	22	19	15	15	適正規模
	35人学級	—	—	22	18	18	適正規模
高浜中	40人学級	12	12	12	12	12	適正規模
	35人学級	—	—	13	12	12	適正規模
善行中	40人学級	12	12	12	9	9	小規模
	35人学級	—	—	12	12	9	小規模
秋葉台中	40人学級	10	9	9	9	9	小規模
	35人学級	—	—	10	9	12	適正規模
大庭中	40人学級	14	15	13	9	9	小規模
	35人学級	—	—	14	9	9	小規模
村岡中	40人学級	16	20	21	21	21	適正規模
	35人学級	—	—	24	24	24	適正規模
湘南台中	40人学級	15	17	18	18	18	適正規模
	35人学級	—	—	19	21	21	適正規模
高倉中	40人学級	12	12	11	9	9	小規模
	35人学級	—	—	12	12	9	小規模
滝の沢中	40人学級	18	18	17	12	12	適正規模
	35人学級	—	—	19	15	15	適正規模
大清水中	40人学級	9	9	9	9	9	小規模
	35人学級	—	—	9	9	9	小規模
羽鳥中	40人学級	15	14	11	9	9	小規模
	35人学級	—	—	12	9	9	小規模

【参考2 標準学級数について】

学校教育法施行規則第41条では、「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別な事情があるときはこの限りではない。」としています。(中学校については同法施行規則第79条で準用)

【参考3 公立小学校・中学校における適正な学校規模について】

文部科学省では、従来から25学級以上の学校を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校とした上で、過大規模校については速やかにその解消を図るよう、設置者に対して促してきており、地域によっては、このことを踏まえ、国の基準である12～18学級を下回る場合の基準と併せて、標準を超える規模を分類して独自に大規模校や過大規模校の目安を設定し、必要な対応を検討している事例も見られます。(平成27年1月27日文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」から抜粋)

(2) 通学距離

本市では、市域の大半が市街地であり、その交通事情等の状況を踏まえると、自転車通学は困難であることから、徒歩による通学を原則とします。

徒歩での通学を前提としたうえで、児童生徒の体力、生活に対する影響などを考慮した結果、望ましい通学距離は、小学校では片道おおむね2km以内、中学校では片道おおむね3km以内と考えられることから、この目安に基づく通学距離の実現を目指します。

【参考4 国の通学距離の考え方】

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条(適正な学校規模の条件)では、「通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。」として定めています。

また、文部科学省は「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」において、同法施行令に基づき通学条件を通学距離によって捉えることが一般的であること、通学距離の基準を定めている自治体もあるものの、そのほとんどが上記以内又はそれ以下の距離を基準として定めていること、小学校5年生と中学校2年生を対象に通学距離とストレスとの関係を調べた研究によると、上記以内の通学距離であればストレスが大幅に増加することが認められなかったことなどから、当該距離を基準とすることに妥当性があると示しています。

(3) 通学区域

学校の適正配置を検討するに当たって、通学区域の見直しを進めるうえで、通学環境の安全確保は大変重要な課題になります。

現在、本市では、安全安心な通学路の確保に向けて、「藤沢市通学路交通安全プログラム」を策定し、危険箇所について庁内の関係部局をはじめ県の土木事務所や警察と合同点検を実施し、対策を講じるなど様々な取組を行っています。

そのため、通学区域の見直しを行う際には、安全な通学路の設定とあわせて、引き続き、通学路の安全点検、地域との連携による見守り活動の実施、子どもたちへの安全教育などの取組を総合的に実施し、安全安心な通学環境の整備を目指します。また、通学区域の設定に当たっては、次の事項を基本として検討します。

<通学区域設定に当たっての配慮事項>

- ・通学距離（時間）、通学の安全性を考慮する。
- ・境界を明確にするため、幹線道路、鉄道、河川、町丁目等で分ける。
- ・原則として自治会・町内会を分断しないようにする。
- ・13地区の行政区割について考慮する。
- ・指定校までの通学距離が小学校でおおむね2 km、中学校でおおむね3 kmの範囲を超える場合には、状況に応じた通学手段を柔軟に検討する。

4 学校適正規模・適正配置を検討する際の留意点

学校の規模及び配置の適正化については、将来的な児童生徒数や学級数の推移を見据え、周辺校を含めた学校規模や施設、通学距離に問題がないことに加え、子どもたちの生活や、地域と学校との関わりを十分に考慮したうえで、通学区域の見直しや学校の統合、小中一貫型小学校・中学校の設置などの手法について検討していきます。

また、学校の統合等に当たっては、子どもたちにとって、より良い教育環境を整えるとともに、長期的な学校施設の維持管理の視点から、統合校の校舎及び屋内運動場の規模、老朽化等の状況により、校舎の建て替え、大規模改修及び長寿命化改修についても同時に検討します。

検討する際の留意点については、次のとおり定めます。

(1) 学校規模

原則として行政区割の13地区を基本とし、地区内における学校同士を適正配置の検討対象とします。なお、立地上、地区境にある学校については例外として、学校の状況等を踏まえて検討します。

具体的には、本市の適正規模の基準である1校あたり12～24学級に近づけられるよう、通学区域の見直しを含めた検討を行うこととします。これに向けて、まずは、喫緊の課題である31学級以上の過大規模校と11学級以下の小規模校の解消に努めることとし、25学級以上30学級以下の大規模校については、将来的な児童生徒数や学級数の推移を注視していくこととします。

(2) 通学距離

現在、本市においては、徒歩による通学を原則とし、小学校で片道おおむね2km以内、中学校ではおおむね3km以内としています。このことは、国が通学距離の基準として示している、小学校で片道おおむね4km以内、中学校で片道おおむね6km以内の基準内にあることから、本方針においても、引き続き、当該基準を維持していくこととします。

(3) 通学区域

過大規模校・小規模校への対応として、通学区域の見直しを行うことで解消できないか検討するとともに、現在、通学距離を考慮して通学区域の設定が行われているものの、必ずしも学校が区域内の中央に位置しているとは限らないことから、適正化を検討する際には、河川や町丁目等の地形、幹線道路や鉄道等の交通事情、子どもたちの生活、地域と学校との関わりを十分に考慮したうえで、通学区域の見直しを行うこととします。

また、小学校については、隣接する小学校間の距離が1 km以内で、将来的にどちらかの学校が適正規模を下回ることが想定される場合、小学校間の統合を検討します。

なお、中学校については、市内にバランスよく配置されているため、中学校間の統合は原則実施しないこととします。

ただし、将来的に適正規模を下回ることが想定される場合には、近隣にある中学校間での統合を検討します。

(4) 支援教育の推進

白浜養護学校の教室不足の解消及び特別支援学級の全校設置については、早期に課題解決が図れるよう学校の適正規模・適正配置の検討を行う中で取組を進めることとします。

また、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援として、不登校児童生徒を含めた全ての子どもたちが安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備を図るという視点についても考慮します。

(5) 小中一貫教育の検討

隣接する小中学校間の距離が概ね1 km以内で、統合することで子どもたちの学びや育ち、地域等の課題が解決され、より良い教育を実現させるための効果的な手段となることが期待される場合は、施設一体型を基本とする小中一貫教育化を検討します。

その際には、小中一貫教育の導入がどのような意義を持つのか十分な検討を行い、保護者や地域住民への理解を求めるとともに、小中学校の教職員間で取組への共通認識が持てるよう、説明や協議等を行いながら進めます。

(6) 地域との連携

学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、指定避難所としての防災機能や地域の交流の場等、様々な機能を持ち合わせており、地域コミュニティにおいて重要な役割を有しています。

また、本市が取り組んでいる学校・家庭・地域連携推進事業（三者連携ふじさわ）やコミュニティ・スクール（学校運営協議会）では、学校と地域が一体となって地域の子どもたちを育み、「地域とともにある学校づくり」を目指しています。

このことから、学校の適正規模・適正配置を検討する際は、学校が教育施設としてだけでなく、地域において重要な役割を有していることを考慮して検討するとともに、地域団体との協議を十分に重ね、地域の意見も取り入れながら進めます。

(7) 統合等を行う場合の検討事項

学校施設においても公共施設の一部であることから、「藤沢市公共施設再整備基本方針」及び「藤沢市学校施設再整備基本方針」における再整備の基本的な考え方にに基づき、統合等により学校施設を再整備する際には、教育施設として必要な機能を備えることを優先し、教育環境に配慮した上で、他の公共施設との複合化についても検討することとします。

また、統合等により活用しない学校施設がある場合については、過大規模校の解消のため、引き続き、教育施設として活用することが考えられますが、その活用方法については、地域住民の意見を聴くとともに、「藤沢市公共資産活用等検討委員会」などとも情報共有を図りながら検討することとします。

5 学校適正規模・適正配置の取組方法

これまで本市においては、2011年（平成23年）に学校適正配置検討部会を設置し、児童生徒の推計及び大規模開発等を踏まえ、学校適正配置の検討を行ってきました。

その後、学習指導要領の改訂やGIGAスクール構想の発表、法改正による小学校における少人数学級の段階的实施など、教育環境は大きく変化を続けています。

今後、学校適正規模・適正配置の検討に当たっては、児童生徒数の推移や学校施設の老朽化対策、学習指導要領の改訂、GIGAスクール構想によるタブレット端末を用いた学習環境の整備など、様々な変化に対応する必要があります。

こうした状況に迅速に対応するため、令和2年度、教育委員会では、学校施設の適正規模・適正配置における基本的な考え方をまとめました。

この基本的な考え方をもとに、令和3年度に学識経験者や地域住民、保護者、学校関係者の代表等による検討委員会を立ち上げ、学校適正規模・適正配置に向けた取組として、本基本方針を策定し、今後は「実施計画」を策定します。

基本方針の策定及び「実施計画」の策定に当たっては、施設の老朽化対策のほか、財政負担の軽減を図るための視点も含めて検討します。

（1）基本方針の位置付け

基本方針は、藤沢市立学校適正規模・適正配置に向けた取組において、ふじさわ教育大綱をはじめ、本市における市政運営の総合指針、公共施設再整備プラン及び教育振興基本計画のほか、学校施設に関連する個別計画との整合を図りながら、本市が学校に関する適正な規模や配置と考える基準を示しています。

次代を担う藤沢の子どもたちにとって、より良い教育環境を整え、さらに充実した学校教育が実現できるよう、2040年（令和22年）を見据え、ソフト・ハードの両面から整備していくものです。

(2) 実施計画の策定と位置付け

基本方針に基づき、2022年度（令和4年度）から2023年度（令和5年度）にかけて、適正規模・適正配置の実現に向けた通学区域の見直しや学校の統合など、具体的な手法や学校名を明記した「藤沢市立学校適正規模・適正配置実施計画（素案）」作成し、パブリックコメントや市議会からの意見を踏まえて実施計画を策定します。

また、実施計画（素案）の段階で、検討対象校の地域住民に対し説明を行い、理解を得ながら地域ごとに検討を進めます。

実施計画の策定に当たっては、特に次の3点に配慮して検討を進めます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①子どもたちのより良い教育環境を最善に考えた取組とする。②学校は地域コミュニティの核となっていることを考慮する。③学校関係者、保護者、地域との合意形成を構築する。 |
|---|

(3) 実施計画策定後の各地区における取組

実施計画における検討対象校では、地域ごとに学校関係者や保護者、地域住民で構成する「(仮称)地域別小中学校適正規模・適正配置検討協議会(以下「(仮称)地域別協議会」という。)を設置し、学校運営上の課題について、地域における合意形成を図りながら検討を進めます。

(仮称)地域別協議会で議論された事項は意見書として教育委員会に提出され、その後、検討委員会において意見書の内容を尊重しながら検討が行われ、その結果が教育委員会に報告されます。

教育委員会では、(仮称)地域別協議会からの意見書及び検討委員会の検討結果をもとに、通学区域の見直しや学校の統合などの方策を検討し、その結果を(仮称)地域別協議会に通知します。

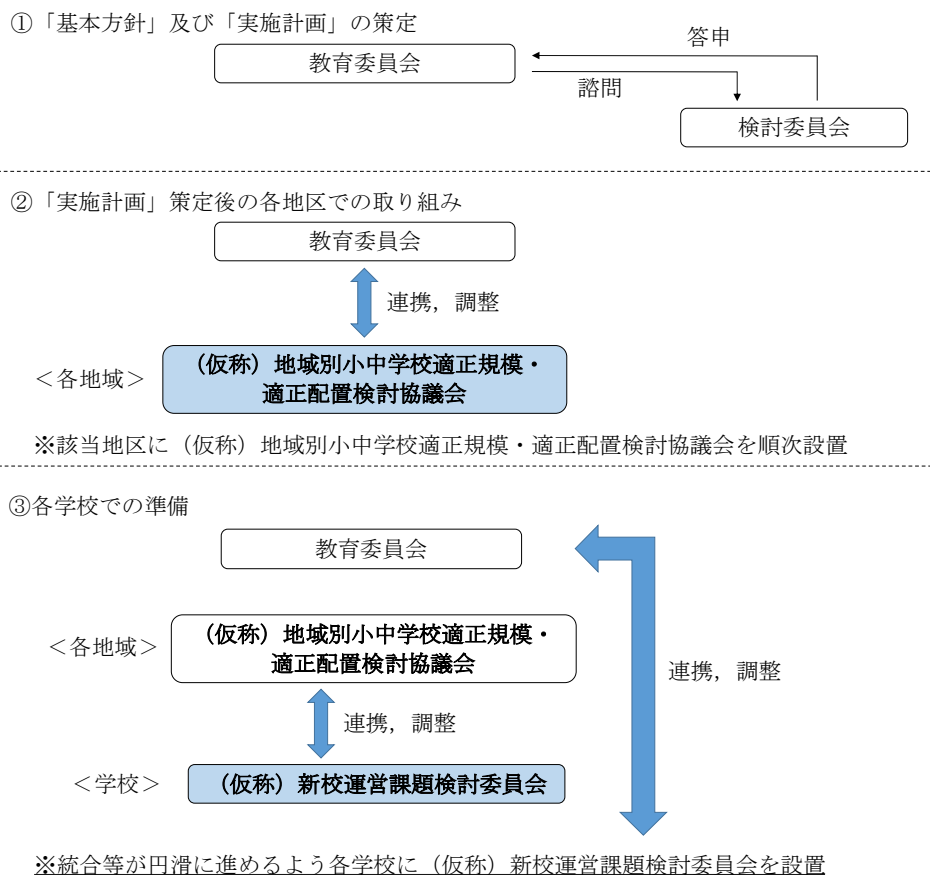
具体的な方策が策定された後は、方策がより円滑に進むよう、学校関係者、保護者、地域住民により、在校生への配慮事項の協議や統合に向けての学校間の交流、事前準備の検討などを行う「(仮称)新校運営課題検討委員会」を設置し、統合等により新しい環境を迎える子どもたちの心のケアについても配慮します。

なお、(仮称)地域別協議会の検討により、合意が得られない場合、実施計画に明記した通学区域の見直しや統合などについては、改めて検討することとします。

【図1 今後のスケジュール】

取組内容	計画期間								
	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	
藤沢市立学校 適正規模・適正配置に 関する基本方針		検討 ★策定 ・検討委員会の開催 ・議会報告 ・パブリックコメントの実施			方針は、国の施策や社会情勢の大きな変化により見直しの必要が生じた際に改訂				
藤沢市立学校 適正規模・適正配置 実施計画			検討 ★策定 ・検討委員会の開催 ・議会報告 ・パブリックコメントの実施 ・地域説明会の開催						
「(仮称)地域別協議会」 による検討					検討 ・(仮称)地域別協議会の開催 ・検討委員会の開催 ・議会報告				

【図2 今後の進め方】



(4) 基本方針等の見直し

「基本方針」及び「実施計画」については、国の施策の大幅な変更や社会情勢の変化が生じたとき、又は児童生徒推計に大幅な変化が生じたときは、改めて検討を行い、必要に応じて見直しを図ります。

参 考 資 料

	頁
1 学校規模に起因する特性	
(1) 学級数が少ないことによる学校運営上の特性	29
(2) 教職員が少なくなることによる学校運営上の特性	30
(3) 大規模校において考えられる学校運営上の特性	31
(4) 学校運営上の特性（前述(1)から(3)が児童生徒に与える影響）	32
2 学校一覧	33
3 学校の老朽化の状況	34
4 学校別児童生徒数の推移	35
5 各地区別資料	38
(片瀬地区, 鶴沼地区, 辻堂地区, 村岡地区, 藤沢地区, 明治地区, 善行地区, 湘南大庭地区, 六会地区, 湘南台地区, 遠藤地区, 長後地区, 御所見地区)	
1 将来人口推計	
2 地区内の学校の状況	
(1) 学級数の推移	
(2) 学校位置図	
【参考】 1 校舎等の状況	
2 通学距離	
3 道路, 交通, 土地利用状況	
4 自治会・町内会	
5 指定避難所・指定緊急避難場所	

1 学校規模に起因する特性

(1) 学級数が少ないことによる学校運営上の特性

<メリット>

- ・児童生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな支援・指導が行いやすい。
- ・学校行事や部活動等において、児童生徒の個別の活動機会を設定しやすい。
- ・児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。
- ・学校が一体となって活動しやすく、異学年間の交流も生まれやすい。
- ・特別教室、体育館などの利用時間等の調整が行いやすい。
- ・災害発生等による緊急避難時に混雑が生じにくい。
- ・空き教室があれば有効活用できる。

<デメリット>

- ・児童生徒間の多様な考えに触れる機会など、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。
- ・体育的、文化的行事などの集団活動に制約が生じやすい。
- ・クラス替えがしにくく、人間関係が固定化しやすい。
- ・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
- ・学校全体の活性化が図りにくい。

(2) 教職員が少なくなることによる学校運営上の特性

<メリット>

- ・全教職員間の意思疎通が図りやすく，相互の連携が密になりやすい。
- ・学校が一体となって活動しやすい。
- ・施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。
- ・教職員相互に仕事ぶりがよく見える。

<デメリット>

- ・年齢，教職経験，教科，特性などの面でバランスのとれた教職員配置をしにくい。
- ・学年別や教科別の教職員同士で，相談・研究・協力等が行いにくい。
- ・顧問の人材確保などが難しく，中学校の部活動が限定される。
- ・一人に複数の校務分掌が集中しやすい。
- ・出張，研修等の調整が難しい。
- ・少人数学習や小学校の専科教員による指導など，多様な学習・指導形態をとりにくい。
- ・中学校の授業時間数の少ない教科では本務者の配置が難しい。
- ・職員が療養休暇等に入ってしまった場合など，職員の補填がきかない。

(3) 大規模校において考えられる学校運営上の特性

<メリット>

- ・ 集団の中で、多様な考え方に触れ、切磋琢磨しやすい。
- ・ 体育的、文化的行事などの集団活動に活気が生じやすい。
- ・ 児童・生徒数、教職員数が多いため、少人数学習や小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態をとりやすい。
- ・ 様々な種類の部活動等の設置が可能となる。
- ・ 学校全体での組織的な指導体制が組みやすい。
- ・ P T A活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。
- ・ 大規模校では、児童生徒数や学級数に応じた教職員数の加配がある。
- ・ 校務分掌を分担して、複数人で対応することができる。

<デメリット>

- ・ 全教職員による児童生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
- ・ 学校行事等において、一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
- ・ 学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。
- ・ 教職員相互の連絡調整が図りづらい。
- ・ 特別教室や体育館等の利用調整がしづらい。
- ・ 全体がまとまるまでに時間がかかる。
- ・ 児童生徒が多ければ、それだけ様々な個性、特性を持つ子どもも多く、支援に手間や時間を多く要する。事故やトラブルが起こる割合も高くなる。
- ・ 児童生徒数や教職員数が多くなっても、管理職の数は変わらないため、多種多様な対応が必要となり、管理職の負担が大きい。
- ・ 校外行事や校外学習等の場所が限定されることがある。
- ・ 学級数が多いと、運動会や卒業式などの行事において、学年全体での動きがとりづらい。健康診断や避難訓練などにも時間がかかる。
- ・ 登下校時の安全確保が難しい。地域によっては交差点が子どもたちであふれかえり、地域からのクレームにもつながる。
- ・ 体育館に全校の児童生徒が収容できない。
- ・ 小学校など、休み時間の校庭に多くの子どもたちが遊んでおり、けがも多い。
- ・ 学級数が多く教室配置が学年で揃えられないと、1クラスだけ異なるフロアや棟になるとがあり、学年のまとまりがとりづらい。

(4) 学校運営上の特性(前述(1)から(3))が児童生徒に与える影響)

<小規模校>

- きめ細かな指導が可能→心身の健やかな成長、資質や能力が伸長する。
- 個別の活動の機会→活動の満足度が高く、自己肯定感も高まる。
- 安心感をもって落ち着いた学校生活が送れる。
- 個々の児童生徒の状況を把握しやすく、個に応じた指導やきめ細かな支援を行いやすい。
- 切磋琢磨する機会が少ない。
- 人間関係の固定化→マイナス面の改善が困難となる。
- クラス替えなども難しく、児童生徒の人間関係が固定化しやすい。

<大規模校>

- 集団での切磋琢磨→社会性やたくましさ等を育みやすい。
- クラス替え→豊かな人間関係の構築、多様な集団の形成が可能となる。
- 様々な人との出会い→多様な考え方に出会い成長できる。
- 多くの教職員が関わることで、多面的に子どもを見ることができる。
- 多様な人間関係を構築する機会が多い。
- 教職員数、児童生徒数が多いため、多様な学習・指導形態が可能となる。
- 個別の活動の機会が少ない、個の発表の機会が少ない→自己肯定感、自己有用感を育む機会が少ない。
- 全校単位、学年単位での活動に制約がかかる→活動機会が狭まる。
- 子ども同士の事故やトラブルが多くなる。

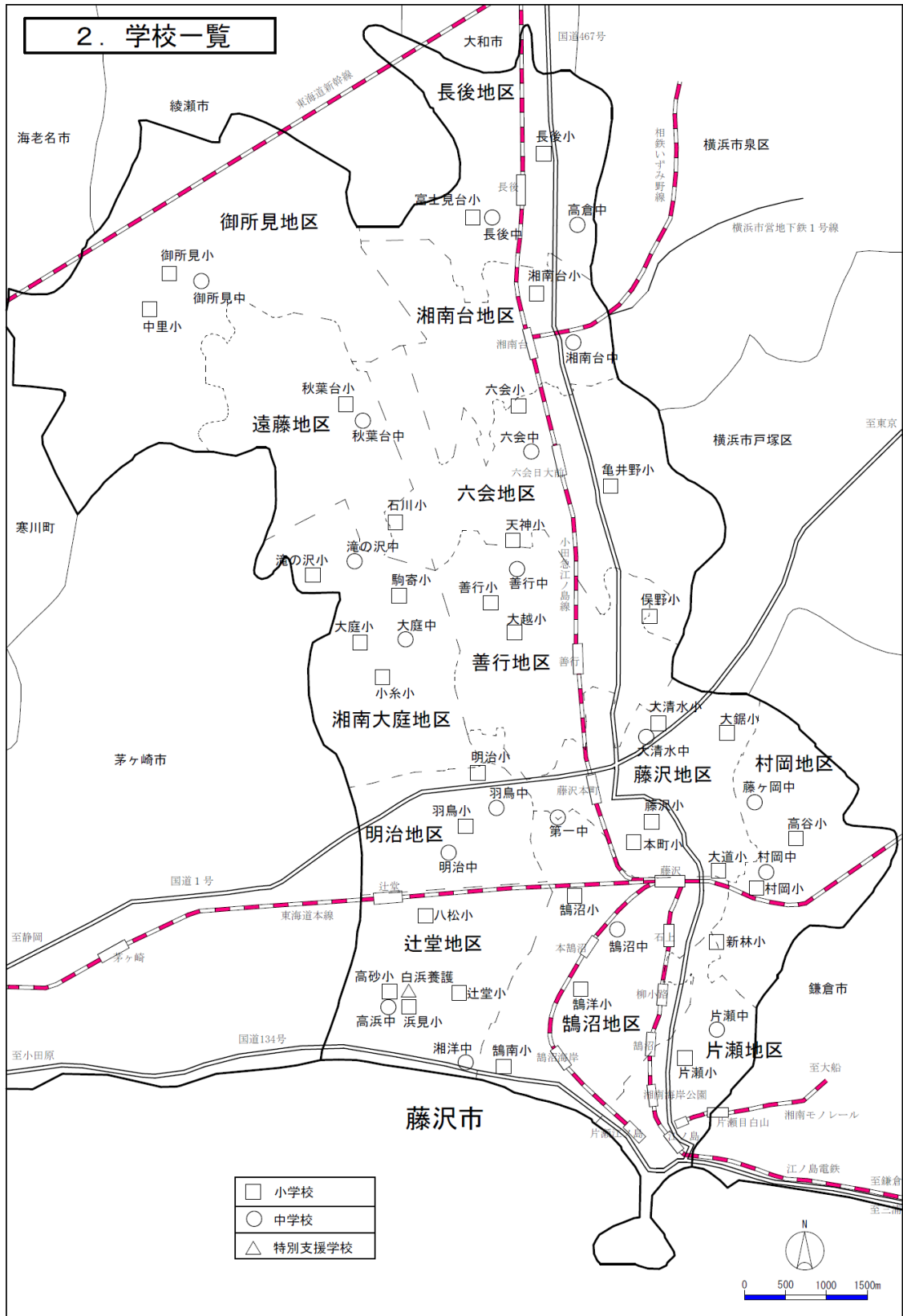
※令和2年度藤沢市学校適正配置検討部会調査より

(参考文献)

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」

(平成27年1月27日 文部科学省)

2 学校一覧



3 学校の老朽化の状況

令和3年4月1日現在

学校名	校舎 建設年度	使用 年数	屋内運動場 建設年度	使用 年数	再整備 計画
藤沢小	1968	53年	1990	31年	有
明治小	1967	54年	1987	34年	有
鵜沼小	1967	54年	1965	56年	有
本町小	2011	10年	1972	49年	
村岡小	1969	52年	1967	54年	
六会小	1999	22年	1999	22年	
辻堂小	1968	53年	1965	56年	有
鵜洋小	1959	62年	1964	57年	有
片瀬小	1963	58年	1968	53年	有
大道小	1967	54年	1966	55年	有
秋葉台小	1964	57年	1969	52年	
御所見小	1971	50年	1968	53年	
長後小	1966	55年	1968	53年	有
八松小	1967	54年	1966	55年	
高砂小	1995	26年	1995	26年	
善行小	2009	12年	2009	12年	
富士見台小	1966	55年	1970	51年	
鵜南小	1969	52年	1971	50年	有
浜見小	1969	52年	1973	48年	
俣野小	1970	51年	1974	47年	
大越小	1970	51年	1973	48年	
羽鳥小	1971	50年	1974	47年	
湘南台小	1972	49年	1974	47年	
大庭小	1975	46年	1975	46年	
亀井野小	1976	45年	1976	45年	
新林小	1977	44年	1977	44年	
中里小	1977	44年	1977	44年	
滝の沢小	1978	43年	1978	43年	
大鋸小	1979	42年	1979	42年	
天神小	1980	41年	1980	41年	
駒寄小	1980	41年	1980	41年	
高谷小	1981	40年	1981	40年	
小糸小	1981	40年	1981	40年	
大清水小	1982	39年	1982	39年	
石川小	1993	28年	1993	28年	

学校名	校舎 建設年度	使用 年数	屋内運動場 建設年度	使用 年数	再整備 計画
第一中	2008	13年	2008	13年	
明治中	1969	52年	1998	23年	有
鵜沼中	1969	52年	1992	29年	有
六会中	2009	12年	2019	2年	
片瀬中	2003	18年	2003	18年	
御所見中	1970	51年	1966	55年	
湘洋中	1989	32年	1989	32年	
長後中	1993	28年	1993	28年	
藤ヶ岡中	2000	21年	2000	21年	
高浜中	1972	49年	1973	48年	
善行中	1975	46年	1975	46年	
秋葉台中	1975	46年	1975	46年	
大庭中	1978	43年	1978	43年	
村岡中	1979	42年	1979	42年	
湘南台中	1980	41年	1980	41年	
高倉中	1981	40年	1981	40年	
滝の沢中	1981	40年	1981	40年	
大清水中	1983	38年	1983	38年	
羽鳥中	1985	36年	1985	36年	
白浜養護	1997	24年	1997	24年	有

4 学校別児童生徒数の推移

<小学校>

(人)

学校名	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
	R2	R7	R12	R17	R22
藤沢小学校	588	557	513	494	511
明治小学校	871	925	880	863	855
鵜沼小学校	867	963	863	800	787
本町小学校	804	709	633	610	630
村岡小学校	538	552	495	495	526
六会小学校	993	954	888	873	904
辻堂小学校	1,225	1,236	1,098	1,089	1,114
鵜洋小学校	1,184	1,086	954	886	871
片瀬小学校	764	631	513	469	464
大道小学校	647	718	674	650	671
秋葉台小学校	666	561	618	730	699
御所見小学校	471	344	291	267	260
長後小学校	887	802	757	727	736
八松小学校	711	738	712	708	724
高砂小学校	537	659	623	619	633
善行小学校	447	437	402	374	367
富士見台小学校	679	620	553	532	539
鵜南小学校	551	514	454	422	416
浜見小学校	407	283	256	256	264
俣野小学校	310	306	294	273	269
大越小学校	644	549	454	421	414
羽鳥小学校	984	854	716	689	711
湘南台小学校	792	792	742	721	710
大庭小学校	489	416	351	318	302
亀井野小学校	656	654	597	588	609
新林小学校	579	767	715	712	755
中里小学校	326	234	205	188	184
滝の沢小学校	613	465	349	316	300
大鋸小学校	774	744	626	603	623
天神小学校	536	434	415	410	427
駒寄小学校	521	426	337	305	291
高谷小学校	906	789	674	671	712
小糸小学校	291	258	211	193	184
大清水小学校	336	310	290	282	293
石川小学校	640	655	571	562	583
合計	23,234	21,942	19,724	19,116	19,338

<中学校>

(人)

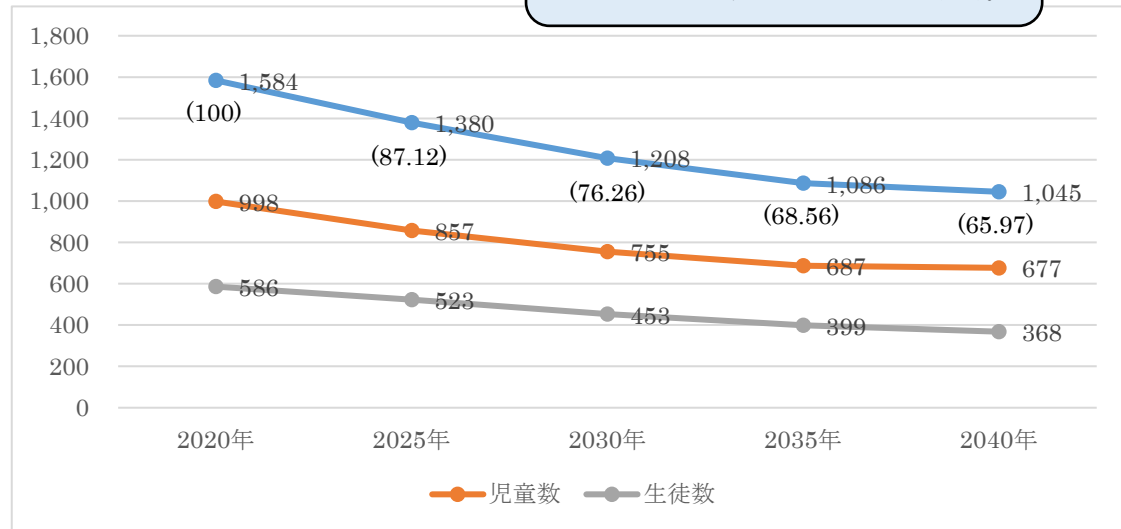
学校名	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
	R2	R7	R12	R17	R22
第一中学校	707	735	646	583	575
明治中学校	619	743	810	769	752
鵜沼中学校	806	913	894	746	701
六会中学校	764	752	666	576	574
片瀬中学校	478	366	305	243	226
御所見中学校	410	383	282	198	184
湘洋中学校	791	833	769	639	635
長後中学校	355	385	345	282	276
藤ヶ岡中学校	697	816	733	643	658
高浜中学校	421	436	415	380	379
善行中学校	378	370	395	338	317
秋葉台中学校	429	333	303	317	373
大庭中学校	554	513	422	320	295
村岡中学校	620	748	795	771	785
湘南台中学校	574	572	610	596	576
高倉中学校	434	379	361	327	320
滝の沢中学校	707	653	547	462	425
大清水中学校	290	325	303	259	257
羽鳥中学校	524	478	349	290	285
合計	10,558	10,733	9,950	8,739	8,593

5 各地区別資料

片瀬地区

※2020年児童生徒数推計に地区別の増減率を乗じて作成。
()内は2020年を100とした時の割合。

1 将来人口推計（児童・生徒・合計）



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
地区人口(人)	20,022	19,795	19,434	19,001	18,525
2020年比(%)	(100)	(98.9)	(97.1)	(94.9)	(92.5)

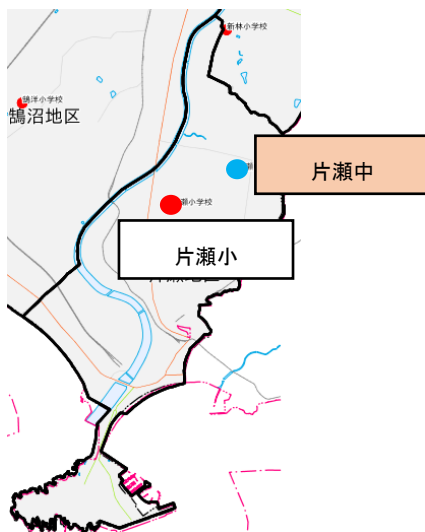
※2017年度藤沢市将来人口推計より

2 地区内の学校の状況

(1) 学級数の推移

	使用可能教室	2021年	2030年	2040年	2040年状態	備考
片瀬小	27	23	18	18		
片瀬中	18	12	10	6	小規模	

(2) 学校位置図



【参考】

1 校舎等の状況

学校名	校地 (㎡)	校舎 (㎡)	屋内運動場 (㎡)	校舎築後 (年)	備考
片瀬小学校	12,487	5,183	626	58	仮設校舎1棟(3教室)
片瀬中学校	22,407	7,452	2,356	18	

2 通学距離

<小学校>

- ・本地区には片瀬小学校が設置されており、片瀬小学校の通学区域は東西に約2.2km、南北に約3.0kmとなっている。通学距離においては約2.5kmが最長距離となっている。

<中学校>

- ・本地区には、片瀬中学校が設置されており、片瀬中学校の通学区域は東西に約2.0km、南北に約3.0kmとなっている。

3 道路、交通、土地利用状況

- ・道路、交通状況を見ると、都市計画道路の横浜藤沢線が未整備となっており、居住地域では狭隘道路も多くなっている。また、津波・高潮や浸水等の災害危険度が高い地区となっている。
- ・片瀬山周辺と沿岸部では高低差があり、それぞれに低層住宅地が広がっている。沿岸部の国道134号や国道467号沿いでは中高層住宅の立地がみられる。
- ・今後の土地利用状況においては、片瀬江ノ島駅周辺等の高層マンション計画も少しずつ進んでいることから、状況把握が必要である。

4 自治会・町内会

- ・自治会との関係では、新屋敷第一町内会において、新林小学校と片瀬小学校に通学区域が分かれている区域がある。

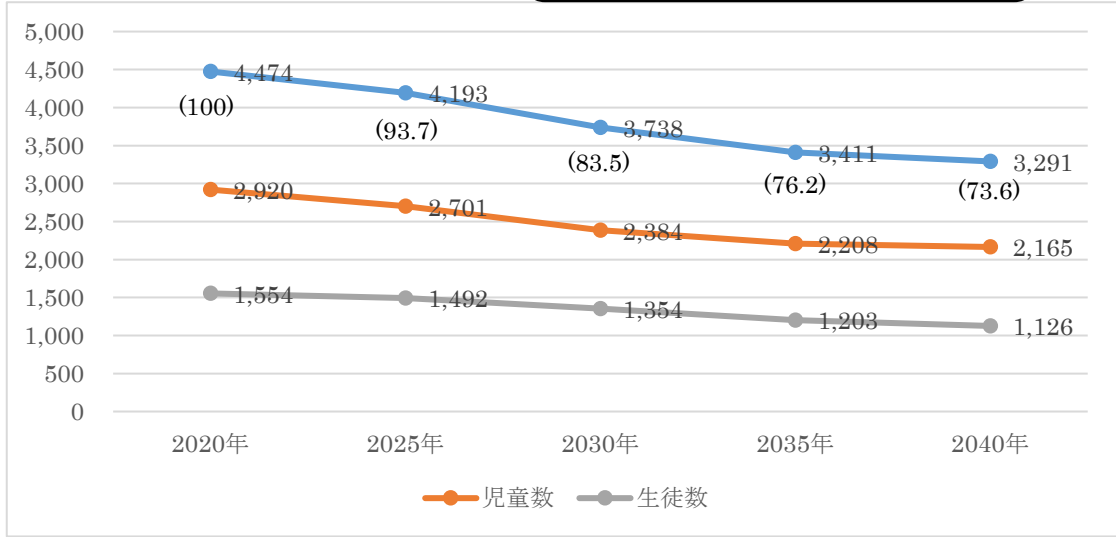
5 指定避難所・指定緊急避難場所

学校名	指定 避難所	指定緊急避難場所			
		(地震)	(洪水・崖崩れ)	(大規模火災)	(津波)
片瀬小学校	○		○		○
片瀬中学校	○		○	○	

鶴沼地区

※2020年児童生徒数推計に地区別の増減率を乗じて作成。
()内は2020年を100とした時の割合。

1 将来人口推計 (児童・生徒・合計)



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
地区人口(人)	56,626	57,107	56,808	56,257	55,556
2020年比(%)	(100)	(100.8)	(100.3)	(99.3)	(98.1)

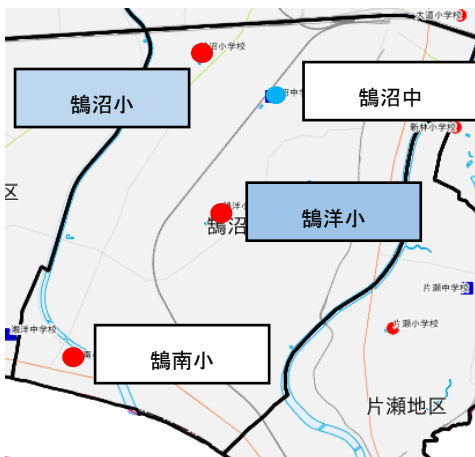
※2017年度藤沢市将来人口推計より

2 地区内の学校の状況

(1) 学級数の推移

	使用可能教室	2021年	2030年	2040年	2040年状態	備考
鶴沼小	31	27	30	30	大規模	
鶴洋小	36	35	30	30	大規模	
鶴南小	18	18	18	18		
鶴沼中	28	22	25	18		

(2) 学校位置図



【参考】

1 校舎等の状況

学校名	校地 (㎡)	校舎 (㎡)	屋内運動場 (㎡)	校舎築後 (年)	備考
鵜沼小学校	12,212	5,702	621	54	
鵜洋小学校	17,420	5,822	632	62	仮設校舎3棟(8教室)
鵜南小学校	10,908	4,557	633	52	改築工事中(~R6)
鵜沼中学校	21,327	6,504	1,465	52	H4 屋内運動場改築 仮設校舎1棟(4教室)

2 通学距離

<小学校>

- ・本地区には鵜沼小学校・鵜洋小学校・鵜南小学校と3つの学校が設置されており、鵜沼小学校の通学区域は東西に約2.0km、南北に2.2km、鵜洋小学校は東西に2.2km、南北に2.2km、鵜南小学校は東西に1.2km、南北に2.1kmとなっている。

<中学校>

- ・本地区には、鵜沼中学校が設置されており、鵜沼中学校の通学区域は東西に約2.3km、南北に約2.1kmとなっている。

3 道路、交通、土地利用状況

- ・道路、交通状況においては、鵜沼小学校の学区において、通学路の中でJRの踏切を渡り通学しなければならない箇所がある。
- ・狭隘道路や行き止まり道路も多く生活道路が不十分であるとともに、近年の宅地細分化により更に地震災害等への危険度が高まっている。さらに、津波・高潮や浸水等の災害危険度が高い地区となっている。
- ・全体的に低層住宅地が形成されている。藤沢駅周辺や国道134号線沿道には中高層住宅の立地がみられる。また、藤沢駅周辺は都市拠点であり、高層マンションなども可能な地域となっている。
- ・今後の土地利用状況においては、藤沢駅の南側商業地域を中心とした大型・高層マンション計画が進んでいるため、状況把握が必要である。

4 自治会・町内会

- ・自治会との関係では、花沢町1丁目町内会において、大道小学校と鵜沼小学校、原町内会・ひさご会・新樹会において鵜沼小学校と鵜洋小学校に通学区域が分かれている区域がある。

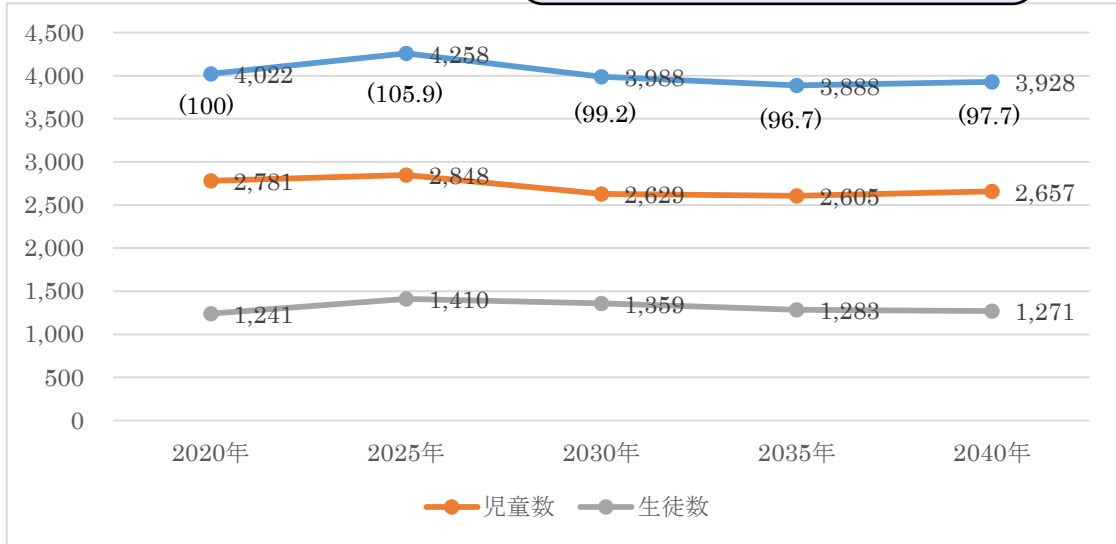
5 指定避難所・指定緊急避難場所

学校名	指定 避難所	指定緊急避難場所			
		(地震)	(洪水・崖崩れ)	(大規模火災)	(津波)
鵜沼小学校	○		○		
鵜洋小学校	○		○		
鵜南小学校	○		○		
鵜沼中学校	○		○		

辻堂地区

※2020年児童生徒数推計に地区別の増減率を乗じて作成。
()内は2020年を100とした時の割合。

1 将来人口推計 (児童・生徒・合計)



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
地区人口(人)	42,316	43,369	43,229	43,116	43,047
2020年比(%)	(100)	(102.5)	(102.2)	(101.9)	(101.7)

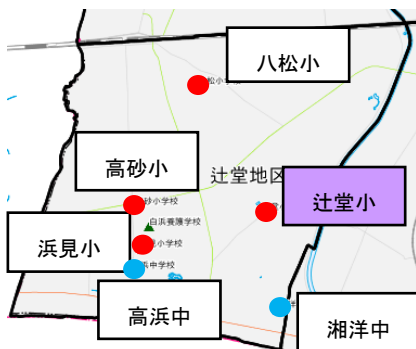
※2017年度藤沢市将来人口推計より

2 地区内の学校の状況

(1) 学級数の推移

	使用可能教室	2021年	2030年	2040年	2040年状態	備考
辻堂小	37	35	30	36	過大規模	
八松小	23	23	24	24		
高砂小	19	18	18	24		
浜見小	16	12	12	12		
湘洋中	28	21	21	18		
高浜中	16	12	12	12		

(2) 学校位置図



【参考】

1 校舎等の状況

学校名	校地 (㎡)	校舎 (㎡)	屋内運動場 (㎡)	校舎築後 (年)	備考
辻堂小学校	19,882	6,030	645	53	仮設校舎2棟(9教室)
八松小学校	14,001	4,813	633	54	仮設校舎1棟(2教室)
高砂小学校	16,173	5,769	963	26	
浜見小学校	14,609	4,405	645	52	
湘洋中学校	24,366	7,293	1,219	32	H28増築(5教室)
高浜中学校	14,943	4,878	785	49	

2 通学距離

<小学校>

- ・本地区には辻堂小学校・八松小学校・高砂小学校・浜見小学校と4つの学校が設置されており、辻堂小学校の通学区域は東西に約1.6km、南北に約2.2km、八松小学校の通学区域は東西に約2.4km、南北に約1.5km、高砂小学校は東西に約1.4km、南北に約1.1km、浜見小学校は東西に約1.5km、南北に約1.0kmとなっている。

<中学校>

- ・本地区には、湘洋中学校と高浜中学校が設置されており、湘洋中学校の通学区域は東西に約2.6km、南北に約3.0km、高浜中学校は東西に1.4km、南北に1.5kmとなっている。

3 道路、交通、土地利用状況

- ・辻堂地区では、未整備の都市計画道路が多く、特に東西方向などのネットワークが不十分となっている。また、地域では、狭隘道路も多く、津波・高潮や浸水等の災害危険度が高い地区となっている。
- ・全体的に低層住宅地が形成されている。地区の南西部の湘南海岸公園周辺には比較的建築年数が古い辻堂団地のほか、比較的新しい中層住宅を含む共同住宅群が形成されている。また、辻堂駅周辺は都市拠点であり、高層マンションなども可能な地域となっているため、状況把握が必要である。

4 自治会・町内会

- 自治会との関係では、辻堂新町町内会において、八松小学校と明治小学校、打越会において羽鳥小学校と八松小学校、桜花園自治会において八松小学校と高砂小学校、辻堂北町町内会と辻堂西町町内会において八松小学校と辻堂小学校、辻堂南海岸町内会において高砂小学校と浜見小学校、辻堂団地自治会において高砂小学校と浜見小学校に通学区域が分かれている区域がある。

5 指定避難所・指定緊急避難場所

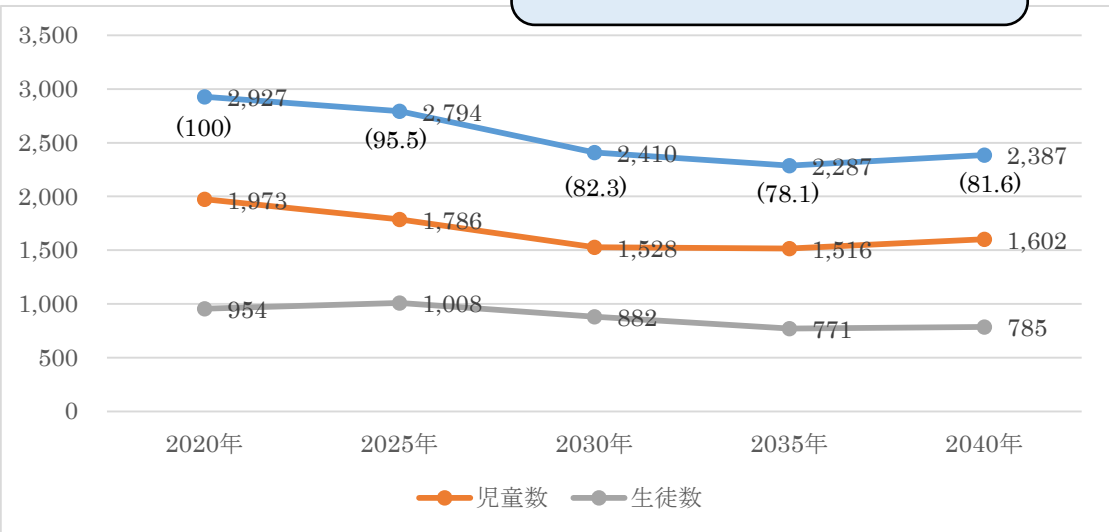
学校名	指定 避難所	指定緊急避難場所			
		(地震)	(洪水・崖崩れ)	(大規模火災)	(津波)
辻堂小学校	○		○		
八松小学校	○		○		
高砂小学校	○			○(注)	○
浜見小学校	○			○(注)	
湘洋中学校	○		○		○
高浜中学校	○		○	○(注)	

(注)「湘南工科大学(周辺)」として指定

村岡地区

※2020年児童生徒数推計に地区別の増減率を乗じて作成。
()内は2020年を100とした時の割合。

1 将来人口推計（児童・生徒・合計）



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
地区人口(人)	30,834	31,298	32,034	32,520	32,942
2020年比(%)	(100)	(101.5)	(103.9)	(105.5)	(106.8)

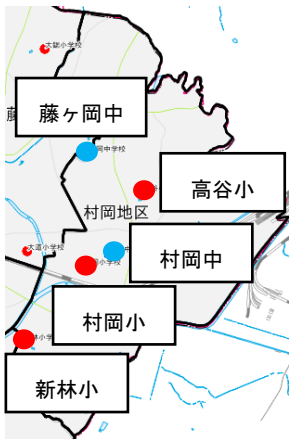
※2017年度藤沢市将来人口推計より

2 地区内の学校の状況

(1) 学級数の推移

	使用可能教室	2021年	2030年	2040年	2040年状態	備考
村岡小	20	18	18	18		
新林小	25	18	24	24		
高谷小	28	25	24	24		大規模→適正
藤ヶ岡中	21	20	19	15		
村岡中	19	16	21	21		

(2) 学校位置図



【参考】

1 校舎等の状況

学校名	校地 (㎡)	校舎 (㎡)	屋内運動場 (㎡)	校舎築後 (年)	備考
村岡小学校	11,137	4,832	631	50	
新林小学校	12,435	4,826	648	42	
高谷小学校	14,868	4,747	678	38	仮設校舎1棟(4教室)
藤ヶ岡中学校	30,164	8,164	2,129	20	
村岡中学校	17,719	6,688	804	40	

2 通学距離

<小学校>

- ・本地区には、村岡小学校・新林小学校・高谷小学校と3つの学校が設置されており、村岡小学校の通学区域は東西に約2.1km、南北に約2.1km、新林小学校は東西に1.8km、南北に約1.8km、高谷小学校は東西に約2.0km、南北は約1.4kmとなっている。

<中学校>

- ・本地区には、藤ヶ岡中学校と村岡中学校が設置されており、藤ヶ岡中学校の通学区域は東西に約2.3km、南北に約1.8km、村岡中学校は東西に約2.8km、南北に約2.3kmとなっている。

3 道路、交通、土地利用状況

- ・地区の骨格となる道路網は、「かながわのみちづくり計画」において交流幹線道路として位置づけられている横浜藤沢線が地区南側で未整備となっていますが、それ以外は概ね整備を終えています。
- ・地区の中央にはJR東海道線が横断しており、南北に通行できる箇所が限られている。
- ・鉄道沿線や地区の南部には工業地と住宅地が分布しており、住宅地には中高層住宅と低層住宅が混在している。地区の北部は、土地区画整理事業により低層住宅地が広く形成されている。
- ・今後の土地利用状況においては、新たな村岡新駅を中心としたまちづくりが進むため、中高層が許容されている地域における土地利用の転換や人口増等の動向を注視する必要がある。

4 自治会・町内会

- ・自治会との関係では、新屋敷第一町内会において、新林小学校と片瀬小学校に通学区域が分かれている区域がある。
- ・自治会との関係では、新西富自治会において、大清水中学校と藤ヶ岡中学校、舟久保町内会・天嶽院下自治会・渡内西町内会・渡内町内会・御幣山自治会において、村岡中学校と藤ヶ岡中学校、喜楽町町内会においては、村岡中学校と第一中学校に通学区域が分かれている区域がある。

5 指定避難所・指定緊急避難場所

学校名	指定 避難所	指定緊急避難場所			
		(地震)	(洪水・崖崩れ)	(大規模火災)	(津波)
村岡小学校	○		○		
新林小学校	○		○	○ (注1)	
高谷小学校	○		○	○ (注2)	
藤ヶ岡中学校	○		○	○	
村岡中学校	○		○		

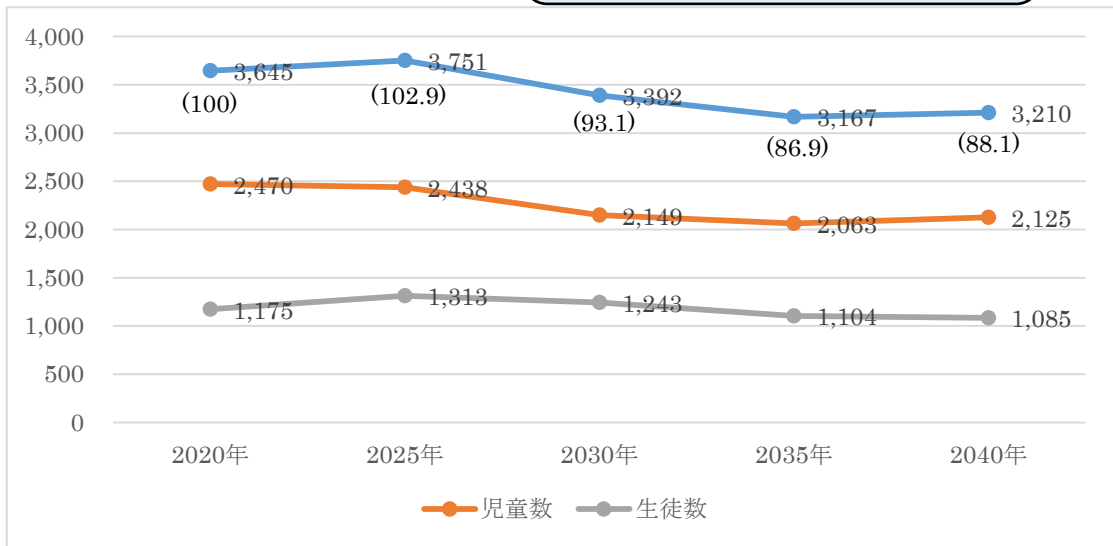
(注1)「新林公園周辺(新林小含む)」として指定

(注2)「高谷小学校周辺(高谷公園・天嶽院含む)」として指定

藤沢地区

※2020年児童生徒数推計に地区別の増減率を乗じて作成。
()内は2020年を100とした時の割合。

1 将来人口推計 (児童・生徒・合計)



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
地区人口(人)	46,202	46,822	47,370	47,877	48,224
2020年比(%)	(100)	(101.3)	(102.5)	(103.6)	(104.4)

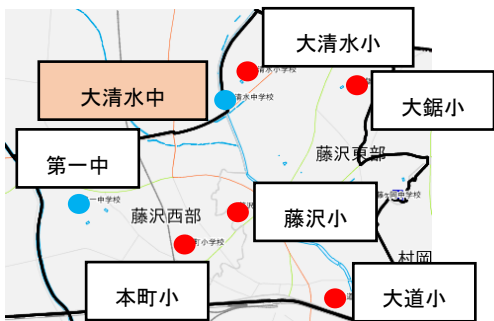
※2017年度藤沢市将来人口推計より

2 地区内の学校の状況

(1) 学級数の推移

	使用可能教室	2021年	2030年	2040年	2040年状態	備考
藤沢小	20	19	18	18		
本町小	25	25	18	18		大規模→適正
大道小	23	20	24	24		
大鋸小	24	24	18	18		
大清水小	14	12	12	12		
第一中	21	20	18	15		
大清水中	15	9	9	9	小規模	

(2) 学校位置図



【参考】

1 校舎等の状況

学校名	校地 (㎡)	校舎 (㎡)	屋内運動場 (㎡)	校舎築後 (年)	備考
藤沢小学校	20,087	4,467	1,255	53	H2 屋内運動場改築
本町小学校	17,002	6,884	636	10	屋体築 49 年
大道小学校	16,549	5,610	632	54	H6 増築(管理諸室棟)
大鋸小学校	15,039	4,278	652	42	仮設校舎 2 棟(5 教室)
大清水小学校	14,000	3,891	652	39	
第一中学校	26,709	7,818	1,271	13	
大清水中学校	19,323	5,268	804	38	

2 通学距離

<小学校>

- ・本地区には、藤沢小学校・本町小学校・大道小学校・大鋸小学校と 5 つの学校が設置されており、藤沢小学校の通学区域は東西に約 1.5 km、南北に約 1.7 km、本町小学校は東西に約 1.7 km、南北に約 2.2 km、大道小学校は東西に約 1.3 km、南北は約 1.3 km、大鋸小学校は東西に約 1.7 km、南北は約 1.1 km、大清水小学校は東西に約 1.7 km、南北に約 1.0 km となっている。

<中学校>

- ・本地区には、第一中学校と大清水中学校が設置されており、第一中学校の通学区域は東西に約 1.8 km、南北に約 2.7 km、大清水中学校は東西に約 1.7 km、南北に約 3.3 km となっている。

3 道路, 交通, 土地利用状況

- 本地区は13地区内の中で最も小学校が設置されている地区で各学校間の距離が接近している。藤沢駅周辺の国道467号などでは、交通渋滞が発生しており、通学の時間帯に交通量が多くなっており、一部では狭隘道路も多くなっている。
- 地区内には線路や河川があり、横断できる箇所が限られている。
- 藤沢駅周辺は都市拠点として高層マンションなども立地が可能な区域となっており、中心市街地では立地がみられる。一方で中心市街から少し離れた縁辺部では古い戸建て住宅の混在もみられる。
- 地区の東側は、土地区画整理事業等により低層住宅地が広く形成されているほか、一部では大規模な高層住宅が再整備されている。
- 今後の土地利用状況においては、藤沢駅の北側商業地域を中心とした高層マンション計画も少しずつ進んでいる。また、本地区西側の端に位置する日本電気硝子工場跡地の土地利用が進むため、注視する必要がある。

4 自治会・町内会

- 自治会との関係では、柄沢町内会において、大鋸小学校と高谷小学校と村岡小学校、南仲通四丁目町内会において藤沢小学校と本町小学校、船久保町内会に藤沢小学校と大道小学校、相生町町内会に藤沢小学校と本町小学校、喜楽町町内会に藤沢小学校と大道小学校、花沢町1丁目町内会に大道小学校と鶴沼小学校、日の出町自治会に大道小学校と新林小学校に通学区域が分かれている区域がある。
- 自治会との関係では、新西富自治会において、大清水中学校と藤ヶ岡中学校、喜楽町町内会において、第一中学校と村岡中学校に、西俣野中自治会において、六会中学校と大清水中学校に分かれる。

5 指定避難所・指定緊急避難場所

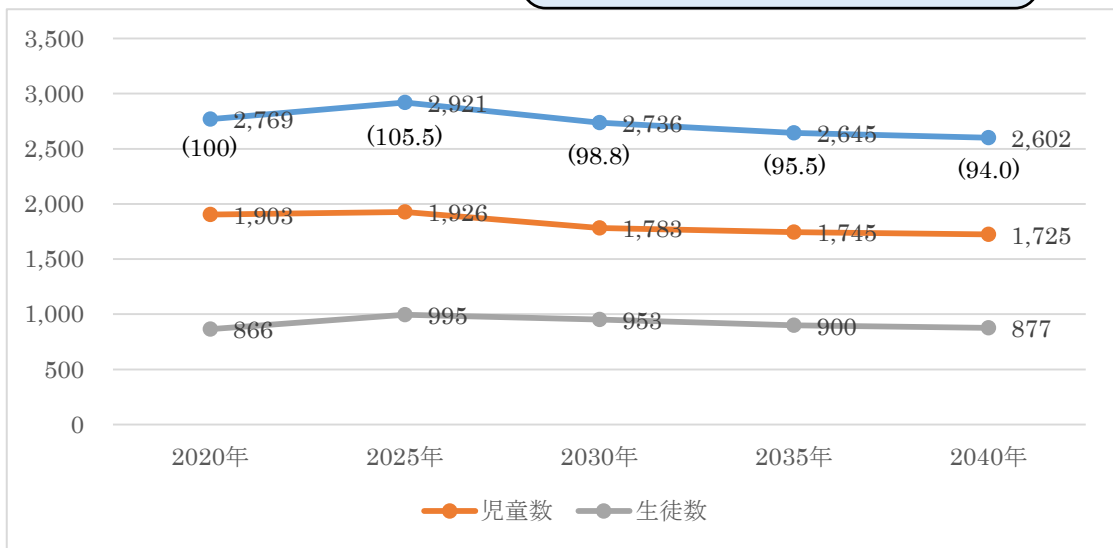
学校名	指定 避難所	指定緊急避難場所			
		(地震)	(洪水・崖崩れ)	(大規模火災)	(津波)
藤沢小学校	○		○		
本町小学校	○		○		
大道小学校	○		○		
大鋸小学校	○		○		
大清水小学校	○				
第一中学校	○		○	○(注)	
大清水中学校	○				

(注)「県立湘南高等学校(周辺)」として指定

明治地区

※2020年児童生徒数推計に地区別の増減率を乗じて作成。
()内は2020年を100とした時の割合。

1 将来人口推計（児童・生徒・合計）



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
地区人口(人)	30,695	32,771	33,367	33,826	34,156
2020年比(%)	(100)	(106.8)	(108.7)	(110.2)	(111.3)

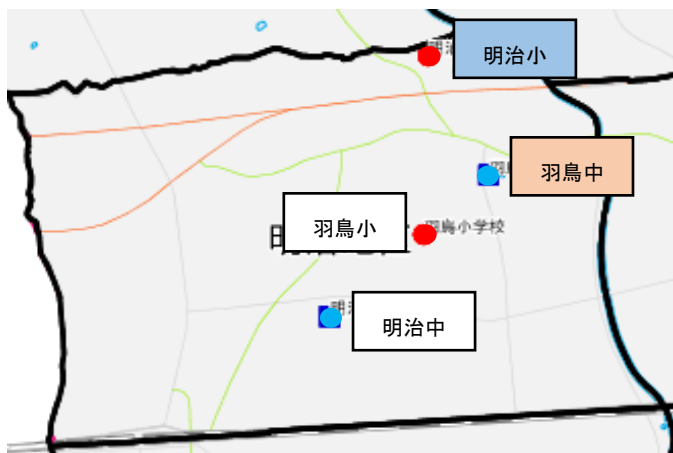
※2017年度藤沢市将来人口推計より

2 地区内の学校の状況

(1) 学級数の推移

	使用可能教室	2021年	2030年	2040年	2040年状態	備考
明治小	31	24	30	30	大規模	
羽鳥小	30	30	24	24		大規模→適正
明治中	20	18	22	21		
羽鳥中	18	15	11	9	小規模	

(2) 学校位置図



【参考】

1 校舎等の状況

学校名	校地 (㎡)	校舎 (㎡)	屋内運動場 (㎡)	校舎築後 (年)	備考
明治小学校	20,881	6,017	1,038	54	S62 屋内運動場改築 仮設校舎1棟 (4教室)
羽鳥小学校	13,350	4,566	628	50	仮設校舎1棟 (6教室)
明治中学校	16,541	5,368	1,744	52	H10 屋内運動場改築
羽鳥中学校	16,387	5,580	1,282	36	仮設校舎1棟 (4教室)

2 通学距離

<小学校>

- ・本地区には、明治小学校・羽鳥小学校と2つの学校が設置されており、明治小学校の通学区域は東西に約2.5km、南北に約2.3km、羽鳥小学校は東西に約1.4km、南北に約0.8kmとなっている。

<中学校>

- ・本地区には、明治中学校と羽鳥中学校が設置されており、明治中学校の通学区域は東西に約2.4km、南北に約3.5km、羽鳥中学校は東西に約2.1km、南北に約2.3kmとなっている。

3 道路、交通、土地利用状況

- ・都市計画道路の整備状況を見ると、明治地区は、藤沢市内でも整備が完了している都市計画道路が多い地区であるが、横浜湘南道路、県道43号（藤沢厚木）などが未整備となっている。
- ・辻堂駅北口の大規模工場跡地の再整備に伴い、駅周辺には大規模な高層住宅が立地している。また、駅周辺の再整備により地区の魅力が高まったことで、周辺における大型マンションの立地もみられる。
- ・東海道線沿線では、工業系から商業施設や中高層住宅への土地利用転換が進んでいる。
- ・その他の地域でも低層・中高層の住宅がともに広く分布している。

4 自治会・町内会

- ・自治会との関係では、辻堂新町町内会において、明治小学校と八松小学校と羽鳥小学校、打越会では羽鳥小学校と八松小学校に通学区域が分かれている区域がある。
- ・自治会との関係では、羽鳥向町内会・共和自治会において、羽鳥中学校と明治中学校に通学区域が分かれている区域がある。

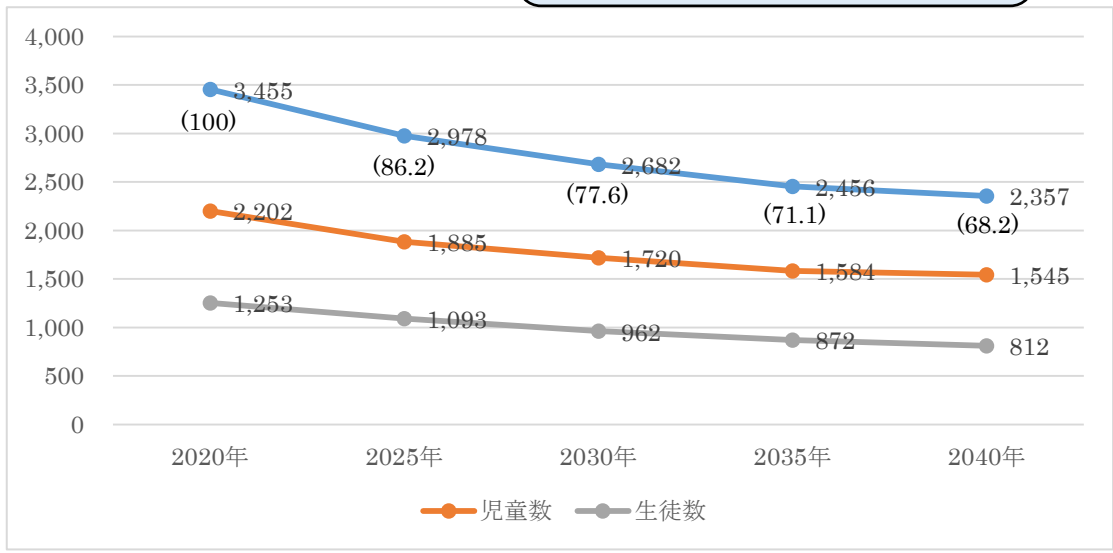
5 指定避難所・指定緊急避難場所

学校名	指定 避難所	指定緊急避難場所			
		(地震)	(洪水・崖崩れ)	(大規模火災)	(津波)
明治小学校	○		○		
羽鳥小学校	○				
明治中学校	○				
羽鳥中学校	○		○		

善行地区

※2020年児童生徒数推計に地区別の増減率を乗じて作成。
()内は2020年を100とした時の割合。

1 将来人口推計 (児童・生徒・合計)



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
地区人口(人)	42,371	42,020	41,355	40,439	39,371
2020年比(%)	(100)	(99.2)	(97.6)	(95.4)	(92.9)

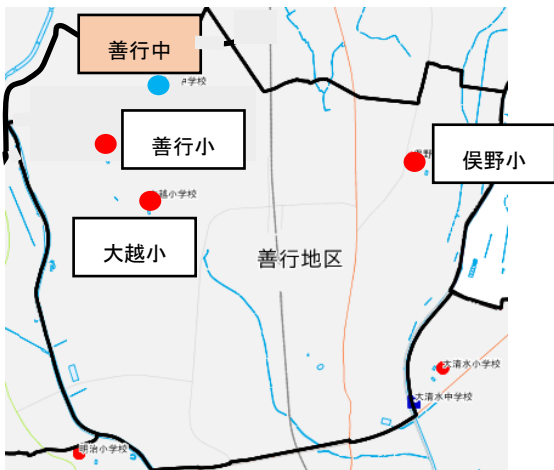
※2017年度藤沢市将来人口推計より

2 地区内の学校の状況

(1) 学級数の推移

	使用可能教室	2021年	2030年	2040年	2040年状態	備考
善行小	17	13	12	12		
俣野小	18	12	12	12		
大越小	22	19	18	12		
善行中	22	12	12	9	小規模	

(2) 学校位置図



【参考】

1 校舎等の状況

学校名	校地 (㎡)	校舎 (㎡)	屋内運動場 (㎡)	校舎築後 (年)	備考
善行小学校	15,321	6,175	1,040	12	
俣野小学校	16,312	5,115	633	51	
大越小学校	15,548	4,943	792	51	
善行中学校	16,529	6,184	653	46	

2 通学距離

<小学校>

- ・本地区には、善行小学校・大越小学校と2つの学校が設置されており、善行小学校の通学区域は東西に約1.7km、南北に約2.6km、大越小学校は東西に約1.0km、南北は約1.7kmとなっている。

<中学校>

- ・本地区には、善行中学校が設置されており、通学区域は東西に約2.0km、南北に約2.0kmとなっている。

3 道路、交通、土地利用状況

- ・都市計画道路の整備状況を見ると、都市計画道路の整備は、藤沢石川線の一部区間を残して、概ね完了している。また、地域東側、西側の一部の地域には、狭隘道路なども多くなっている。
- ・地区の東西には境川と引地川が流れており、その周辺は市街化調整区域となっている。
- ・地区を縦断するように小田急江ノ島線が位置しているとともに、地区の中央から南部にかけて県立体育センターや大規模な教育施設等が立地していることから、通行できる箇所が限られている。
- ・地区の北西部の大規模な善行団地や国道467号線東側の県営住宅など、昭和40年代の土地区画整理事業や民間宅地開発より団地が整備されており、多くの住宅で更新時期を迎えつつある。

4 自治会・町内会

- ・自治会との関係では、善行団地自治会・大庭東町町内会・善行町内会において、善行小学校と大越小学校に通学区域が分かれている区域がある。
- ・自治会との関係では、新田自治会において、六会中学校と善行中学校に通学区域が分かれている区域がある。

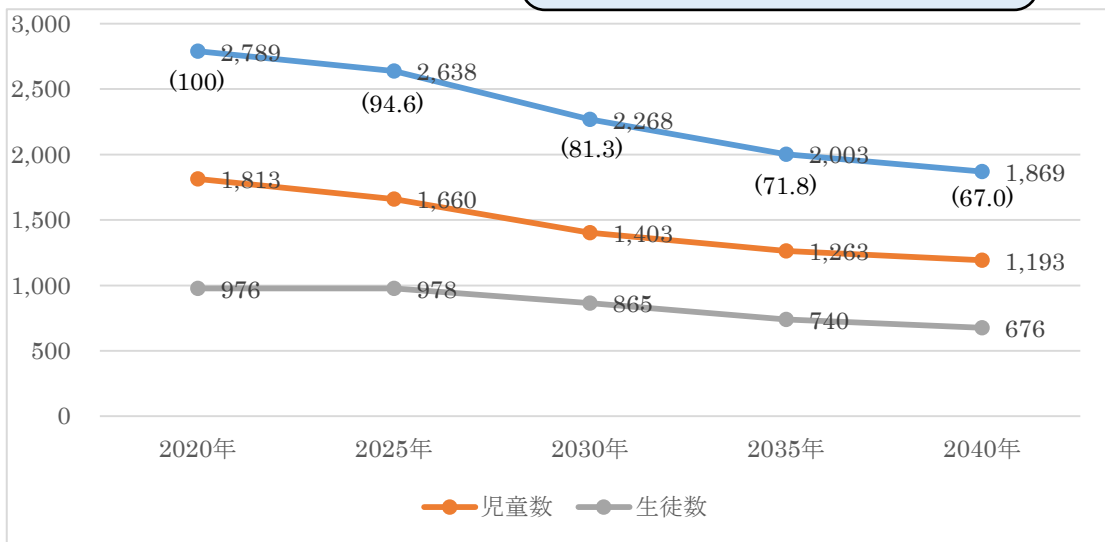
5 指定避難所・指定緊急避難場所

学校名	指定 避難所	指定緊急避難場所			
		(地震)	(洪水・崖崩れ)	(大規模火災)	(津波)
善行小学校	○		○		
俣野小学校	○		○		
大越小学校	○		○		
善行中学校	○				

湘南大庭地区

※2020年児童生徒数推計に地区別の増減率を乗じて作成。
()内は2020年を100とした時の割合。

1 将来人口推計 (児童・生徒・合計)



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
地区人口(人)	32,705	32,748	32,351	31,465	30,189
2020年比(%)	(100)	(100.1)	(98.9)	(96.2)	(92.3)

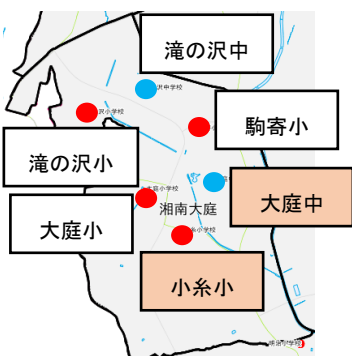
※2017年度藤沢市将来人口推計より

2 地区内の学校の状況

(1) 学級数の推移

	使用可能教室	2021年	2030年	2040年	2040年状態	備考
大庭小	25	14	12	12		
滝の沢小	28	19	12	12		
駒寄小	20	18	12	12		
小糸小	23	12	12	6	小規模	
大庭中	22	14	13	9	小規模	
滝の沢中	27	18	17	12		

(2) 学校位置図



【参考】

1 校舎等の状況

学校名	校地 (㎡)	校舎 (㎡)	屋内運動場 (㎡)	校舎築後 (年)	備考
大庭小学校	17,410	6,363	628	46	
滝の沢小学校	16,666	6,373	669	43	
駒寄小学校	15,867	4,789	652	41	
小糸小学校	17,427	5,353	650	40	
大庭中学校	21,488	6,818	671	43	
滝の沢中学校	23,586	7,142	799	40	

2 通学距離

<小学校>

- ・本地区には、大庭小学校・滝の沢小学校・駒寄小学校・小糸小学校と4つの学校が設置されており、大庭小学校の通学区域は東西に約0.9km、南北に約1.4km、滝の沢小学校は東西に約1.4km、南北に約1.1km、駒寄小学校は東西に約1.0km、南北は約1.5km、小糸小学校は東西に約1.3km、南北は約1.4kmとなっている。

<中学校>

- ・本地区には、大庭中学校と滝の沢中学校が設置されており、大庭中学校の通学区域は東西に約1.8km、南北に約1.8km、滝の沢中学校は東西に約2.3km、南北に約1.7kmとなっている。

3 道路、交通、土地利用状況

- ・急激な人口増加に伴う無秩序な市街化を防ぐため、すぐれた緑地資源と変化に富む自然条件を生かした緑豊かな住宅地の開発を、また農業環境の保全・整備を目的として「都市と農業の調和するまち湘南ライフタウン」の総合的まちづくりを行っている。都市計画道路の整備状況を見ると、土地区画整理事業などによる総合的なまちづくりにより都市基盤整備が行われたことから、整備が完了している。
- ・昭和50年～60年代に住み始めた世帯が多く、高齢化率が最も高い。
- ・湘南ライフタウンにおいては、今後さらに、地区の高齢化や住宅の老朽化が進み、大規模住宅団地の再活性化が課題となっている。

4 自治会・町内会

- ・自治会との関係では、遠藤南部自治会において、滝の沢中学校と秋葉台中学校、石川山田自治会において、滝の沢中学校と六会中学校に通学区域が分かれている区域がある。

5 指定避難所・指定緊急避難場所

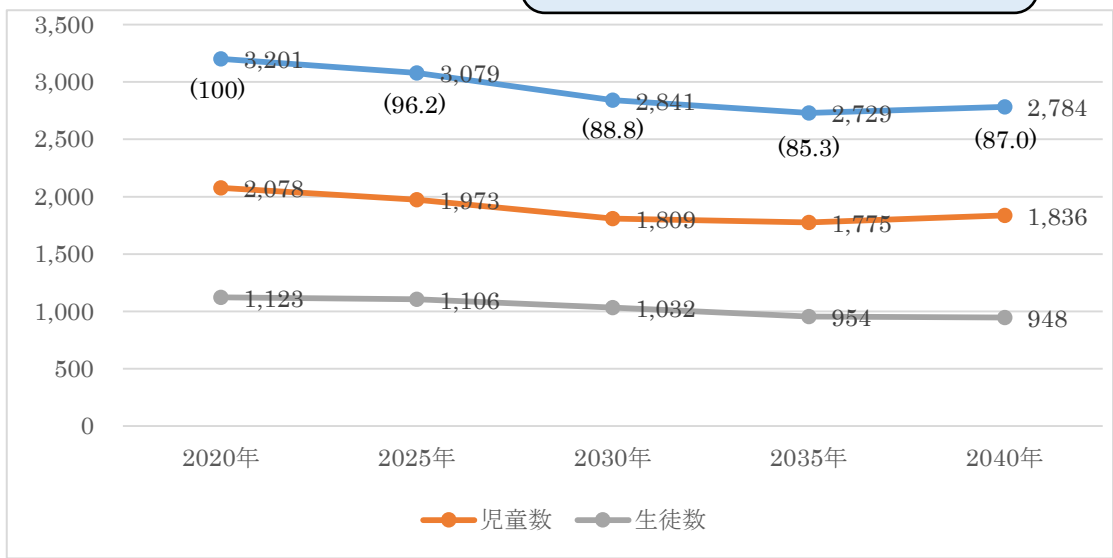
学校名	指定 避難所	指定緊急避難場所			
		(地震)	(洪水・崖崩れ)	(大規模火災)	(津波)
大庭小学校	○				
滝の沢小学校	○		○	○(注)	
駒寄小学校	○				
小糸小学校	○		○		
大庭中学校	○				
滝の沢中学校	○				

(注)「滝の沢小学校周辺(遠藤公園含む)」として指定

六会地区

※2020年児童生徒数推計に地区別の増減率を乗じて作成。
()内は2020年を100とした時の割合。

1 将来人口推計 (児童・生徒・合計)



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
地区人口(人)	36,816	37,584	38,083	38,468	38,697
2020年比(%)	(100)	(102.1)	(103.4)	(104.5)	(105.1)

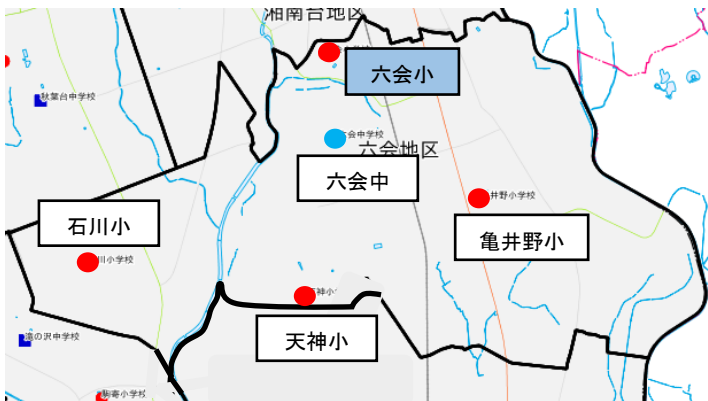
※2017年度藤沢市将来人口推計より

2 地区内の学校の状況

(1) 学級数の推移

	使用可能教室	2021年	2030年	2040年	2040年状態	備考
六会小	34	28	30	30	大規模	
亀井野小	27	19	24	24		
天神小	20	17	18	18		
石川小	22	20	18	18		
六会中	24	21	20	18		

(2) 学校位置図



【参考】

1 校舎等の状況

小学校名	校地 (㎡)	校舎 (㎡)	屋内運動場 (㎡)	校舎築後 (年)	備考
六会小学校	31,598	7,906	1,598	21	仮設校舎2棟 (10教室)
亀井野小学校	13,223	5,478	631	43	
天神小学校	15,300	4,028	651	39	仮設校舎1棟 (4教室)
石川小学校	14,508	6,435	948	26	H11増築(8教室)
六会中学校	27,689	8,818	2,290	11	R2屋内運動場改築

2 通学距離

<小学校>

- ・本地区には、六会小学校・俣野小学校・亀井野小学校・天神小学校・石川小学校と5つの学校が設置されており、六会小学校の通学区域は東西に約1.4km、南北に約2.3km、俣野小学校は東西に約2.0km、南北に約2.1km、亀井野小学校は東西に約1.9km、南北に2.3km、天神小学校は東西に約1.8km、南北は約1.7km、石川小学校は東西に約1.2km、南北は約1.5kmとなっている。

<中学校>

- ・本地区には、六会中学校が設置されており、六会中学校の通学区域は東西に約3.8km、南北に約4.0kmとなっている。

3 道路、交通、土地利用状況

- ・都市計画道路の整備状況を見ると、地域の東西を連絡する亀井野二本松線の引地川から、小田急江ノ島線の横断部周辺と、地域の南北を連絡する善行長後線の一部区間などが未整備となっている。
- ・地区内を小田急江ノ島線が縦断しており、通行できる箇所が限られている。
- ・地区の南部は市街化調整区域であり、農地が広がっている。北部については、駅周辺や国道沿道を除き、低層住宅地が広く形成されている。

4 自治会・町内会

- ・自治会との関係では、仲原自治会において、六会小学校と湘南台小学校，西俣野中自治会において、俣野小学校と亀井野小学校，石川山田自治会において、天神小学校と石川小学校，桜ヶ丘自治会において、六会小学校と天神小学校，新田自治会において、天神小学校と善行小学校，俣野小学校と亀井野小学校に通学区域が分かれている区域がある。
- ・自治会との関係では、西俣野中自治会において、六会中学校と大清水中学校，石川山田自治会において、滝の沢中学校と六会中学校，亀井野上町内会・円行東自治会・不動ヶ丘自治会・旭ヶ丘町内会において六会中学校と湘南台中学校，新田自治会において六会中学校と善行中学校に通学区域が分かれている区域がある。

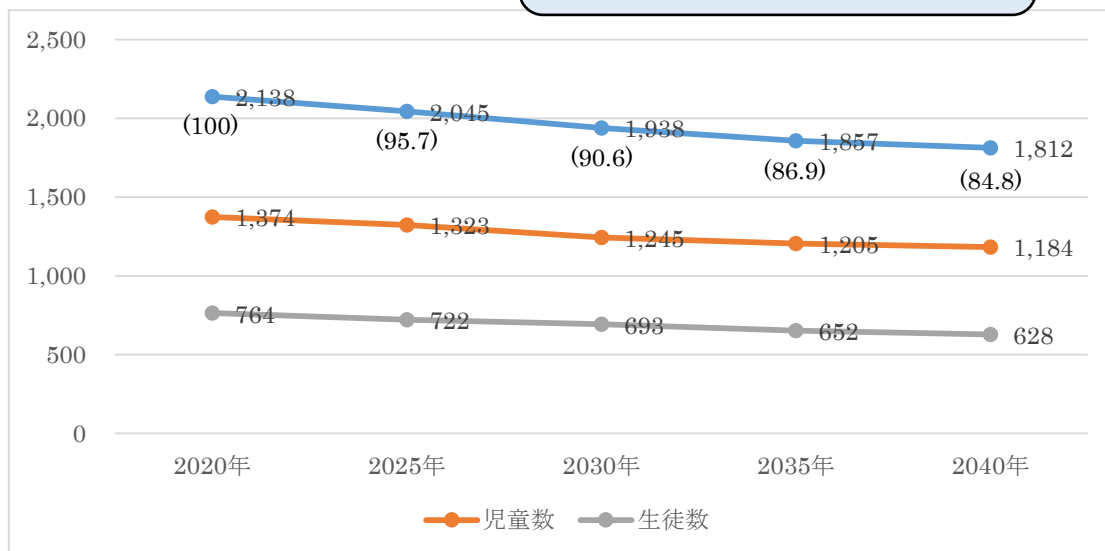
5 指定避難所・指定緊急避難場所

学校名	指定 避難所	指定緊急避難場所			
		(地震)	(洪水・崖崩れ)	(大規模火災)	(津波)
六会小学校	○		○		
亀井野小学校	○		○		
天神小学校	○		○		
石川小学校	○		○		
六会中学校	○				

湘南台地区

※2020年児童生徒数推計に地区別の増減率を乗じて作成。
()内は2020年を100とした時の割合。

1 将来人口推計（児童・生徒・合計）



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
地区人口(人)	32,409	33,377	34,125	34,835	34,873
2020年比(%)	(100)	(103.0)	(105.3)	(107.5)	(107.6)

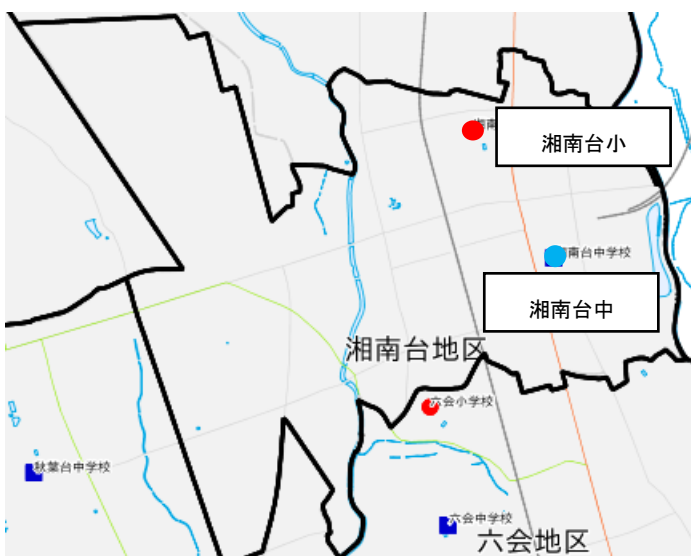
※2017年度藤沢市将来人口推計より

2 地区内の学校の状況

(1) 学級数の推移

	使用可能教室	2021年	2030年	2040年	2040年状態	備考
湘南台小	27	24	24	24		
湘南台中	20	15	18	18		

(2) 学校位置図



【参考】

1 校舎等の状況

学校名	校地 (㎡)	校舎 (㎡)	屋内運動場 (㎡)	校舎築後 (年)	備考
湘南台小学校	19,870	5,972	632	49	
湘南台中学校	21,443	6,613	789	41	

2 通学距離

<小学校>

- ・本地区には湘南台小学校が設置されており、湘南台小学校の通学区域は東西に約1.4km、南北に約1.8kmとなっている。

<中学校>

- ・本地区には、湘南台中学校が設置されており、湘南台中学校の通学区域は東西に約1.7km、南北に約2.2kmとなっている。

3 道路、交通、土地利用状況

- ・都市計画道路の整備状況を見ると、湘南台駅周辺地域では土地区画整理事業などにより、都市基盤整備が行われたことから、都市計画道路の整備が進んでいる。また、隣接市や周辺地域を連絡する石川下土棚線、亀井野二本松線などの都市計画道路が未整備なことから、地域東部など地域の周辺部では、生活道路への通過交通の流入が見られる。
- ・都市計画道路の整備状況を見ると、地域の東西を連絡する亀井野二本松線の引地川から、小田急江ノ島線の横断部周辺と、地域の南北を連絡する善行長後線の一部区間などが未整備となっている。
- ・地区内を小田急江ノ島線や引地川が縦断しており、通行できる箇所が限られている。
- ・地区の西側はいすゞ自動車などが立地する工業地帯が広がっている。
- ・湘南台駅周辺は都市拠点であり、高層マンションなども立地可能な地域が一定程度広がっている。
- ・今後の土地利用状況においては、湘南台駅周辺の高層マンション計画が進んでおり、特に近年は西側での建設が進んでいるため、状況把握が必要である。

4 自治会・町内会

- ・自治会との関係では、仲原自治会において、湘南台小学校と六会小学校に通学区域が分かれている区域がある。
- ・自治会との関係では、西俣野中自治会において、六会中学校と大清水中学校、石川山田自治会において、滝の沢中学校と六会中学校、亀井野上町内会・円行東自治会・不動ヶ丘自治会・旭ヶ丘町内会において六会中学校と湘南台中学校、新田自治会において六会中学校と善行中学校に通学区域が分かれている区域がある。

5 指定避難所・指定緊急避難場所

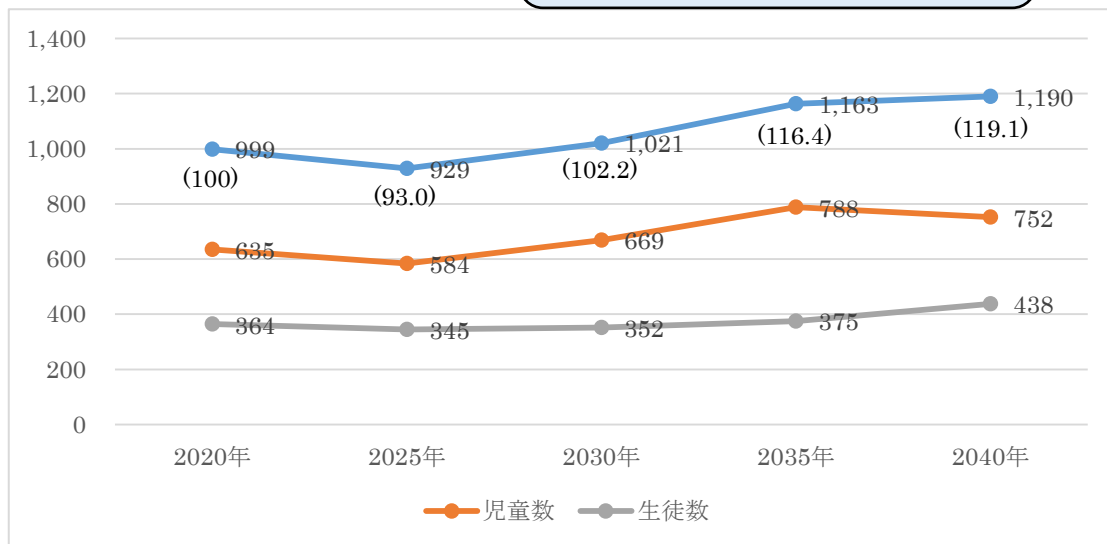
学校名	指定 避難所	指定緊急避難場所			
		(地震)	(洪水・崖崩れ)	(大規模火災)	(津波)
湘南台小学校	○		○		
湘南台中学校	○			○(注)	

(注)「湘南台公園周辺(湘南台中含む)」として指定

遠藤地区

※2020年児童生徒数推計に地区別の増減率を乗じて作成。
()内は2020年を100とした時の割合。

1 将来人口推計 (児童・生徒・合計)



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
地区人口(人)	11,914	12,211	14,324	14,679	14,911
2020年比(%)	(100)	(102.5)	(120.2)	(123.2)	(125.2)

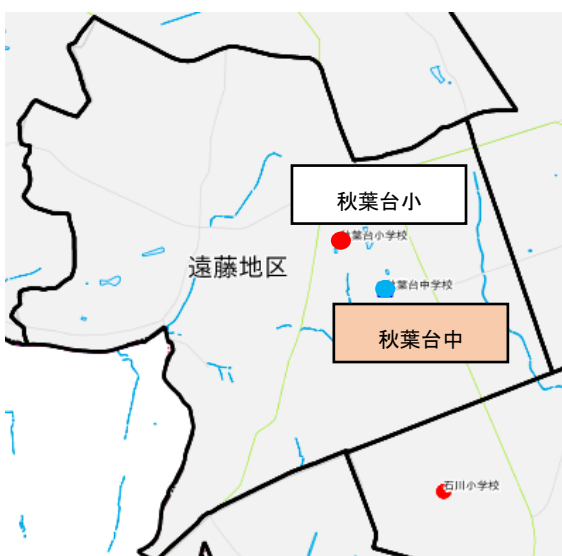
※2017年度藤沢市将来人口推計より

2 地区内の学校の状況

(1) 学級数の推移

	使用可能教室	2021年	2030年	2040年	2040年状態	備考
秋葉台小	26	19	18	24		
秋葉台中	16	10	9	9	小規模	

(2) 学校位置図



【参考】

1 校舎等の状況

学校名	校地 (㎡)	校舎 (㎡)	屋内運動場 (㎡)	校舎築後 (年)	備考
秋葉台小学校	14,506	5,418	625	57	H16 大規模改修
秋葉台中学校	16,529	5,130	653	46	

2 通学距離

<小学校>

- ・本地区には秋葉台小学校が設置されており、秋葉台小学校の通学区域は東西に約3.0km、南北に約2.8kmとなっている。

<中学校>

- ・本地区には、秋葉台中学校が設置されており、秋葉台中学校の通学区域は東西に約3.2km、南北に約2.8kmとなっている。

3 道路、交通、土地利用状況

- ・都市計画道路の整備状況を見ると、遠藤地区では、土地区画整理事業などにより都市基盤整備が行われたことから、ほぼ整備が完了している。
- ・地区の東側は、区画整理により住宅地や工業地が整備されており、職住近接の土地利用がされている。
- ・鉄道駅から離れているが、バスが充実しているとともに、郊外型の商業施設も多く立地していることから、生活利便性は比較的高く、低層住宅や中高住宅が多く立地している。
- ・地区中央部は市街化調整区域だが、今後、都市拠点としての整備が進められる。
- ・今後の土地利用状況においては、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスに隣接した健康と文化の森地区としてのまちづくりが人口約3,000人で進んでいくため、注視する必要がある。

4 自治会・町内会

- ・自治会との関係では、遠藤南部自治会と石川丸石自治会において、秋葉台小学校と滝の沢小学校に通学区域が分かれている区域がある。
- ・自治会との関係では、遠藤南部自治会において、秋葉台中学校と滝の沢中学校に通学区域が分かれている区域がある。

5 指定避難所・指定緊急避難場所

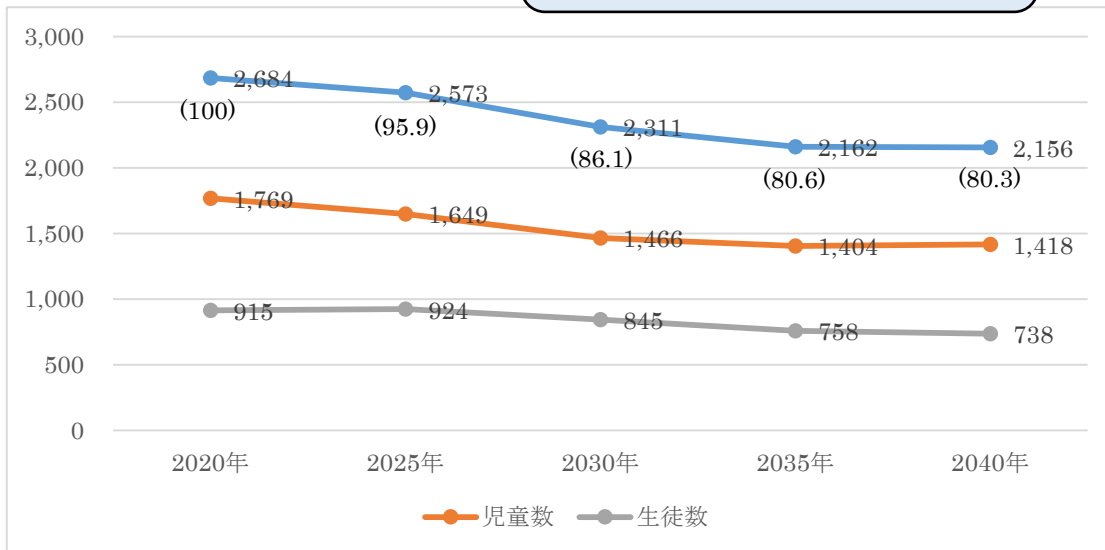
学校名	指定 避難所	指定緊急避難場所			
		(地震)	(洪水・崖崩れ)	(大規模火災)	(津波)
秋葉台小学校	○				
秋葉台中学校	○		○	○(注)	

(注)「秋葉台公園周辺(秋葉台中含む)」として指定

長後地区

※2020年児童生徒数推計に地区別の増減率を乗じて作成。
()内は2020年を100とした時の割合。

1 将来人口推計 (児童・生徒・合計)



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
地区人口(人)	33,795	33,975	33,965	33,798	33,494
2020年比(%)	(100)	(100.5)	(100.5)	(100.0)	(99.1)

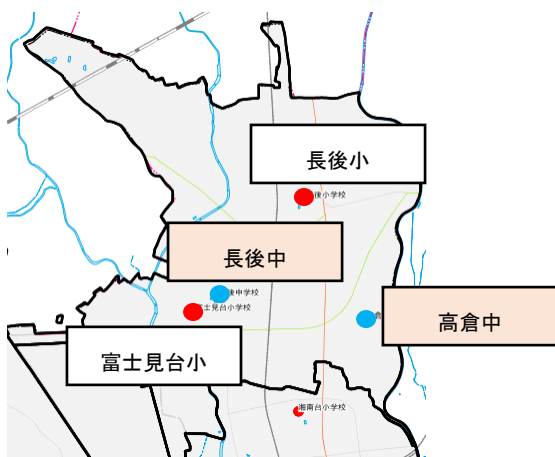
※2017年度藤沢市将来人口推計より

2 地区内の学校の状況

(1) 学級数の推移

	使用可能教室	2021年	2030年	2040年	2040年状態	備考
長後小	29	24	24	24		
富士見台小	23	21	18	18		
長後中	16	10	10	9	小規模	
高倉中	17	12	11	9	小規模	

(2) 学校位置図



【参考】

1 校舎等の状況

学校名	校地 (㎡)	校舎 (㎡)	屋内運動場 (㎡)	校舎築後 (年)	備考
長後小学校	15,410	5,979	646	55	仮設校舎1棟 (2教室)
富士見台小学校	13,657	5,165	626	55	
長後中学校	23,346	6,808	1,977	28	
高倉中学校	18,664	5,678	792	40	

2 通学距離

<小学校>

- ・本地区には、長後小学校・富士見台小学校と2つの学校が設置されており、長後小学校の通学区域は東西に約1.4km、南北に約2.4km、富士見台小学校は東西に約2.2km、南北に約3.8kmとなっている。

<中学校>

- ・本地区には、長後中学校と高倉中学校が設置されており、長後中学校の通学区域は東西に約2.2km、南北に約3.8km、高倉中学校は東西に約1.4km、南北に約3.0kmとなっている。

3 道路、交通、土地利用状況

- ・都市計画道路の整備状況を見ると、高倉下長後線、善行長後線などが未整備となっていることから、小田急江ノ島線を横断する交通などが長後駅周辺に集中し、商店街の歩道がない道路などへの通過交通の流入や、交通渋滞の問題が見られる。また、地域には、狭隘道路なども多くなっている。
- ・地区内を小田急江ノ島線が縦断しており、通行できる箇所が限られている。
- ・地区の東西には境川と引地川が流れており、その周辺は市街化調整区域となっている。
- ・地区の一部では土地区画整理が行われているものの、古くからまち並みが残っており、駅周辺も含め比較的低層の住宅が広く分布している。

4 自治会・町内会

- ・自治会との関係では、四辻大塚自治会において、高倉中学校と湘南台中学校に通学区域が分かれている区域がある。

5 指定避難所・指定緊急避難場所

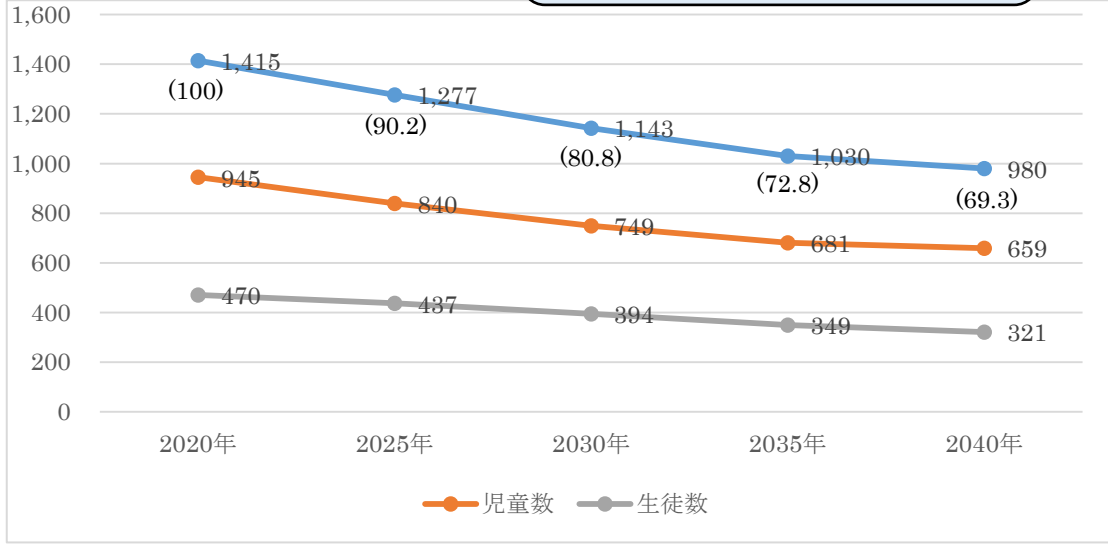
学校名	指定 避難所	指定緊急避難場所			
		(地震)	(洪水・崖崩れ)	(大規模火災)	(津波)
長後小学校	○		○		
富士見台小学校	○		○	○(注)	
長後中学校	○			○(注)	
高倉中学校	○		○	○	

(注)「長後中学校周辺(富士見台小含む)」として指定

御所見地区

※2020年児童生徒数推計に地区別の増減率を乗じて作成。
()内は2020年を100とした時の割合。

1 将来人口推計 (児童・生徒・合計)



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
地区人口(人)	18,273	18,054	17,623	17,071	16,493
2020年比(%)	(100)	(98.8)	(96.4)	(93.4)	(90.3)

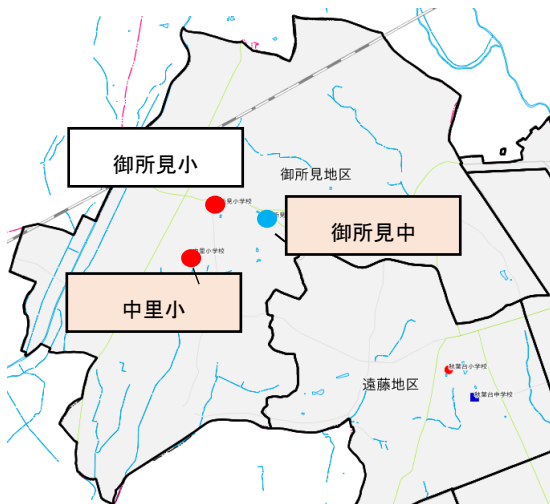
※2017年度藤沢市将来人口推計より

2 地区内の学校の状況

(1) 学級数の推移

	使用可能教室	2021年	2030年	2040年	2040年状態	備考
御所見小	22	16	12	12		
中里小	21	11	12	6	小規模	
御所見中	19	12	9	6	小規模	

(2) 学校位置図



【参考】

1 校舎等の状況

学校名	校地 (㎡)	校舎 (㎡)	屋内運動場 (㎡)	校舎築後 (年)	備考
御所見小学校	16,338	5,310	627	50	H17 大規模改修
中里小学校	13,692	4,812	615	44	
御所見中学校	22,189	5,131	758	51	

2 通学距離

<小学校>

- ・本地区には、御所見小学校・中里小学校と2つの学校が設置されており、御所見小学校の通学区域は東西に約3.5km、南北に約3.2km、中里小学校は東西に約2.9km、南北に約2.8kmと13地区内で通学区域においては最も広範囲となっている。

<中学校>

- ・本地区には、御所見中学校が設置されており、御所見中学校の通学区域は東西に約4.8km、南北に約3.9kmとなっている。

3 道路、交通、土地利用状況

- ・都市計画道路の整備状況を見ると、未整備の都市計画道路があるが、北部第二(三)地区土地区画整理事業などにより都市基盤整備にあわせて、整備を進めている。
- ・13地区中、最も広い地区であるが、その多くは市街化調整区域となっているが、既存宅地を活用した分譲住宅等の立地もみられ、住宅が広域に点在している。
- ・横浜伊勢原線の南側の御所見小学校や御所見中学校の周辺が市街化区域となっており、市営古里住宅を含む住宅のほか、商業、工業も立地している。
- ・地区の南東部の一部は、現在、土地区画整理事業が行われており、事業の進捗に合わせて宅地供給が進むことが想定される。

4 自治会・町内会

- ・自治会との関係では、打戻第一自治会と用田第三自治会において、御所見小学校と中里小学校に通学区域が分かれている区域がある。

5 指定避難所・指定緊急避難場所

学校名	指定 避難所	指定緊急避難場所			
		(地震)	(洪水・崖崩れ)	(大規模火災)	(津波)
御所見小学校	○			○(注)	
中里小学校	○				
御所見中学校	○		○		

(注)「御所見小学校周辺(御所見市民センター含む)」として指定

中学校夜間学級に係る広域的な仕組みへの参画について

中学校夜間学級（いわゆる夜間中学）は、多様な事情により義務教育を十分受けることができなかつた者に対して、教育の機会を実質的に保障するための役割を果たしています。

誰一人取り残さないというインクルーシブの視点から、本市在住者の学びの場を確保するために、令和4年4月、相模原市に開設される中学校夜間学級に通学が可能となる広域的な仕組みに参画することとしましたので、報告します。

1 経緯

- | | |
|----------|---|
| 平成27年 7月 | 文部科学省が「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」を通知。 |
| 平成28年 4月 | 神奈川県教育委員会は全市町村教育委員会で構成する「中学校夜間学級等連絡協議会」を設置。 |
| 平成28年12月 | 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を公布。すべての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることを義務付け。 |
| 平成29年 4月 | 神奈川県教育委員会は17市町村教育委員会で構成する「中学校夜間学級の設置に関する検討協議会」を設置。本市として、夜間中学の設置に関する方向性を検討するため検討協議会に参加。課題整理、検討、協議を実施。 |
| 平成29年12月 | 「夜間中学アンケート」（1回目）実施。（横浜市、川崎市を除く県民対象） 入学希望回答160人、うち藤沢市民5人。 |
| 平成30年 5月 | アンケート結果を受け、神奈川県教育委員会は、多数の希望回答があった県央・相模原地区に「ワーキング部会」を設置。夜間中学設置の必要性や、他地域からの生徒を受け入れる広域的な仕組みづくりについて検討。 |
| 令和 2年 1月 | 「中学校夜間学級の設置に関する検討協議会」が「中学校夜間学級設置準備協議会」に移行。本市も参加し、広域的な仕組みづくりに向けた検討・協議を実施。 |
| 令和 3年 2月 | 「夜間中学アンケート」（2回目）実施。（横浜市、川崎市、相模原市を除く県民対象。） 全回答47人、うち藤沢市民5人。（「入学したい」3人、「入学したいが迷っている」2人。）
アンケート結果や協議会での検討内容を踏まえ、本市として広域的な仕組みへの参画準備を進める。 |

2 新設する中学校夜間学級

相模原市立大野南中学校の分校として、県立神奈川総合産業高等学校（小田急線相模大野駅から徒歩圏）内に令和4年4月に開設される予定です。

3 対象者

学齢期を経過した者で、次の（１）～（３）のいずれかにあてはまる者が対象となります。

- （１）義務教育を修了していない者
- （２）様々な理由により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者
- （３）外国籍等で日本の義務教育に相当する教育を受けていない者

4 費用負担について

教員に係る費用（国庫補助対象）は、基本的に県と政令市である相模原市が負担します。また、施設改修に係る費用は県が負担します。その他、夜間中学運営等に係る諸経費については、年度ごとに在籍する生徒の人数に応じた額を、生徒が在住する市町村が負担します。

- ・生徒が在住する市町村が負担する費用
職員室通信環境整備に係る費用、非常勤職員に係る費用（学校事務、日本語指導員等）、消耗品費、教材・教具整備費等
- ・本市が負担する必要な経費は、入学者数が12月に決定することから、令和4年度当初予算に計上します。
※生徒1人当たりにかかる負担額（現時点での見込み）
在籍生徒数30人想定で、1人当たりの負担額は50万円～60万円程度

5 開設までのスケジュール

令和3年

- | | |
|--------|--|
| 8月～10月 | 入学希望者説明会及び生徒募集
事前相談（入学希望者と市町村教育委員会による面談） |
| 9月～10月 | 相模原市と参画市町村及び神奈川県教育委員会の三者による協定の締結 |
| 11月 | 相模原市教育委員会による面談 |
| 12月 | 相模原市立夜間中学広域連携協議会（中学校夜間学級設置準備協議会から移行）にて入学者の決定 |

令和4年

- | | |
|------|-----------|
| 1月以降 | 入学準備事務手続き |
| 4月 | 開設 |

以上

（教育部 教育指導課）

相模原市立大野南中学校分校夜間学級における生徒の就学及び費用負担 に関する協定書

相模原市(以下「甲」という。)と●●市町村(以下「乙」という。)及び、神奈川県教育委員会(以下「丙」という。)は、相模原市立大野南中学校分校夜間学級(以下「夜間中学」という。)における生徒の就学について、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、乙に在住する者の夜間中学への就学にあたり必要な事項を定めるとともに、甲乙及び丙が互いに協力して夜間中学の円滑な運営を支援することを目的とする。

(夜間中学への就学)

第2条 甲は、乙に在住する入学希望者が、夜間中学への就学が必要であると認められる場合は、入学を認める。

2 夜間中学への就学に関することについては、甲が別に定める「夜間中学への就学に係る基本方針」によるものとする。

3 前二項のほか、甲、乙及び丙は、夜間中学への就学に係る諸手続きについて、互いに協力するものとする。

(費用負担)

第3条 乙は、甲が夜間中学の運営に要する費用の一部を負担するものとする。

2 夜間中学に要する費用負担に関することについては、甲が別に定める「夜間中学における費用負担に係る基本方針」によるものとする。

(協議の場)

第4条 丙は、夜間中学への広域的な就学に係る情報を共有し、運営について協議するために、相模原市立夜間中学広域連携協議会(以下、「協議会」という。)を設けることとし、甲乙及び丙は協議会に参加する。

2 協議会の組織及び運営については、丙が別に定める。

3 甲は、別に定める「夜間中学への就学に係る基本方針」及び「夜間中学における費用負担に係る基本方針」を変更しようとする場合は、協議会において協議しなければならない。

(解除又は変更の通知)

第5条 甲、乙及び丙は、本協定を解除又は変更をしようとする場合には、原則として、解除又は変更をしようとする日の、6か月前までに相手方に通知する

ものとする。ただし、夜間中学の運営に要する費用に影響がある場合は、予算確保等に要する期間を十分に確保し、通知しなければならない。

(定めない事項への処理)

第6条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義があるときは、甲乙及び丙が誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 相模原市中央区中央2-11-15
相模原市長 本村 賢太郎

乙 ●●市町村
●●市町村長 ■■ ■■

丙 横浜市中区日本大通1
神奈川県教育委員会教育長
桐谷 次郎

夜間中学への就学に係る基本方針

【就学までの流れ】

- 1 相模原市以外の市町村からの入学希望者は、入学希望受付期間内に、在住する市町村の教育委員会に夜間中学への入学希望申請書を持参し、事前相談を受ける。
- 2 市町村の教育委員会は、入学希望者に対する事前相談を実施し、事前相談シートを作成する。
- 3 市町村の教育委員会が申請を認める入学希望者は、入学希望申請書、事前相談シート及び副申等の必要書類を相模原市教育委員会に申請する。
- 4 相模原市教育委員会からの依頼により、相模原市立大野南中学校長が入学希望者に対し面談を実施する。
- 5 相模原市教育委員会は、入学希望者に係る市町村の教育委員会からの入学希望申請書、事前相談シート及び副申(各市町村提出書類)、学校面談の結果を踏まえて、入学予定者を決定し、相模原市立夜間中学広域連携協議会に報告する。
ただし、入学予定者が想定する在籍生徒数を超える場合、もしくは著しく少ない場合は、相模原市立夜間中学広域連携協議会において、協議する。
- 6 相模原市教育委員会は、入学希望者に対し、入学予定者である旨を通知する。
- 7 入学予定者は、入学に必要な書類を相模原市教育委員会に提出する。
- 8 相模原市教育委員会は、提出書類を確認し、就学承認通知書を入学予定者に送付するとともに、その写しを当該市町村の教育委員会に送付する。

9 入学時期は原則、年度当初とし、入学希望申請書の受付期間を過ぎた場合は次年度以降の申請とする。

10 学校での事故が生じた場合は、相模原市教育委員会又は神奈川県教育委員会がそれぞれの管理責任において、責任を負う。

【通学支援】

相模原市以外の市町村に在住する生徒が一定期間登校しない、あるいは連絡が取れない状況にある場合の支援については、夜間中学及び相模原市教育委員会が、市町村の教育委員会と情報を共有し、市町村の教育委員会による直接的な支援について検討する。

夜間中学における費用負担に係る基本方針

1 費用負担の内訳

(1) 夜間中学の設置に要する費用

設置に要する費用は以下の項目に係るものとし、令和4年度の夜間中学設置から10年間で除した額を、各年度の在籍生徒数に応じて、毎年度、相模原市を含む各市町村が負担する。

ア 職員室通信環境整備に係る費用

(2) 夜間中学の運営に要する費用

年度ごとの運営に要する費用は以下のアからカの合計額とし、各年度の在籍生徒数に応じて、毎年度、相模原市を含む各市町村が負担する。

ア 夜間中学に配置される教職員に係る費用(義務教育費国庫負担法の規定に基づき国が経費の一部を負担する者に係るものを除く。)

イ 日本語の指導・支援に係る費用(日本語講師、通訳等)

ウ 消耗品等整備に係る費用

エ 教具・教材等の整備に係る費用

オ 生徒募集に係る費用

カ 協議会において認めた費用

2 費用負担の算出及び請求について

(1) 上記1(1)及び(2)の合計額を、当該年度の在籍生徒数で除した額に、当該市町村に在住する生徒数を掛けて、相模原市以外の市町村ごとの費用負担額を算出する。

(2) 相模原市は、市町村に対し、当該年度における(1)の額を年度末に通知し、請求する。

(3) 市町村は、相模原市に費用負担額を支払う。

(4) 相模原市は、当該年度の費用負担の内訳について、相模原市立夜間中学広域連携協議会に報告する。

3 在籍生徒数について

原則として、毎年度4月1日時点の在籍生徒数(予定を含む。)とする。

4 協議

著しく生徒数が少ない、もしくは想定する在籍数を超える場合は、相模原市立夜間中学広域連携協議会において費用負担について協議する。



ねん
2022年
がつ せつ ち
4月設置

や かん ちゅう がく 夜間中学の せい と ぼ しゅう はじ 生徒募集を始めます

さがみはらしりつおおのみなみちゅうがっこうぶんこうやかんがっきゅう
相模原市立大野南中学校分校夜間学級
ばしよ かながわけんりつかながわそうごうさんぎょうこうとうがっこうない さがみはらしみなみくぶんきょう
場所：神奈川県立神奈川総合産業高等学校内(相模原市南区文京1-11-1)



にゅうがく きぼうしゃ せつめい かい 入学希望者説明会 (Nyuugaku-kibousha-setsumei-kai) 開催

- 第1回** 2021年 8月20日(金) 18:00 ~
- 第2回** 2021年 8月29日(日) 10:00 ~
- 第3回** 2021年 9月30日(木) 18:00 ~
- 第4回** 2021年 10月15日(金) 18:00 ~

にゅうがく きぼうしゃ せつめい かい や かんちゅうがく
入学希望者説明会は、夜間中学への
入学を希望する人を対象に実施します。
神奈川県内の市町村(横浜市・川崎市を
除く)にお住いの人が参加することが
できます。

かいじょう かながわけんりつかながわそうごうさんぎょうこうとうがっこう きょうしつ
会場：神奈川県立神奈川総合産業高等学校 教室

- ※入学を希望する人は、4回の説明会のいずれかに参加してください。
- ※いずれも参加できない場合は、相模原市教育委員会へご相談ください。
- ※説明会に参加するためには、事前の申し込みが必要です。(裏面参照)
- ※当日はいくつかの言語の通訳を手配します。



Night Junior High School Escuela Secundaria Nocturna Junior High School para sa gabi 初中夜校 야간 중학		Escola Ginásial Noturna Trường trung học cơ sở ban đêm रात्रि कनिष्ठ उच्च विद्यालय रात्री जुनियर हाई स्कूल မနုဇ္ဈာန်သင်တန်း
夜間中学		



にゅう がく よう けん
入学要件

にゅう がく たい しゅう しゅ がく れい き けい か ひと ねん がつ にち
入学対象者は学齢期を経過した人(2007年4月1日
までに生まれた人)で、次の1～3のどれかにあて
はまる必要があります。

1. 義務教育を修了しないまま学齢期を経過した人
2. 様々な理由により十分な教育を受けられないまま
中学校を卒業した人
3. 外国籍等で日本の義務教育に相当する教育を
受けていない人

や かん ちゅう がく
夜間中学はこんなところ

- 公立中学校の夜間学級です。
- 授業料はかかりません。教科書は無償です。
- 中学校の各教科の教員が授業を行います。
- 授業は17時ごろから始まり、21時ごろ終わります。
月曜～金曜まで毎日授業があります。
- 夜間中学の学習を修了すると、中学校の卒業資格
(卒業証書)を得ることができます。

夜間中学の1日(予定)

16:25 ~ 17:10	始業前授業 (希望者のみ)
17:15 ~ 17:25	学級活動
17:30 ~ 18:15	1時間目 (45分)
18:20 ~ 19:05	2時間目 (45分)
19:15 ~ 20:00	3時間目 (45分)
20:05 ~ 20:50	4時間目 (45分)
20:55 ~ 21:00	学級活動

入学希望者説明会
(Nyuugaku-kibousha-setsumei-kai)
について

1 説明会の内容

- (1) 相模原市教育委員会あいさつ
- (2) 夜間中学説明
- (3) 質疑応答
- (4) 個別相談

2 事前の申し込みについて

(1) 申し込み方法

- ・ 電話または窓口の場合
平日の午前9時から午後5時まで受け付けます。
- ・ FAXまたはメールの場合 **English available**
次の内容を記載して送信してください。
①入学希望者氏名②住所③電話番号④参加を
希望する回⑤同伴者がいる場合は同伴者氏名
※同伴者は原則1名とします。

(2) 申し込み期間
2021年8月2日(月)～
※申し込みは各説明会開催日の前々日まで受け付けます。

【入学までの流れ】

- 1 説明会に参加 (いずれかに参加)
(8/20, 8/29, 9/30, 10/15)
- 2 募集案内を読み、願書を作成
- 3 お住いの自治体に願書を提出
- 4 お住いの自治体で面談
- 5 相模原市で面談
- 6 面談の結果を通知→入学決定

申し込み先・問い合わせ先

相模原市教育委員会学校教育課
TEL : 042-704-8918 FAX : 042-758-9036
メール : gakkokyouiku@city.sagamihara.kanagawa.jp

一般質問の件名及び要旨

令和3年9月定例会

番号	質問者氏名	件名	要旨
1	平川和美	1 市民の健康を守る取組について	(1) 新型コロナ対策について（教育部） (2) 帯状疱疹について
		2 投票しやすい環境について	(1) コロナ禍における選挙投票の取組について (2) 移動支援について
2	清水竜太郎	1 新型コロナ対策について	(1) 医療提供体制などについて
3	栗原貴司	1 観光行政について	(1) 今後の海岸利用について
		2 市民自治について	(1) 地域ボランティア活動について（生涯学習部）
4	友田宗也	1 新型コロナウイルス感染症における本市の対応について	(1) コロナ禍におけるニューノーマルな海水浴場の運営課題について
5	北橋節男	1 子どもたちの学習環境について	(1) コロナ禍の対策について（教育部） (2) 防災について（教育部） (3) 地域との連携について（教育部）
		2 高齢者支援について	(1) 運動不足対策について
6	佐野洋	1 健やかな子どもの成長について	(1) 子どもの居場所と生活支援について
7	土屋俊則	1 まちづくりについて	(1) 村岡新駅周辺地区のまちづくりについて
8	松長由美絵	1 藤沢聖苑について	(1) 残骨灰の処理について

番号	質問者氏名	件名	要旨
		2 生きがい就労センターについて	(1) 事業の在り方について
9	甘粕和彦	1 新しい時代に向けたまちづくりについて	(1) 村岡新駅周辺地区などの新たな取組について
		2 受け継がれる地域の想いについて	(1) イベント開催への市の支援について
10	山口政哉	1 東京2020オリンピック競技大会について	(1) オリンピック開催地として（生涯学習部）
		2 観光施策について	(1) 海水浴場について
11	東木久代	1 「マルチパートナシップ」について	(1) 「高齢者の通いの場」の廃止と行政の在り方について (2) デジタルを活用した若者との交流について (3) 新たな地域共生社会モデルについて
		2 「魅力あふれるふじさわづくり」について	(1) 藤沢駅周辺のトータルデザインについて
12	山内幹郎	1 食育教育について	(1) 自校方式の中学校給食の実現について（教育部）
		2 気候危機と熱中症対策等について	(1) 政策決定について（教育部） (2) 本市の気候危機の現状と対策について（生涯学習部） (3) 熱中症の現状と対策について (4) 高齢者等の熱中症対策について
13	原田建	1 市長の政治姿勢について	(1) コロナワクチンについて（教育部） (2) コロナ患者「在宅放置」ゼロへの提案について (3) 村岡新駅について